

343

53



始





343-57



國際商業及交通全

大日本文明協會編纂

大正  
2.9.18  
購求



例言

本書載する所の第一篇『對外商業政策』は、先には獨逸駐米國大使館書記として敏腕の聞あり、且、後、イリノイ大學の商科教授たるジョージ・マイガット・フィスク博士(George Mygatt Fisk, Ph. D.)の著『International Commercial Politics』を翻譯したるもの、第二篇『海洋運輸論』は、合衆國巴奈馬運河特別委員にしてペンシルヴァニア大學教授たるエモリアール・ジョンソン博士(Dr. Amory R. Johnson)の著『Ocean and Inland Water transportation』及び『Elements of Transportation』を解説し、尙、佛國海運政策は特にコルリン教授の著『Transports et Tarifs』を以て補へり。又第三篇『鐵道及鐵道政策』は、埃國樞密顧問官にして維也納大學教授たるヨーゼフ・グルンツェル博士(Dr. Joseph Grunzel)の著『System der Verkehrspolitik』の第四章『Eisenbahnen』に據り、更に同氏著『Grundriss der Wirtschaftspolitik』第五卷『Verkehrspolitik』を參照したるものに係る。而して之が翻譯並びに解説に當られたるは、早稻田大學に於て此等の講話を擔當せらるゝ同校教授ドクトル・オヴ・フィロソヒ、フイ、伊藤重次郎氏なり。



本會は茲に其勞を謝さるべからず。

大正二年八月

大日本文明協會識

目次

第一篇 對外商業政策

(1)	次	目
		第一章 緒論……………一
		第一節 商業の意義及び種類……………一
		第二節 商業政策……………六
		第三節 上古及び中古の商業政策……………九
		第二章 近世商業政策の濫觴—重商主義……………六
		第一節 近世の特質……………一八
		第二節 重商主義……………二〇
		第三節 諸國に於ける重商主義の發展……………二七
		第三章 近世の商業政策—自由貿易……………三〇
		第一節 自由貿易主義の由來……………三三



第二節 自由貿易主義の發展……………三

第四章 最近の商業政策—保護政策……………三

第一節 近世の保護政策……………三

第二節 保護政策の論據……………三

第三節 諸國に於ける保護政策の發展……………三

第五章 關稅論—輸入稅……………三

第一節 關稅總說……………三

第二節 輸入稅論……………三

第六章 關稅論—輸出稅、通過稅、及禁止……………三

第一節 輸出稅……………三

第二節 通過稅……………三

第三節 禁止……………三

第七章 關稅制度(一)……………三

第一節 輸入稅率表……………三

第二節 關稅の施行……………三

第三節 輸入稅率制の種類……………三

第八章 關稅制度(二)……………三

第一節 從價稅と從量稅……………三

第二節 關稅の課徵……………三

第三節 差別稅……………三

第九章 關稅機關……………三

第一節 保稅倉庫……………三

第二節 自由港及び自由地區……………三

第三節 開港地……………三

第十章 內國稅及輸出入獎勵……………三

第一節 內國稅……………三



第二節 戻税……………一三三

第三節 輸出獎勵……………一三五

第四節 無税輸入……………一三三

第十一章 通商條約……………一三六

第一節 通商條約の意義及び變遷……………一三六

第二節 通商條約の締結……………一四〇

第三節 通商條約の内容……………一四三

第十二章 互惠條約並びに最惠國約款……………一五〇

第一節 互惠條約の意義の變遷……………一五〇

第二節 最惠國約款……………一五九

第十三章 政府の商業獎勵機關(一)……………一六四

第一節 立法及び行政機關……………一六四

第二節 領事……………一六六

第十四章 政府の商業獎勵機關(二)……………一七六

第一節 公使館附商務官……………一七六

第二節 大藏省……………一八〇

第三節 農務省……………一八一

第四節 商務省……………一八三

第五節 陸軍省……………一八五

第六節 商業視察委員……………一八六

第十五章 公私立商業獎勵機關……………一八七

第一節 商品陳列所……………一八七

第二節 私設諸機關……………一八三

第十六章 商業統計、貿易差額、及外國爲替……………一九六

第一節 商業統計……………一九六

第二節 貿易差額……………一九八



第十七章 海運政策……………三〇

第一節 領海及び自由航行權……………三一

第二節 航海條例……………三四

第三節 海運補助金……………三九

### 第二篇 海洋運輸論

第一章 緒論……………三一

第二章 帆船の種類及盛衰……………三五

第三章 汽船の構造設備……………四〇

第一節 汽機及び汽罐の發達……………四四

第二節 船體の發達……………四九

第四章 航路及商港……………五三

第一節 大洋に於ける重要航路……………五五

第二節 運河……………五九

第三節 商港……………六三

第五章 巴奈馬運河……………六九

第一節 沿革……………六九

第二節 工事……………七三

第三節 運河の效果……………七七

第六章 大洋貨物の運送……………八〇

第一節 貨物運輸の發達……………八〇

第二節 貨物運輸業の經營……………八三

第七章 旅客運送……………八五

第八章 大洋運輸業務組織の發達……………八六



第一節 商業の附屬としての海運……………三〇〇

第二節 海運業の獨立及び定期不定期の分岐……………三〇三

第三節 海運大會社の勃興……………三〇六

第九章 海運業の競争と獨占……………三〇九

第一節 獨占の意義……………三〇九

第二節 海運界に於ける競争の原因……………三一

第三節 定期船主間の競争……………三二

第十章 海運業に於ける協定、聯合、及合同……………三六

第一節 總說……………三六

第二節 船主同盟の組織……………三二

第三節 船主同盟會の協定約項……………三三

第四節 船主同盟の效果……………三二

第十一章 海陸運輸機關の聯合並びに合同……………三三

第十二章 海運賃率……………三四三

第一節 郵便物遞送賃金……………三四三

第二節 旅客賃率……………三四五

第三節 貨物賃率……………三四七

第十三章 海運政策……………三四二

第一節 北米合衆國の商港改修及び入港税……………三四三

第二節 北米合衆國の造船獎勵政策……………三四六

第三節 北米合衆國の海運業獎勵政策……………三四〇

第四節 佛蘭西の海運政策……………三四四

第五節 英國の海運政策……………三四七

第六節 獨逸の海運政策……………三四八

第七節 日本 の海運政策……………三四九

第八節 結 論……………三四九



第三篇 鐵道及鐵道政策

第一章 鐵道の技術的發達

第一節 鐵道の濫觴.....三八九

第二節 鐵道工事の進歩.....三九三

第三節 軌道の發達.....三九九

第四節 車輛の發達.....四〇一

第二章 鐵道の經濟的發達

第一節 世界の鐵道線路網.....四〇六

第二節 各國鐵道の發達及び現狀.....四〇九

第三章 鐵道の效策

第四章 鐵道政策

第一節 鐵道の國有と私有.....四一一

第二節 鐵道の所有と經營.....四三一

第五章 各國鐵道政策

第六章 鐵道の階級

第一節 總說.....四三四

第二節 國際聯絡鐵道.....四四九

第三節 國內幹線鐵道.....四四六

第四節 支線鐵道.....四四七

第五節 小鐵道.....四四八

第六節 市街鐵道.....四五二

第七章 鐵道の建設及資本

第一節 鐵道の免許條件及び建設.....四五六

第二節 鐵道建設費.....四五八



第八章 鐵道の營業

第一節 鐵道の義務……………四六六

第二節 鐵道從業員保護問題……………四六八

第三節 鐵道經營の財政的方針……………四七三

第四節 鐵道の收入……………四七四

第五節 鐵道の支出……………四七五

第九章 鐵道賃率の原理

第一節 鐵道賃率の性質……………四七九

第二節 國家の賃率主權……………四八一

第三節 賃率制定の四大要素……………四八四

第十章 距離に關する賃率諸制度

四九五

第一節 距離比例法……………四九五

第二節 距離遞減法……………四九六

第三節 地帶賃率法……………四九九

第十一章 貨物等級別の諸主義並びに運送附隨料金

五〇六

第一節 等級別の三主義……………五〇六

第二節 附隨手數料……………五〇九

第十二章 旅客賃率及手荷物料金

五一二

第一節 旅客賃率の根本義……………五一二

第二節 旅客賃率等級制……………五一三

第三節 旅客賃率と距離……………五一七

第四節 手荷物料金……………五一九



# 國際商業と交通

## 第一篇 對外商業政策

### 第一章 緒 論

#### 第一節 商業の意義及び種類

商業の廣狹二義 古の經濟著書を見るに、商業に關しては總じて二種の思想行はれ居たりき。其一は商業の效果に關し、他は商業の内容に關す。效果を論ずるもの一例としては、かの『法律神髓』を著して不朽の名を遺せるモンテスキューを擧ぐるを得べし。氏曰く『商業興れば國富む。國富めば人奢る。人奢れば藝術完成す』と。斯くの如く商業の物質的效果はいふも更なり、進んで商業が文化の上にも效果ありと説けるは専ら古の文書にのみ見るべく、近時の論議には

### 目次終



殆ど見ざる一特質なり。今、其理を考ふるに、上古開明せざる人、特に希臘人、羅馬人の如きに在りては、商業は概ね外國人の手に屬し、公明正大の職業と言はんよりは、寧ろ海賊的性質を有し居たりしを以て、商業とし言へば、士人の爲すを恥づる職業と認められ、因襲久しきに及んで容易に改まらず。茲に於てか、學者は商業の効果を説き、以て之を敬重せしめんとしたるなり。然れども文化起るに従ひ、人の商業に對する思想漸く革まり來り、今日に至つては、商業とは直接には取引者相互の利益たり、間接の結果としては文明開化を促すものたることは一般の認むる所となれるを以て、大抵の著者は其効果を云々するの必要を認めざることとなりしなり。

商業の廣狹二義に關し、古の論者は又區別を立つることなかりき。即ち貨物の賣買も、海陸運、通信、金融、銀行の事も區別せずして之を商業と言ひ、甚だしきに至つては、一般の産業又は經濟をも商業なる文字の中に含ませたり。是れ今日、獨逸、米國等に於て『商業教育』、『商業學校』などいふ場合に、諸種の商業は勿論、經濟學以外、他の學問をも含めると同一轍なり。然れども産業社會の進化は其組織

を愈々複雑ならしめ、曩に商業なる大綱みの名目の下に收められたる諸業は漸次分業となり來り、學問上にも又取別けて研究せらるゝに至れり。蓋し正確なる論理より言はば、運輸業、銀行業の如きは商業經營の機關なれば、當然、商業の附隨者たるに相違なければ、近來、其發達著しく、産業界の重きを爲し來りたる結果、之を引離して獨立に研究するに至りしなり。此意味より言はば、商業は、近時、其意義内容を狭うしたりと謂ふを得べし。本書には、孰れかと言へば、之を狹義に用ひたり。請ふ、進んで茲にいふ商業の意義並びに其一般の産業及び經濟に對する關係を説かん。

商の意義 經濟學とは人間生活を營むに必要な行爲を論ずる學にして、多く之を富を論ずるの學なりと爲す。斯かる場合にいふ『富』とは、人の爲めに有用なる貨物又は勞務を指すものなるが、一步進んで考ふるに、此『有用』といふ事にも様々ありて、或は原質上有用なるものあり、又は或一定の形狀を備ふるが爲め、茲に始めて有用なるものあり、又は或時に會うて始めて有用となるものあり、又は或場合に至るに及んで始めて有用なるものあり、或は又數量の奈何によりて用



不用を異にするあり。而して商工二業は共に人生經濟生活上、重要な任務を盡すものなれども、其用自ら異にして、工業は物の形を變じて以て用を造るを主とし、商業は時間、場所、分量の變化調攝によりて用を造る。

商工の別や一見明白なるが如くなるも、實は然らず。理論に於ても實際に於ても、決して完全なる事を得ず。何となれば學理上よりしては、生産品が終に消費者の手中に落つるにあらずんば生産完しとは云ふを得べからざるを以て、生産品を需要者に取次する商なる行爲は、畢竟生産の一部に過ぎずといふ論者あり。又實際に於ては、製造者と販賣者と兼ねたるもの、例へば菓子屋、靴屋等の如きものあればなり。近時社會の進歩に従ひ、分業愈盛んとなり、商と工とを截然別つに至りしも、最近には此形勢逆轉して、産業界合同といふこと流行し來り、商と工とは合一せられ、一手に經營さるゝに至るを見る。かの米國鋼鐵會社、スタンダード石油會社の如き、嘗に形體的有用を造るのみならず、時間的、場所的、數量的有用をも造りつゝあり。

蓋し貨物を製造するも之を需要者の手に達せんには、該需要者の住居せる場

所に送致せざるべからず、製造後需要者が之を欲する時まで貯藏せざるべからず、更に需要者の欲するだけの數量を供給せざるべからず。人生經濟行爲の中心、斯く生産者と消費者との間に立ち、場所的、時間的、數量的有用を造るを稱して商といふ。

商品 商業の目的とするものを商品と爲す。或は之を貨物といひ、物貨といひ、産物、坯いふものありと雖、是れ漫然、其區別を忘れたるものにして、是等の諸語は自ら其意を異にせざるにあらず。貨物又は物貨とは賣買し得べき動産にして、現に賣品たるもあり、或は賣品たらざるもあり。併し商品たらすとも、賣れば金錢に代へ得るものなりとす。商品とは賣買の目的となれる貨物を云ふ。産物とは生産せらるゝ物の義にして、天然力によりて生産せらるゝと、人を以て生産せらるゝとを區別せず。

商の種類 商は別つて卸賣、小賣の二と爲す。小賣とは直接消費者に賣るものをいひ、卸賣とは消費者ならざる人に對する取引をいふ。概して言へば、卸賣は巨額の取引にして、小賣は金額巨大ならず。



商は又之を内地商業と外國貿易(又は國際商業)とに分つ。外國貿易は更に種類に分類するを得べし。外國より買ふを輸入といひ、自國より他國に賣るを輸出といひ、貨物が一國より他國に到るの途上、第三國を通過するを通過貿易といふ。又甲國乙國と直接に貿易するを直接貿易といひ、第三國を介してするを間接貿易といふ。或は貿易を別つて陸路貿易、海路貿易と爲すをも得べく、其他、一國が自國の資本を以て自國人の手により貿易を營む時は、之を主動的貿易といひ、外國人の資本と外國人の經營とによりて貿易する場合を受働的貿易といふ。而して世界各國の貿易を綜合する時は、之を世界の貿易又は商業といふなり。本書の論ずる所は主として外國貿易の方面にありとす。

第二節 商業政策

商業政策 政治學は政治の原理を究め、政策は政治の術をいふ。前者は抽象の理なり、後者は實行にして法令となりて具體に現る。凡そ政治の善良ならんことは商業發達上必要の一條件にして、教育、私有財産制、租稅、交通の如きも一と

して商業に影響せざるものなきが故に、凡百の政令皆商業に關すと謂ふを得べしと雖、斯くては餘り廣きに過ぐるを以て、唯、國家が直接商業を監督せん爲めに發する法令のみを商業政策と爲すべきなり。故に之を反言すれば、商業政策とは國家が商業を監督せん爲めに設けたる法令及び諸制度をいふ。

政府の方針は通常商業を奨勵し、取引を増加せしむるに在りと雖、必ずしも常に然りと云ひ難し。或場合に於ては、政府は保護的關稅を設けて貿易高を少うせしむることあり、或は兵器、酒精飲料、有害飲食物に關する法律の如き、衛生警察、風紀上の目的よりせるものは往々にして禁止的なることあり。然れども之を換言すれば、總て商業法規の目的は社會を益するものたるを要す。蓋し、商業は、素より一切人事を律する法規ある所以のものは、即ち社會を益すといふに外ならざるものなれば、商業獨り之に戻るべき理なきなり。

商業政策と政治機關 中古時代には、商業行政の權は名義上、中央政府即ち君主の掌中に存したるが、事實上に於ては、中央政府の權力微弱なりし爲め、商政の實は地方に於ける公共團體又は組合等の掌中に歸し、年所を経るに従ひ、殆ど絶



對無限の權となり、嘗に内地貿易のみならず、外國貿易にも及ぶに至れり。然れども近世紀に入るに及び、英吉利、佛蘭西、伊太利の如く中央集權の實大に擧がれる諸國に在つては、商政の權概ね中央政府の掌握に歸せり。之に反し、獨逸聯邦、北米合衆國の如き聯邦國家に在つては、中央政府と地方政府とは其權力を分ち、前者は外國貿易を督し、後者は内地商業を司る。

茲に商業と商業政策及び政治の關係に就き面白き例と見るべきは、北米合衆國の歴史なり。初め北米の植民地は終始英本國の干渉を受けたれども、英國に在つては、國內及び對岸歐洲との間の政争に係はりて、意を植民地の事に專一にする能はず、加ふるに兩者の間に大西洋の横たはれるあり、其結果終に植民地政治は大體に於て母國の干渉を受けざるに至りしが、斯くても猶政治上、經濟上の軋轢は母國と植民地との間に免れず、結局後者を驅つて獨立自治を望むに至らしめたり。扱獨立の事成るや、聯邦を成せる諸州は權力を保持し、中央政府は僅に名義上の權を有したるに過ぎざりければ、國際貿易上、監督統治の實を擧ぐるを得ず。其極、一七八九年、憲法改正となりて中央政府の權を増大し、茲に中央政

府は對外貿易、各州間の貿易、及び印度人との貿易を管理することとなれり。純然たる國內貿易管理の權は依然各州の掌中に存す。

### 第三節 上古及び中古の商業政策

古代商業の特色 上古に於ける貿易を説くものは必ずテイロス、カルタゴ、雅典、ロードス其他を擧ぐるにても知らるゝが如く、古代の商業組織は市府本位、地方本位なり。中世に至りてはハンザ同盟の如く、多數の市府同盟して一種國家に類するの組織を立て、以て貿易の保護振張に努めしが、近世に入ると共に商業も亦國民本位となるに至れり。思ふに、古昔貿易が近世の如き大規模に達する能はざりし所以のものは、三箇の要素を缺き居たるに因る。即ち運輸交通の便、交易労働の自由、及び交易労働の安全が缺如し居たること是なり。運輸交通の便乏しかりしが爲め、貿易商品と云へば容積小にして價格大なるものに限られたるを以て、規模自ら大なるに至らず。勞力と交通との自由に就きて、當時政治組織の結果、多數者の利益は全然無視せらるゝ有様なり。されば、延いて貿易に



も影響し、更に世間物騒にて財産權不安固なりければ、陸上の通商は隊商と稱し、商人武器を携へ、隊を爲して往來し、海上に在りては護衛船に伴はるゝの必要を見たり。夫れ斯くの如し、焉んぞ近時の如き貿易の大發達を見るを得べけんや。

古の貿易は概ね開化したる人民と未開人との間に行はれたるものにして、未開人は開化人を疑ひ怖れ、事常に穩かならず、結局、戰爭となり、未開人は殺戮せらるゝか、奴隸となるか、或は植民地となりき。之が爲めに古代に在つては決して外國人を信ずる事なかりき。加ふるに、當時は土着の者が商業を爲すこと稀にして、商業取引といふものの、往々にして掠奪の意味を有したるが故に、人の商業を怡ばざること蓋し一層なりしなり。唯、古代に於て、斯かる中にも商業が榮えたる一理由あり。そは知らぬ他國人とても迎へ受けて之を保護するの習慣ありたることは是なり。此習慣、何れの頃より出でたるかは明らかならざるも、恐らくフォエニケー人に始まれるならん。

○古代商業の發達 有史以來、最古の文明は、ニル、ティグリス、エウフラテース等の大河畔にあり。されば古代有力なる商業人民も亦此地に起りき。亞刺比亞人

は西に埃及を控へ、東の方亞細亞の諸開化人民に對し居たるを以て、此兩者の間を往來して陸上貿易民の盛名を擯にしたり。其行くや、隊商を組織し、一定の規則を作り、其班に在る商人は各、之を守りたるが、別段商政の機關といふが如きものなかりき。フォエニケー人亦上古の大商民にして、地中海東岸の形勝を占め、西は原料産地を控へ、東は製造品製作地に對したれば、海陸の貿易莫大に上りぬ。其陸商は隊商にして、一定の通路あり、休憩地、貿易地の定まれるあり、其海商は東紅海及び印度洋に及び、西は地中海、黒海より進んで大西洋岸の諸市に及び、之に使用する船舶は、各武裝ある上に、商船の一隊には又護送船を附し、一定の地を定めて貿易所となし、本國政府より官員を派遣して之を差配するを常としたり。概して言ふに、フォエニケー人の商業は、ティロス、サイドンにある中央政府の手に依つて行はれ、組織頗る完全となり居たり。されば此中央府たる二都市は、管に大商業地たるに止まらず、又工業の大中心地として重きを爲すに至れり。

希臘人、羅馬人共に商業を嫌忌すること甚だしかりしも、後に至り、希臘人は大略、此思想を脱するに至りしと雖、羅馬人に至つては終に渝らざりき。初め希臘



の商業は外國人之に従事し、殊にフェニケ人多く之に當りたりしが、時を經るに従ひ、希臘人自ら亦商業に携はり、近海に植民地を起して其貿易を盛んにする様になり、次第に銳意して商業を營むに至りぬ。希臘人の商業方針は概してフェニケ人のそれを踏襲したるものなるが、未だ出藍の譽を荷ふに至らず。蓋しフェニケ人の商業は一二の中央都市を中心とし、數世紀に亙りて渝らざりしかば、中央集權の實成り、大に發達せしが、希臘のは諸都市間に於ける政權の消長に従ひ、商權の中心、所々に推移したるを以て、十分の發達を爲すに暇あらざりしなり。

羅馬人商業經營の跡を尋ぬるに、其植民政策が殘忍なる掠奪主義なりしに似ず、其商業政策は概して消極的なりき。羅馬は地中海上の海賊を平定して海上安寧平靜に歸し、陸には四通八達の良道を開き、有力なる軍備を整へて、領土の安寧を得たるが、其多數の人民に對し、必需品奢侈品を供給すべき重大なる商業に至りては、概ね之を外國人殊に希臘人の手に委して晏如として顧みざりき。

中世に於ける商業政策 上古中古の商業制度は共に都市本位にして、國家と

しての商業政策は未だ起らざりしは既に述べたるが如し。而も、今、中世の政策を取りて上古のそれに比するに、市場に關する諸規則、其他國內諸制度、及び國外に於ける制度、即ち市、工場、領事の如き、並びに都市同盟制度等に於て、幾分上代よりも進歩せるを認めずんばあらず。例へば中世に至るに従ひ、商業中心地が其數を増せること其一なり。又市場が沿岸地に發達したるのみならず、進んで内陸地方に起り來れること亦一なり。都市同盟は其趣き準國家的にして、近世の意義に於ける國民國家の先驅と見るを得べきこと是れ亦其一なり。

扱然らば、中世紀に於ける商業制度とは凡そ奈何なるものなるかといふに、それは西歐諸國の諸制度を通じて一貫せる方針あるを見る。之を別つて對外的制度、對內的制度の二とす、前者の主なるものは外國にある居留地に關するものなり。茲に所謂居留地とは當初は倉庫なりしものが、發達の結果、外國都市に於ける國人の居留地全部を總括するに至りしものにして、某國よりの商人は皆此處に居住して商業を營み、一箇特別の法令を守り、本國政府選任の領事、又は居留民の選任に依れる領事をして統治せしむ。是等居留民の權利は居留地所在國



の君主より特許せられたる所に係る。本國政府も亦總て外國貿易に關し、詳細の規定を爲せり。例へば、商船出帆の時、日航行の序次、航海の目的、歸航、艦裝等に關する如き是なり。又商權は努めて之を自國民の手に保せんとしたる規定多し。例へば、ヴェネチアの法令に據る時は、日耳曼人がヴェネチアを経て東歐羅巴と貿易するを禁じたるが如き、或はリューベック市民が和蘭人のポルティク海に通商するを阻止せんとしたるが如き是なり。

國內商業に對しても亦外國人を排斥するの法制ありき。外國人は萬事信用されず、外國人と組合契約を結ぶことは禁せられ居たりき。外國人の來りて國人と通商するには種々の制限あり。外國人が從事すべからざる職業亦一二のみならず。彼等が來りて滞在したる日子にも制限あり。又彼等が市府を通過することあらば、必ず所定の市府税を支拂ひ、且、携帯せる商船を公示して販賣せざるべからざりき。而して斯かる場合に消費者は商工業者よりも先に買ひ調ふる權利を有し、毎週開場する市に於ても、消費者は商人よりも先に買入るゝことを得たり。凡そ日用品は萬民の必需品なれば、萬民共同に之が供給の豊富な

らんことを希望するは、蓋し自然の理數なり。茲に於てか、法を立て、必需品の輸出を禁ずること敢て珍しからず。一市府附近の農民は必ず其作物を該市府に送るべきものとせられ、品質數量より定價に至るまで法律を以て規定すること常習なりき。尤も此偏狹なる制度は大市にては厲行せざりき、大市は歐洲到處に時を期して時々行はれたり。

中世商業の發達 西羅馬帝國は紀元四七六年を以て亡び、西歐一面、野蠻民族の蹂躪する所となりてより、商業亦地に委し、爾來、五百年の間は歐洲の商業復往年の盛況を見るに至らず、一部纔に地中海沿岸に餘喘を保ちたるものあるも、是れ主として希臘人の經營に係れり。後、モハメッド人が歐洲に入りてよりは、亞刺比亞人商權を司れり。此間に於て中央集權の勢を有せるものは獨り教會にして、政治上には封建制度の興起するあり、一方には、市府の勃興あり、共に地方分權の大勢を爲し、從つて商業政策上見るべきの發展なし。獨り此間に在つて最も商業の復興を促すに力ありしものを十字軍となす。按ずるに、十世紀の終り、土耳其人、西亞を席卷して、エルサレムを奪ふや、西歐の人士は宗教上の狂熱に驅ら



れ、一部冒險の客氣に乘じ、同時に東西兩大陸間の貿易が全然杜塞せらるゝなきやを怖れたるが爲め、無慮二百年の長日月に互り、數回の十字軍を起し、數百萬の人馬を動かして東方を征せり。其效果や蓋し甚だ廣大なるものなりき。先づ政治上に於ては、多數の貴族を東方に誘致し、而して其多數は没して歸らず、歸りしものも國帑疲弊し盡したるを以て、封建制度の根柢破壊せられ、依りて君主及び町民の力を増大したり。又二百年間に互り、ビザンティウム及び亞刺比亞の優秀なる文化を見たる爲め、西歐人民は其文明上に大變化を來し、東方の物貨を欲するに至りたるを以て、既に人馬輸送の爲め、及び兵器、糧秣、被服供給の爲めに物興せる商業は一層の刺戟を受け、舊來の商業中心地は新生命を得、舊來無き處に新市府起り來りぬ。例へば、ブランドルは西北歐羅巴に於ける大工業地となり、ヴェネティア初め北部伊太利の諸市は東西兩大陸間の通商の途に沿へるを以て、相率ゐて富強となり來れり。かのハンザ同盟其他都市大同盟が起りしも、亦此時代の事に屬す。

ハンザ同盟 とは其初め、十三世紀の初めに漢堡、リューベック間の通商を保護す

るの目的を以て起りたるものなるが、幾許ならずして急速の發達を遂げ、北部歐羅巴の都市を網羅すること殆ど百に達し、遂に、リューベックを首府となせり。其初めは専ら商業團體なりしも、幾許もなくして諸多の權を獲得し、政治上重要な團體となるに至れり。其居留地は倫敦、ブルジュ、ベルゲン、ノヴゴロッド、其他の都市に互り、商業上諸種の特權を得、加ふるに有力なる陸海軍を有したるを以て、優に北歐商工業を壟斷し、宛として一大王國を成し、以て當時ヴェネティアが南歐に商界の覇を握りたるに對立せり。思ふに、市府の聯合たる、勢權の集まる所、獨占横恣の弊を生ずるの虞なきにあらざりしと雖、其西歐文明に資したる所決して尠なりと謂ふべからず。蓋し其商工の安全を確保したるの恩惠は、常に同盟諸市のみならず、取引諸國諸都市に及び、歐洲全體をして其富を興し、生活の程度を高め、文藝思想を開發し、法制秩序に馴れしめ、以て後の憲政を興すの素地を作らしめたり。然るに十五六世紀の校、諸國中央集權の業成り、鞏固なる國民政府起るに及びて、此等市府同盟の要消滅したれば、自然解體せらるゝに至れり。



第二章 近世商業政策の濫觴——重商主義

第一節 近世の特質

歐洲文明史中、最近の四百年間をとりて之を其以前の二千年間に比較するに、數箇特色の認むべきものあり。十字軍の結果、商工業者が富を増し權力を増せしこと其一なり。富が増加したる爲め、無爲にして衣食するを得る人々も生じ來り、茲に文藝發展の要件たる金と閑暇と併び備はるに至りしこと其二なり。此大勢は文物の上に現れて、所謂文藝復興となり、希臘羅馬時代の文學を再興し、ダンテ、ペトラルカ、コレー、エラスムス、モリア等を輩出せしめ、藝術の方面には壯麗なる寺院教會堂興り、或は繪畫彫刻の盛大を致して、ミケランジェロ、レオナルド、ダ・ヴィンチ、ラファエル、ティチアン、レンブラント等の名手を出し、宗教に於ては有名なるマルティン・ルーテルを先鋒として宗教改革となり、政治上には國民的國家の勃興となれり。蓋し十字軍と國民的國家興隆の關係は先にも一言したるが如く、そが多數の貴族を戰場の露と消えしめ、若しくは家産を蕩盡し、家臣を失はし

めたる結果、封建制度の瓦解を速かならしめたる點にあり。初め貴族の勢衰ふるや、富商之に代つて其權を専らにせしが、時を経るに従ひ權勢漸次中央政府の手に歸するに至り、茲に西班牙、佛蘭西、及び英吉利の如く、近世の意義に於ける國家を生ずるに至れり。

扱、此時代に於ける商業は又三大事件ありしを以て、特に上代と區別すべき價あり。何ぞや、曰く、コロンブスが米大陸を發見したること(一四九二年)、ヴァスカ・ダ・ガマが喜望峯を経て印度に達する海路を發見したること(一四九八年)、及びマジエルランの徒が地球を周航したること(一五一九年—二二年)是なり。是より先き一四五三年、土耳其人東羅馬の首都コンスタンティノポリスを陥れ、因つて東西兩大陸間の通路を扼し、以て此間の通商を妨害したるが、南阿迂回航路と北米の發見により、全く商業の通路を轉じ、安全に貿易を營み得るに至りぬ。其結果從來、地中海諸港を中心としたる世界の貿易は移りて大西洋岸の諸港に落ち、又商品としては煙草、馬鈴薯、玉蜀黍の如き新貨物輸入せられて日用品となり、金銀の輸入により其供給豊富となり、運賃に於ても従前に在りては大半陸路を行き、又



は内海に限りたる交通を變じて海上の交通となしたる爲め、大に低廉となりたり。是等の諸因相合して大に商業を盛んならしめ、商人の勢力を増さしめ、爾來二百年間、歐洲諸國をして互に世界の商權を争ひ、法を立て、相競ふに至らしめたり。尤も此時代に於ける前古未聞の大變化が火藥、印刷術、羅針盤の三大發明に負ふ所深きは蓋し辯を俟たざるなり。

## 第二節 重商主義

重商主義の概要 近世紀初頭前述諸種の出來事ありしが爲め、經濟學説及び其政策上に重大なる變化を生じ、所謂重商主義なるもの現れ來れり。こは從前の市府乃至一地方の利害を基として説を立て法を作りたるを改めて、之を國家的見地よりせんとするものなるが、要するに、前者の發達して茲に至りたるものなれば、大體に於て中世紀に於ける市府經濟政策の精神を踏襲せり。今、諸國の重商主義を通觀するに、主義として各國の間に共通現存せるものあるにあらず、法制亦區々なりしと雖、其間略、相同じき點なきにあらず。例へば、貨幣を過重視

したるが如き其一なり。今、其理を考ふるに、是より先き、殊に十字軍時代以來、歐洲諸國が本邦諸國の産物を購ひたる結果、金銀は歐洲を去つて東邦に轉じたるに、歐洲諸國王侯の費用嵩み、宮臣の俸祿と大なる常備軍の費用の爲め、貨幣の必要甚だしく増加し來りたれば、其費途に應ずるの途を講ずるは當面緊要切迫の問題なりしなり。若し此費用に應せざらんか、忽ち君主王侯の尊嚴を失はざるべからず。是れ諸國が争つて金銀を吸収し保持するに努めたる所以なり。加ふるに、當時經濟上の原理未だ殆ど解せられざりければ、經濟論客や爲政者は輒ち論結して、一國の富の大小は其國の有する金銀の多少に由ると思考したり。然るに不幸にも西歐開化諸國は一も自國に金銀鑛山を有するものなかりければ、之を得んには専ら外國貿易に頼らざるべからず。茲に於てか、重商主義の特色とすべき第二の要點生ず、即ち内國商業に比して外國貿易を過重視すること是なり。

重商主義の第一期 扱、諸國が外國貿易によりて金銀を得るや、次に之を國內に保留する方法奈何といふ問題起り來るべし。諸國政府は此問題の爲めに互



に相競うて法を立て令を布けり。今、伊太利の經濟學者コッサの説く所に従ひ、當時諸國が執りたる政策を三期に區別して論述する所あらん。第一期に於ける政令としては、正貨の輸出を禁止し、貨幣を改鑄して之を劣惡にし、以て其量を増加したること、並びに法を設けて賣買交換を律したること等にして、西班牙、葡萄牙を首とし、此等の政策を行ひたるもの多しと雖、其效なきこと久しからずして明らかとなれり。

重要主義の第二期は貿易の均衡を得るに努めたる時代にして、最も英國に行はれたり。コッサの説に據れば、此方は數多の巨細なる規定を以て、英國民と外國人間の私的契約を律し、以て國內流通貨幣を増加せしめんとしたるものにして、例の如く正貨の輸出を禁じたることも其一要項なりしが、更にブルジュアント、ヴェルベン、特にカレー等に於ける英國商人の取引行爲を律したり。是等の市府は製品輸出販賣に關する獨占權を有したるものなるが、其一條件として英國よりの輸出品を外國人に賣拂ひて得たる總代金中、一定の部分丈は必ず正貨にて本國へ持還らざるべからざることとなり居たり。又英國國內に對しては資金

使用條例なるものありて、外國商人が英國に來り其商品を賣る時は、其賣上金を以て英國産物を買はざるべからずとせり。是れ正貨を持還らしめず、之を英國に残さしめんが爲めなり。是等諸細則を嚴密に行はんが爲め、關稅官なるものありて、特に商人を監督し、法定貿易市に於ける輸出入税を徵集せり。別に政府の兩替官ありて、關稅官が徵集したる外國の貨幣を英本國の貨幣に換ふるの任に當れり。

重商主義の第三期 初期の重商主義者が主張したる主旨を嚴正に實行する時は、却て外國貿易を妨げ通商の不振を來すは必然の理なり。此事明白となりたるを以て、英國の經濟論者は其改良を主張して曰く、國家政策上、顧慮すべきは箇々の取引の均衡にあらずして、國家としての總體の取引高の帳尻奈何にあり。國家を富ますの法は複雑なる商業取引關係を整理し、其總輸出をして總輸入よりも多からしむる様にすべきなりと。即ち此場合には貿易の差引尻は貸となり、それだけ外國より貨幣にて受取るを得べきなり。斯かる有様を稱して「有利なる貿易差額」と云ひ、之に反して一國の總輸入が總輸出額に超過する時は、之を



『不利なる貿易差額』と云ふ。

當時政府の方針は一に有利なる貿易關係を現出せしむるに在りて、之を實現せん爲め諸政府の執りたる政策種々あれども、其中に相同じきものあり。其一は、外國貿易を營むには之を自國船と自國船員によりてするを最も利ありと爲す考より出でたる法制にして、十七世紀中に於ける英國の航海條例は此主義の尤なるものに屬す。其二は、國內の製造業を奨励するに力を致し、一方に製造品の輸出を奨励し、且、原料の輸入を容易にすると同時に、他方には海外より製造品の入り來る事を阻み、自國より原料品を輸出することをば禁止したることさへあり。蓋し當時の爲政者をして爾く國內の製造業を主要視せしめたるもの其理二あり。(一)製造品の輸出は原料品の輸出よりも價格大なるを以て有利なる貿易差額を生ずる傾あり(二)多數人民に職業を供給し、依つて以て多くの人口を養ふことを得しむ。而して此多くの人民を養ひ得といふは重商主義者の最も望ましきことと思惟したる所たり。

當時の經世家は皆貿易の利が相互的なるを思はず、輸出超過國のみ獨り利す

るものにして、輸入超過國は損するものなりと信じ居たるが爲め、政權を利用し以て對外貿易の狀勢を人爲的に左右せんとしたるは、蓋し當時に在りては無理ならざることと謂ふべし。其主義の發する所、當時の植民政策となり、植民地を以て専ら母國の利益の爲めに存するものなりとし、殊に植民地は母國の工業に原料を供給し、其製品を消費する處と看做すに至れり。

一面重商主義は又國內に對し、一定の主義を有したり。即ち國家本位の經濟策にして、封建割據時代に在つては國內の平和を十分に維持すること難かりしが、中央集權の實擧がると共に、平和安寧を維持し、諸市府の特權を奪つて之を中央政府に收め、國內に於ける通行税、租税、其他地方的制限を全廢又は輕減し、其他總て市府本位の經濟政策を改めて國家本位となすにありき。

重商主義の批評 簡短に重商主義を評せるもの多きが中に、ロシアの論は最も肯綮に中れるものの一なり。曰く、

『理論上より之を觀るに、貿易の均衡を論じ、輸出入税の効果を説き、以て富の流通に關して組織ある解釋を下さんとしたるは實に重商主義を以て嚆矢となす。唯、



夫れ初めなり、必ずや先驅者に免るべからざる缺點を有したるは已むなきのみ。當時未だ生産の何たるやを明らかに解せるものなく、資本の品質も亦明らかにせられず、唯、富の蓄積せらるゝや、其最も顯著にして不變なる形は貨幣なるを以て、貨幣を以て資本と混同し、甚だしく貨幣の用を過大視し、その交換の媒介たるに止まるものなるを思はざりき。従つて先づ賣るにあらすんば買ふ能はずてふ最も暗易き理をすら悟らざりしものもあり。又或は百方苦心して政策を案出し、而も之が全く意表外の結果を生じ來るべきを夢想だもせざりしもの影からざりき。彼等は又世人の貧困を歎じたるが、是れ亦其見を可とすべきも、其之を救済せんとする手段に至つては謬れりと謂はざるべからず。何となれば彼等は唯、貨幣を増加せば直に人を富ましむるを得べしと考へたればなり。試みに思へ、貨幣濫りに多からんには物價を騰貴せしめ、輸出を停止するに至らん。彼等は靜的貨幣の價値を認めたるも、未だ動的效力を解する能はざりしなり。貨幣の存在高を多くすることも必要なれど、其流通を容易にすることも亦甚だ緊要なるを悟らざりしなり。『彼等は貿易の均衡とは貸借の相反と同じきものなりと考へ居たり。されば彼等は久しきに互りて輸入額輸出に超過する時は、必ずや一國の流通貨幣を減少するものなりと思惟せり。眞理は實に其反對にして、假令、輸入額が輸出よりも多きこと久しきに互るとも貨幣は減少せずして済むことあるなり。蓋し輸入品に對し代價を支拂ふには貨幣を以てするものにあらず、概れ賣品の輸出を以てするも

のにして、假令、然らざる場合にありても、甲國が乙國より借ある場合に、甲國は又別に丙國に對し貸ありとせば、甲國は正貨を乙國に送らす爲替作用により丙國をして自國に代つて乙國に拂はしめ、以て貨幣を受授せずして債權債務を決済するが普通なり。重商主義者は之を悟らずして以爲く、一國の爲め有利なる貿易状態は必ず維持繼續するを得るものなりと。彼等の相互主義なるものは實に愚劣なるものなりしも、彼等は此主義によりて對外商業條約を締結し、外國が自國の生産品に課税し、以て其侵入を拒む時は自國も亦其外國の生産品を竣拒するの策を採れり。外國の仕打が奈何なればとて、自ら必要な物の買入を制し不自由を忍ぶが如き抑、之を愚と謂はすして何とか言はん。

『國家は個人と同じく、其富むの途は唯一、即ち其消費するよりも多くを生産すべし一途あるのみ。然るを彼等又之を悟らざりき。是れ彼等が専ら外國にのみ熱中したる結果のみ。彼等は國民の一部たる商業者の利害を以て直に國家の利害と做し、輸出は須く輸入に超えざるべからずとの主義を建て、英、佛、蘭三國の争闘となり、互に關稅の壘を高くして、以て他を窘めんとするの愚擧に出でたり。』

### 第三節 諸國に於ける重商主義の發展

十六世紀に於ける世界商業の發展を解せんには、先づ善く重商主義の精神を



究めざるべからず。是れ當時西歐諸國の經濟政策となりたるものにして、初め葡萄牙、次に西班牙、和蘭、佛蘭西、英吉利の順序を以て、相次いで商界の覇權を争ひたるが、皆此主義に由りたるものなり。

葡萄牙及び西班牙。近世歐洲人中、長途の航海を爲し、重要な發見を爲せしもの實に葡萄牙人を以て嚆矢とす。十五世紀の初め「航海者」の渾名を取りしヘンリが盛んに航海思想を鼓舞したる結果、一四九八年にはヴァスカ・ダ・ガマ印度に至るの海路を發見し、一五〇〇年には葡人ブラジルを占領せり。幾許もなくして西班牙はカルロス五世の時、諸國と戦つて屢、捷ち、諸方に大發見を爲したるに加へて、姻戚相續の好運なりしにより、其領土西歐の大部に互り、西の方新大陸の大部分を占め、尙東にも重要な植民地を有するに及び、全く葡萄牙に代つて天下の覇權を握り、商工の勃興殷盛を極むるもの約半世紀に及び。當時極力例の重商主義を厲行したるにも拘らず、金銀は續々として國を去りぬ。是れ蓋し通貨過多なりしが爲め、國內の物價を騰貴せしめ、國內物價の騰貴は外國品の輸入となり、必然の勢として貨幣の流出となりたるなり。茲に於てか、此難を救はん

爲め新大陸に金鑛を發見せんとし、冒險探檢に従事するの風靡然として起り、眞面目なる工業地に遺して振はざるに至りぬ。ネーデルランドの人民之に乗じて背叛し、分れて一國を作るあり、外には英、佛と戦つて大に敗れ、領土を失ひ、負債を起し、十七世紀の中葉以來、西班牙復、西歐商業政策場裏に重きを爲さざるに至れり。

ネーデルランド。ネーデルランドとは現今の白耳義及び和蘭に相當し、古來勤勉なる商工國民の名あり。中にも、現今の白耳義と北部佛蘭西に相當するフランドル人は製造工業に秀で、特に織物業に於て當時世界に比なく、其工人は西歐諸國に移住して工業を教へたり。當初、其首府とも目すべかりし最大の都市はブルジュなりしが、後アントウエルベン之に代り、北歐一帯に對する貿易の中心となりぬ。然るにアントウエルベンの勢力も亦漸て衰頽することとなれり。そはフィリペ二世、ネーデルランドの新教に服せるを悦ばず、之を撲滅せんとして端なく人民と戦を開くに至りしが、爲め、錚々たる市民は相率ゐて北部和蘭に移りたるに因る。之に反し、和蘭は勢を得たる矢先へ、西班牙が英國の爲めにアルマダ



艦隊を滅ぼされ(一五八八年)海上權を失ひたるに會し、和蘭は機乘すべしとなし、屢、征服隊を派して東印度貿易を興すに努め、一六〇二年に至り、多くの小會社を合して和蘭東印度會社となし、國家の特許狀を以て東印度貿易の全權を興へたり。其後數年ならずして葡萄牙及び英吉利が東洋に有したる領地中最も有望なるものは多く和蘭の有に歸せり。一六二一年、和蘭西印度會社の特許あり、阿弗利加西岸及び亞米利加にて貿易を營むこととなる。當時の植民地中の最大都市は即ち今の紐育、當時のニュー・アムスタルダムなりしも、結局、多大の成功を收むるには至らざりき。一六四八年、ウニェストフアリア平和條約によりネーデルラントの獨立承認せられしが、當時ネーデルランドはアムスタルダムを中心とし、商業國として其勢力歐洲諸國に冠たりき。然れども和蘭の勢力は久しからず、英國屢、航海條例を出だして之を苦しめ、終に一六七二年、海上に戰つて之を敗り、海上の商權終に全く英國に歸せり。和蘭又他國と戰つて敗れ、内亂の爲めに困しみたり。

佛蘭西 十五六世紀の大發見は世界貿易の通路を變じ、曩には南歐より陸路

北歐に到るに多く佛國を通過したるが、新航路發見の結果、船舶は遠く南阿を廻る爲め、以前の如く地中海に入り來らざることとなりしかば、有名なる佛國の大市場、マルセイユ港の如きは大に不利益の地位に立ち、加ふるに、十六世紀中の大戰爭の爲めに同國の商業發達上、妨害を受けたること大なり。然るに十六世紀末より百年の間はスリー、リシユ、マザラン、コルベール等、非凡なる經世家相踵いで輩出し、其巧みなる畫策により、商工業上長足の進歩を爲すに至れり。是れ重商主義の最も盛んなりし時代にして、特にコルベールは此主義に携はれること最も深かりしかば、往々、重商主義を稱して「コルベール主義」と稱することさへあり。彼が發布したる法令に徴するに、彼は重商主義を最も内國政治に活用したるの跡顯著なり。彼は熟練なる工人の佛國に移住し來るを歓迎し、又新工業の勃興を奨励したり。彼は一方には、國內各地間の通行税を廢し、之に代ふるに、國家として國境に於て關税を課し、以て工業上、自足の狀態に達せんことに努めき。彼は又租税を輕減し、負擔を公平にし、運河橋梁を築き、大に海軍を興し、通過貿易を奨励し、英國、和蘭商業會社の例に倣ひて商事會社を組織し、全世界に互



りて植民地を興し、特に北米と印度に力を致したり。されば宰相コルベールの薨する頃には(一六八三年)佛蘭西は政治上、商業上、其力歐洲に冠たりき。然るに不幸にして此後數十年の間、戦亂打續き、國帑大に費へ、宮廷華奢を極め、租税公正を失ひ、宗教上苛政を行ひし爲め、國力疲弊し、民氣力を失ひ、爾來國民復起つ能はず。十八世紀中英國と商權を争ひ、其極一七六三年佛人對北米印度人戦争の終りに已むなく加奈陀を割讓し、其他の植民地も多く之を失ひぬ。

英吉利 英國の工業状態は十五世紀に至るまでは甚だ幼稚にして、主として羊毛、礦物等の原料品を輸出し、製造品を輸入したり。其商業と海運は主として外國人の經營に係り、就中猶太人、和蘭人、ハンザ市民之に當りたりき。十五世紀に入るに及び英國の産業稍生氣を帯び來り、英國人にして進んで外國貿易に従事し、或は諸多重要な航路領地を發見し、或は兩半球に植民するものを出だし、蘭佛諸國に率先して東印度商會を組織し(一六〇〇年)以て此種貿易商會の範を示すに至れり。十七世紀前半はステュアート朝の政争及び宗教上の諸の内亂の爲め、産業の發達は暫く阻害せられしが、十八世紀には商工の進歩駁々として止

ます。産業獎勵の諸法規之に伴ひ、關稅賦課法を定め、輸入禁止の方針を採り、一方に熟練なる工人の英國に來り住むを獎勵し、以て内國産業の物興を促せり。就中英國商業政策中、最も重きを置きたる所は、英國船舶をして世界商業の運送を獨占せしめんとする點に在りて、其法令の主要なるものは既に述べたる通り、十七世紀の發布に係る航海諸條例となす。世界商業政策の争闘は、十八世紀末に至りて其頂點に達し、茲に英國は事實上、海上の王となり、全世界到る處に主要の植民地を有し、世界又之に及ぶものなき有様となれり。然れども其植民地に對する思想は専ら古來の重商主義流にして、殆ど植民地の利害を顧みず、唯、母國の利益の爲めに存すといふにありしが、十八世紀末に至り經濟状態一變し、政治思想も變化せる爲め、幾分此主義は打ち壞さるゝに至れり。



### 第三章 近世の商策政策——自由貿易

#### 第一節 自由貿易主義の由來

重商主義に對する政治上經濟上の反動 前章に於て重商主義は中世紀の特質たる地方分權の傾向を制せんとする經濟政策なりしことを明らかにしたり。蓋し近世初期の状態にありては、國家主義の政策は必要缺くべからざるものなりしが、政治上、經濟上、共に近世の意義にいふ國家興起し來るに従ひ重商主義の政令を行ふの必要減じ、多數の法令は進化したる社會状態に適せざるのみか、工業の發達を阻害せんとするに至り、十八世紀に入るに及び、歐洲及び英國に政治上、經濟上、重商主義に反抗する思想の勃興を見るに至れり。政治上の反動主義は英國の哲學者殊にジョン・ロック之を提唱し、佛のルソー、ヴォルテール其他の作家等其意を平易にして、公衆に傳へたりしが、結局佛國革命及び米國獨立等の事實となりて現れ、其主義思想は佛國及び米國の憲法に宣言せられたり。例へば、米國の獨立宣言書に曰く「人は皆平等に造られたり。神は人に授くるに或抜くべ

からざる權を以てせり。生命自由及び幸福の享有其中に屬す」と。佛國に在つては一七八九年の大革命に際し、「自由、平等、親愛」の三大綱領革命主義として掲げられたり。又反重商主義の經濟理論となりて現れたるものには、佛國に在つては重農主義となり、英國にありては自由貿易主義となれり。

**重農主義** 重農の創立者は佛國經濟學者ケネーにして、此主義を最も大膽に實行したるを佛國政治家テュルゴとなす。此主義の要項として重商主義に反對する點二あり。其一は即ち農業が商工業よりも優れりといふこと是なり。其意に曰く、生産費以上の生産、即ち「純生産」を爲すものは獨り農業のみなるを以て、富を増加するものは農を措いて他なし、故に生産者は農夫と地主のみにして、他は皆不生産者なりと。其二は即ち社會は自然の發展を委すべきものにして、人為の法令を以て之を左右せんとするは非なりとて、盛んに放任主義を主張せり。此二主義中、第一の農のみを生産業となすの説は、唯、商を重んずるに對する反動にして、一面を誇張したるものに過ぎず、經濟學上、別段重要な地位を占むるに至らざりしが、後の放任主義は爾後凡そ一世紀の間、經濟主義として大に勢力



を振ひたりき。但し重農主義としては、其主唱者中、英才多かりしに似ず、其本國佛蘭西に於てすら汎く行はるゝに至らざりき。

## 第二節 自由貿易主義の發展

自由貿易主義の要領 英國の産業状態は歐洲大陸のと異なり、商工業發達し居たれば、重農主義に對する反對も自ら異なりたる形體の下に顯れ、自由貿易として知らるゝに至れり。此主義の鼻祖として目すべき最も有力なる學者は、デューグランド・ヒュームなるも、最も有力なる唱道者は、アダム・スミスなり。一七七六年、スミスの『富國論』世に顯る。實に近世經濟學の金科玉條なり。其所論は總て個人主義を經とす。彼以爲く、重農主義は生産者を利せんとして消費者を害せるが、是れ謬りにして、消費者も生産者も同様に保護すべきものなりと。スミスは概して重農主義者の唱へたる放任主義を賛したりと雖、重農主義者が農のみ獨り生産的なりとする見には同せず。大に商工業の重要なことを論せり。彼は自由貿易を主張し、是れ各國をして最も安價に生産し得る物を造るに専らな

るを得しむるが故に、經濟の發展上、必要缺くべからざることとなりとなせり。彼は又重農主義者が、貿易は片面的にして雙方を利益することなしとせるを駁し、國民も個人も最小の生産費にて生産したる物を與へ、他國にて又安く生産せられし物を得るが故に、社會全體より見れば、利益にして、即ち雙方互に利益すと言へり。彼の放任主義を主張する意に曰く、若し個人の爲すがまゝに打棄て置く時は、誰しも己の利害を知るが故に、必ずや其經濟状態を良くし、又は維持するに努むべし。而して個人の繁榮は、常に個人の益なるに止まらず、従つて社會の利益なりと。

英國『富國論』に説ける商工業上の放任主義は、恰も十八世紀末十九世紀初頭に於ける英國産業の變化時代に適應したるものなりき。蓋し當時英國は其新世界に於ける最大重要なる植民地を失ひたり。尤も經濟上の意味に於て新世界を壓倒し、之に君臨するの事實は相變らず維持するを得たれども、政治上の權力は之を失はざるを得ざりき。此時に當り、放任主義顯れて對植民地政策の緩和となり、少ビット及び其以後の關稅改革となり、一八八六年には佛國との通商條



約となれり。尤も此自由貿易主義の發達は一時佛國を中心として起りたる政治革命の爲めと、英國に於ける産業上の革新の爲めに阻害せられたるも、一七六〇年以後、二三十年の間に、紡績、織物、製鐵其他に關する大發明、及び製造や陸運や水運に蒸氣力を應用するに至りたる爲め、英國の工業は全然革新せられ、其結果家内工業は工場工業となり、内國産業に對する束縛は撤せられ、賃銀及び物價を規定するの法規は廢せられ、自由競争を以て經濟上の原則となすに至り、英國は工業國民として世界に冠たるに至りぬ。思ふに、一七八九年より一八一四年の間、佛國革命に次ぐにナポレオン戦争を以てし、歐洲の民衆を驅つて兵馬に恣働たらしめ、他方、北米合衆國は此間に中立國として商業運輸に利を占むるに専心したる爲め、孰れも工業に意を注ぐ遑あらざりしが、獨り英國の自由貿易制度は原料及び食料を安價に輸入するを得たるを以て、従つて製造品の價を廉にすべく、以て國の内外に其工業の覇權を建つるに適したるが故に、恰も勢を得來れる同國製造業者が大に此主義を歡迎したるは、誠に理の當然なりと謂ふべし。英國に於ける關稅制度改革の嚆矢は、小麥輸入稅の廢止を主としたる爲め、通常之

を穀物條例と稱す)一八二〇年頃、ハスキンスンの提唱に始まり、一八三八年、マンチェスター商業會議所書記リチャード・ゴブデン、反穀物條例團を作り、大に國內の輿論を興すに努めたる結果、一八四六年、ピール内閣の時、終に之を廢止するに至れり。繼いで一八四九年には航海條例を廢し、同五四年、沿海航海條例を廢し、一八六〇年には佛國との間に所謂コブデン條例なる通商條約を結び、終に一八六八年より七四年に至るグラッドストーン第一内閣の間に諸種の立法となり、爾來、英國復關稅を利用せず、其之を存せるものは全く歲入の爲めにするもののみ。

北米合衆國 南北戦争以前に於ける米國の商業政策は、一八一五年より三〇年に至る間の例外はあれど、之を除けば、概して自由貿易主義なり。十九世紀初頭に於ける米國の關稅は未だ保護といふべき程のものにあらずと雖、幾分存したる保護制度は産業の爲めにするものと言はんよりも、寧ろ航海業に對したるものなり。是れ蓋し中部及び南部諸州は農業地たるに止まり、東部は航海業を主としたるに因る。ナポレオン戦争中、合衆國は自國以外他には大なる海運國なかりしに乘じ、世界の大海運國となりしが、英國院令を發し、ナポレオン亦伯林



ミラン勅令を出すに及んで、米國の船舶は海上運輸の業に従ふを得ず、ジッファッスの船舶差押に次いで、一八一二年の開戦となり、米國船舶は全く米國港灣に繋留せざるべからざるの悲境に陥り、米國海運業は一時地に墜つるの運命に會せり。茲に於てか、資本勞力の餘れるものは商業を去つて農工業に轉じ、農業は漸次未開の地を逐うて西方に移住するの風を生じ、工業に在つては新英蘭地方に於ける織物業其他俄然として進歩するに至りぬ。然るに戦争終るや、英國の製品、水の堤を決するが如く入來つて、僅に萌芽を發したる新工業と競争するに至りければ、茲に始めて、米國の工業保護政策を生じ、一八一五より二〇年に及べり。爾後、一八三三年の關稅條例以後、南北戦争に至るまで、一八四二年より四六年に至り、一時稍反動的な法律ありしが、こは例外にして、米國商業政策は收入を主としたるものにして、自由貿易時代と稱すべきなり。

歐洲諸國 十九世紀初より一八六〇年に至る間の歐洲諸國の事情は、全く英米と異なり、米國にては一八一二年の英米戦争終結後、十年餘の間を除けば、國民一般に自由貿易主義を奉じ、英國に在つては商工業者は自由主義を持し、農業者

は之に反したるが、歐洲に在つては此主義を贊したるものは初めは僅に學者のみに止まりたり。蓋しナポレオン戦争の爲め國力全く疲弊したるが上に、ナポレオンの大陸封鎖の爲め、其發達を促されたる新舊の諸工業は、戦争の終結と共に英國製品の競争を受け、其結果は恰も米國産業界が蒙りたる所に等しく、列國を経て保護政策に訴へしむるに至れり。而して佛國は其尤なるものなりき。獨逸の制は佛蘭西に比すれば緩和なりしが、一八三四年に獨逸は諸國の大部を集めて關稅同盟を組織せり。然れども歐洲の農業者は寧ろ自由貿易主義に傾きたり。蓋し彼等は農作物を英國へ輸出するものなれば、英國の關稅撤廢は己に利あり、又英國産業革新と、英國が原料輸入税を輕減したる結果、英國の製造品廉價となり、大に自家に便宜を與へたるに因る。恰も英國流の經濟學説は海を越えて歐洲に於ける官吏學者の容るゝ所となり、此二勢力相合したる所へ英國製造業者の競争を受けざる歐洲工業者は又自由貿易主義に贊同し、因つて反動の氣風を生じ、其局一八六〇年、英佛間に締結したるコブデン條約となり、次いで英佛兩國各、歐洲諸國と同様なる條約を締結し、著しく關稅率を低減せり。時人



以爲く、自由貿易時代來れり。若し未だ全く來らずとするも、近く將に來らんとす。コブデンの如きは全く斯く信じたる一人にして、英佛條約に署名せし時人に向つて「卿若し十年以内に諸外國が自由貿易主義を採用することなしと言はゞ、そは明日、太陽は昇らずといふにも等し」と言ひしといふ。然れども自由貿易主義者の夢想は終に實とならず、一八六〇年の英佛條約調印後、十年を経たる頃には、反對に關稅を更むるの徵候顯れ來れり。

## 第四章 最近の商業政策——保護政策

### 第一節 近世の保護政策

保護政策の特質 保護政策とは内國の産業を奨励する政策にして、通關稅徵收又は内國産業に對し補助金を下付するを普通の方法となす。されば近世初期の自由貿易主義とは相容れざるものなるや勿論なり。世間、此保護主義を以て重商主義の再現なりとなすもの往々之ありと雖、近世の保護政策は重商主義と異なるものあり。第一、近時は輸出稅は殆ど悉く跡を絶ち、輸出入とも禁止は極めて稀有の例外なり。課稅額も一般に重商主義時代より低く、又航海條例、補助金等も以前程に頻繁ならず。往時は兵火に訴へて自國の商業を振張し、外國の企業を阻害したること多きも、近時は斯かる極端手段に出づること極めて罕にして、多くは平和手段を用ふ。中立國の權利も往時に於けるよりは確實にして、國際公法上、改良せられたる所多く、加ふるに運輸交通の便改まり、金融機關發達し、統計の信すべきもの蒐集せられ、世界全般に互り、政治上、經濟上の狀態一層



明確に知らるゝ様になりしと、社會的法則、經濟上の原則の發見ありし等、相集まりて近世思想を成し、到底、重商主義をして生立する能はざらしむるに至れり。

近時保護政策の勃興の理由 最近二三十年の間に世界文明國一般とも謂ふべき程に保護主義が遍く發達するに至りたるは、蓋し數箇の理由あるを認む。

第一は英國經濟學派が單に消極的なるに對し、一般に反動を生じたるに因るものにして、其初めは十九世紀中葉、獨逸に起り、所謂「歴史派」經濟學を以て世に知らる。此學派が英國の自由貿易派と異なる所は、複雑なる産業社會の現象を説明せんには、須く歴史に照して爲すべきものにして、従前の學者の如く、箇々別々の事實を基として得たる原物に據るべきものにあらずといふ點にあり。歴史派は又國家を自するに、單に生命財産の保護機關を以てせずして、一種道德的分子を含むものとなし、總て社會に益を及ぼすべき事にして、而も個人の任意行爲に放任し置く時は、成就しがたき程のものは國家自ら之が遂行の任に當るべきものとなす。之を要するに、英國學派の個人主義、自由貿易主義を標榜せるに對する反動として、歴史派は國家主義、保護主義を主張すといふを得べし。

近時保護主義勃興の原因として數ふべき第二は、米國の南北戦争、普佛戦争、其他一八六〇年、七〇年頃の諸大戦に巨額の費用を要したること是なり。思ふに、戦争は大に國民の國家的精神を振作し、一方には巨費を要するが爲め、國論を保護主義に傾かしむるものなり。凡そ戦時には奈何なる租税も殆ど反對するものなかるべきが、一度平和克復するや、關稅引下を求むるの聲四方に起るべし。而して其實際上引下げらるゝは、「最少抵抗」の方面、即ち非保護品にして、内國には産出せざるもののみにして、内國に産出するものに對しては努めて關稅を持続せんとするの運動起るべきは已むを得ざる所に屬す。

第三に、最近保護政策の勃興を促したる原因と認むべきは、近時運輸交通の便開けたると、西歐諸國を首めとして大に製造工業の勃興したると、北米中部、東部歐羅巴、アルゼンティナ其他に農業が起りたるとの爲め、世界貿易上、激烈なる競争を惹起したるに因る。西歐諸國は盛んに製造品を産出し、以て世界の市場を壓倒しつゝある一方に、爾餘の諸國亦自國の製造業を興さんとし、輸入に重稅を課し、以て外國品を驅逐せんとし、西歐諸國の農業者は農産物が外國より浸入し



來るを悦ばずして、輸入に主税を課するの手段に出でたるなり。

## 第二節 保護政策の論據

各種の保護主義 英國は自由主義の根據地なり。蓋し放任主義は十九世紀初期に於ける英國の狀態に最も良く適合したる説なりしと共に、スミス、リカード、ミル、其他の英國經濟學者は放任主義者中の最有力者なればなり。之と同じく保護主義は合衆國を以て根據となす。其故は第一、合衆國に於て此政策は種種の形式の下に試験せられたること、第二、ハミルトン、ケリー、バットン、リスト等、米國經濟學者が此主義唱道者の牛耳を採りたるに因る。尤も右の中、リストは獨逸人なれども、彼は數年間、米國に流寓したると、彼が保護主義を唱道するに至りしは大にハミルトンの著述に負ふ所あり、又彼が米國に滞在したる一八二五年より三〇年に至るの間は、米國保護政策初期時代中の絶頂にして、彼が米國の政策より直接學びたる所尠からざるべきより、學問上、彼を米國派と看做すは敢て失當にあらざるべし。

保護政策の據つて立つ所奈何といふに、其辯護論甚だ多し。其一は國民經濟獨立論なり。曰く、一國民をして經濟的獨立を保たしむるは、國民精神を開發するに偉功あり、殊に戰時に際しては甚だ重要な點なるを以て、一國は多様の産業を有せざるべからずと。是れハミルトンの説にして、恰も米國の中央政府が其組織上、試験的假設時代を了へ、一層鞏固にして有力なる機關を組織せざるべからざるの時に當り、提唱せられたるものなれば、こは寧ろ經濟上の意義よりも政治的意義を含めること多く、中央政府の權力を強めんとするの意に出でたるものと見るべし。

又幼稚産業保護論なるものあり。一八一二年、英米間に隙を生ずるや、米國は輸入禁止條例を發し、更に通商禁止令を發し、次いで英米戰爭となれり。此間、英國製造品の輸入斷絶したる爲め、米國には各種の製造業興りしが、戰熄むに及び英國品再び堤の決するが如くに浸入し來り、北米の製造業は猶發達の初期に在りて種々生産上不利の點に立ち居たるを以て、一時政府の保護に倚るにあらざれば外國の競争に堪へざりしかば、乃ち一八一六年の保護關稅現れ、又後の諸關



税法の論據となれり。此幼稚産業保護論はリストの著述の骨子にして、彼は最も巧みに此論を利用して、獨逸關稅同盟を主張したるが、同盟は一八三四年事實となりて現れ、後の獨逸聯邦を作るの基礎となれり。

更に既得權確保論なるものあり。こは人民が既に享有し居れる權利は其儘にして變更せざるを可とすといふ論にして、苟も關稅に關する論議ある毎に必ず提出せらるゝ所なり。此論殊に當代の合衆國に盛んなり。

又國內市場論とも謂ふべきものあり。こは特にヘンリックレーの盛んに唱道するものにして、米國西部新開の農業地方の人士を説服せんとするの意に出づ。曰く、合衆國北部及び東部の製造業を盛んにする時は、此二部の農作物に對する購買力を増し、以て西部南部農業者を益すべしといふにあり。偶、米國國內の取引高は、世界最大なるが爲め、クレイ以來、此論大に有力となれり。

南北戦争後、現れたる諸説中、重要視すべきもの唯一あり。之を労働者保護論となす。往年、論者が保護政策の必要を説くや、曰く、勞銀高きが故に米國製造業者は不利の地位に在り、是れ保護政策を要する所以なりと。然るに近時は此論

理を逆にして曰く、保護政策あるが爲め米國の勞銀を高からしむ。今俄に此關稅を撤廢せば、製造業者は高率の賃銀を拂ふことを得ざるに至るべきを以て、労働者を害すべしと。

### 第三節 諸國に於ける保護政策の發展

北米合衆國、其一(一七八九—一八八七年)前にも述べたるが如く、初期の米國保護法令は航海業保護に關するものにして、一七八九年發布のものを嚆矢とし、之に次ぐものは、一八一二年、英米戦争の終りに發布せられし産業保護政策となす。前者は東部新英蘭の船主の爲めにし、後者は又同地方に起れる製造業者を保護せん爲めにせるものなり。一八三〇年の頃となりては是等の事業何れも大なる保護を要せざる状態となりしを以て、爾後三十年間(一八四二年より四六年に至る間は例外とし)合衆國は自由貿易主義を採りたりといふを得べし。然るに一八五七年に恐慌あり、幾許ならずして南北戦争起るあり、巨額の費用を要したりければ、大に輸入税及び内國税を起して之に應せり。此時に當り、南北戦



争は北方諸國の間に強烈なる國民精神を發達せしめしが、偶、歐洲列國中、同戦争の爲め不利の地に立つものは、北部諸州に對し敵對行爲に出でたるを以て、北部諸州は大に憤激し、半ば政治的意義よりして關稅法を興し、以て歐洲品の輸入を阻まんとするに至れり。恰も南部農業國は合衆國聯盟を脱したるを以て、米國立法の權は北部製造業者の手に歸したり。是れ當時保護的關稅を興したる所以なり。戦終るや、當時の政壇は國政組織改正の議に忙殺せられ、又關稅を顧みざるの違なく、其結果は多少課稅額の輕減はありしも、そは國內稅に於てせしか、さなくば殆ど合衆國に産せざる物品に對する輸入稅を輕うしたるに止まる。一八七〇年頃、南北戦争の瘡痍漸く癒え、國情漸く舊に復するや、關稅改正の運動起り、一八七二年關稅條例を以て極めて輕微なる低減を行へり。然るに不幸にして翌年の恐慌ありて、保護論者に好箇の口實を供し、依りて一八七五年の關稅法生るゝに至れり。一八八〇年に近づくに従ひ、合衆國に豐作あり、歐洲に不作ありし結果、合衆國に大好景氣打續き、歳入の超過となりて、茲に亦關稅改正運動起り、一八八二年、關稅委員を舉げて之を覈査せしめ、一八八三年、委員の發案に基づ

き、多少低減したる關稅法を發布せり。

北米合衆國、其二一八八七—一八九七年）一八八三年の條例は多少關稅を輕減したれども、未だ以て自由貿易主張者を満足せしむるに足らず。一八八七年、時の大統領クリーヴランドは敎書を發し、其全部を關稅問題の討議に費したるが爲め、翌一八八八年の大統領選舉には關稅問題第一の争點となれり。クリーヴランドは民主黨を指揮し、全然自由貿易主義を主張し、唯、歳入を得んが爲め若干の關稅を課すべしとなしたりしが、共和黨はハリソンを候補者として終に勝利を得たり。同黨は此勝利を以て國民が保護政策を是認したるものなりと認め、一八九〇年マッキンリ條例を發布せり。同條例は二様の目的を有せるものにして、其一は毎年國庫に巨額の剩餘の生ずるを止めんとすること、其二は國內製造業の保護を強うするにありき。實施の結果、極めて善く此目的を達せり。即ち歳入剩餘の始末は、議會が惜氣もなく支出を爲したると、一八九二年以後經濟界の恐慌の爲め、歳入は却て缺陷を生ずるに至れり。又保護の點に關しては、米國保護政策上、最高潮を表せるものと謂ふも過言にあらず。されど國民はマッキ



ンリ條例の餘りに極端に走りたるを悦ばずして、一八九二年にはクリーヴランドを擧げて大統領となせり。同年の選舉に於ける黨の宣言には、保護政策を以て非立憲なりとまで極論せり。尤もクリーヴランド及び氏の黨内の多數は斯くまで極端の意見を懷抱せるにはあらざりしなり。扱愈、關稅法改正となるや、一八九四年のウールソン條例發布せられしが、是れ嘗に黨中の自由貿易主義の極端論者に悦ばれざりしのみならず、穩和主義の一派にも悦ばれざる中途半端のものなりき。大統領は同法に署名を爲すを肯んせず、唯、米國の國法に従ひ、大統領が署名せずとも、一定の期日を経ば法律となるものなるが、同法は斯くして遂に法律となれり。同條例中極端に走りたりと見ゆるは、唯羊毛輸入税を撤廢したるにあるのみ。黨が大統領を戴き、多數を制したる議會の立法としては甚だ手緩きものと謂はざるべからず。一八九六年、大統領選舉に於ける問題は、主として銀貨問題にして、關稅問題は二の次に在り。此時の争は共和黨の勝利に歸し、保護主義の雄將マッキンリ大統領に擧げらる。由つて同黨は最先に一八九七年のデイングリ條例を發布せり。其製造業保護を主眼としたるの點に於ては往

年のと相同じきも、収入の點よりいへば、曩の一八九〇年のマッキンリ法と反對にして、歳入を得んとするを主とせり。一八九〇年、マッキンリ條例出づるや、米國保護政策の極點に達したるものと信せられしも、此デイングリ條例は更に之に超ゆるの點を具へ居たり。

北米合衆國、其三 以上に依りて合衆國民主黨は「歳入のみの關稅」を主張し、共和黨は保護主義を抱持するものなるを知るを得べし。然れども是れ寧ろ理論上の區別にして、實際上に於ては兩黨の政綱、近年、甚だしく異なるものあるを認むるに苦しむ。例へば、近年民主黨が政柄を把りたる折にも、別段思ひ切りたる改革を遂げざりしにても知るべし。是を以て論理的に言はば、現時、合衆國の政黨は共に保護主義に贊するものにして、唯、其異なる所は、一は、保護主義を以て永久の國是となさんとするに反し、一は、一時的の政策となさんとするにあるのみ。前者は曰く、保護政策は既に米國の産業を發達せしめ、米國製造業者の爲めに國內の市場を留保して、以て最大任務を盡したり、今や、原料品の輸入税を輕減し、トラストの手中に在る國內製造品の輸入を低減する等多少の變更を加ふべき時



代に達したり。殊に製造品の輸出を奨励せん爲め輸入税を低減するの利は認むるに難からずと。後者は之に對し『既得權確保論』を唱へて曰く、合衆國は世界最大の市場なるに、之よりも劣れる市場を得んが爲めに、此最大最重の市場を犠牲にするは、甚だ無稽の計策ならずや。合衆國産業には萬億の巨資投下せられあるに、一朝關稅に修正を加へんか、此資本家の利益は甚だしく害せらるべし。合衆國の社會は甚だしく繁榮しつゝあるに、何を苦しんでか之に變更を加ふべけんやと。

今や政治上に變更を來しつゝある事件一二にして止まらず、關稅問題は其一のみ。今日に於て、奈何に變改せらるべきかは豫知し難しと雖、民主共和の兩黨共、其黨員の少からざる部分が、其黨外の人と政見を同じうするに至れるは争ふべからざる事實なり。ライマン・アボット氏『アウトトルック』誌上(一九〇七年頃)の狀勢を敘して曰く、

『共和黨も民主黨も、各黨内に二派生じ、二派相反對せる政見を抱持し居れるも、唯、友誼と多年傳へ來れる傳説の爲め結合し居れる次第なり。然るに傳説綱領は次第に歴史中に葬られ、現代政争の上には效力益、薄らぎ來る有様なり。共和黨内の

一派は特殊の階級を代表し、其利害を振張せんとするものにして、現代維持てふ保守主義を採れるに反し、他の一派は産業界の政事を主張するも、唯其手段に至つては漸進主義を採らんとするものなり。民主黨の形勢奈何といふに、同黨内にも亦特殊階級の利害を代表し、堅く個人主義を懷抱せるに反し、他の一派は急速なる手段を以て根本的に産業界の改革を遂げんことを主張す』

と。要するに、問題は改革が全然兩黨孰れの手によりて成さるべきか、或は兩黨以外別に一箇獨立國體を起すの要なきやにあり。

佛蘭西 自由貿易主義に對する反動として保護主義の勃興し來れるは、主として戦争、産業状態の變遷、及び『歴史經濟學』の振興に職由することは曩に之を指摘したるが、此三箇の大原因は其程度の差こそあれ、合衆國に影響したると同じく歐洲諸國にも影響したり。

由來、佛國には自由主義は一般の悦ぶ所にあらず。唯、ナポレオン三世が之を主張し、國民の上に強ひたると、佛國經濟學者が多く英國派經濟學を奉せる爲めにして、ナポレオン三世時代に英佛條約を魁として自由貿易主義を採りしが、普佛戦争に巨大の費用を要したるに加へて、十億弗に近き償金を拂ひ、戦後經營の



巨費並びに年々増加する歳出に應せん爲め、國庫の收入を増す必要に會し、茲に自由貿易政策の終末を見、一八七一年以來の佛國關稅政策は愈益保護主義に進むに至れり。其政策は輸入税を増加するは勿論、外國船に不利なる噸税を起し、航海造船獎勵金を下付し、佛國と其植民地間の交通を佛國船舶に限ること等なり。佛國保護政策最初の目的は外國品の輸入を防ぎ、以て國內の製造業を保護するに在りしが、一八八五年の頃、農業大不振ありてより、大に農事上の利益を保護することとなり、今日にては農工共に保護を受け、此主義牢乎たる國是を爲せり。獨り佛國經濟學者は概ね保護主義を贊するものなし。

獨逸 獨逸に於ける自由貿易に對する反動は佛國に於けるが如く早く來らざりき。獨逸に在つては普佛戰爭後數年間は却て關稅の遞減を見、一八七七年、獨逸關稅の最低位を示せり。然れども、一八七三年以來數年に互りて産業の不振あり、次いで獨逸の不作と外國の豐作ありて、獨逸をして農産物輸出國より轉じて農産物輸入國たるに至らしめたる結果、農民の多數は製造業者と相結託して、保護主義の爲めに運動するに至れり。獨逸は又歴史派經濟學の本據地なる

が、同派經濟學者は概ね保護論者となり、民間の運動と相應じたり。其結果一八七九年以來、ビスマルク内閣の關稅發布となり、一八九〇年には鐵血宰相の辭職に次いでカブリーヴの就職となりぬ。ビスマルクの政策は特に農業保護に重きを置きしが、カブリーヴは稍穩和主義なりければ、彼の内閣の下に締結せられたる數箇の條約には其政見を現せり。近年、カブリーヴ條約終了するや、(一九〇三年)獨逸は新關稅法を發したり。此法は全體に互りて大に保護を強めたるものなるも、特に農業の保護を厚うしたるものなり。統計を案するに最近年に至るまで獨逸多數の人民は農業に従事し居たるも、一八九五年には其數減じて四割三分に満たざりき。現時の數は又之よりも遙に少し。然るを農業保護に厚きこと彼の如くなるは、外國人の解するに苦しむ所なりとす。

其他歐洲諸國 伊太利に於ける大勢は略佛國のそれに似たり。伊太利王國建造以來、一八七五年に至るまでは概して自由貿易に傾きしが、國費増加の爲め一八七七年に關稅を改正し、一切の製造品に課する稅率を高めしが、幾許もなくして農作物の不作ありし爲め、一八八七年の關稅改正となり、農作物に重稅を課



せり。爾來、概して保護政策を持続して大なる變化を見ず。唯、外國との通商條約に多少反動とも見るべき傾向を示せるあるのみ。

塊地利の商業政策は獨逸國の傾向に似たり。一八七八年、稅率を高め、爾後獨逸其他數國との通商條約に於て多少の變改を加へたれども、原則としては保護主義を繼續せり。塊地利の政策の獨逸と異なる所は、獨逸が農業保護に重きを置けるに反し、塊地利が製造業の保護に銳意せること是なり。其他諸國中、瑞西、和蘭、白耳義、瑞典、那威は穩和なる保護主義の傾向を持し、現在の稅制亦然り。英國の現在制度は適度の歲入を主とせる關稅なるが、其傾向は多少の保護政策に傾きつゝあり。露西亞、西班牙、及び葡萄牙は重き保護稅制を採るものにして、將來更に重きに至らんとするの傾向あり。

## 第五章 關稅論——輸入稅

### 第一節 關稅總說

關稅の發達 抑、關稅の初めは商取引に課したるものにして、道路、橋梁、渡船場、港灣諸設備、倉庫、秤量の使用料とし、又通行旅客及び運送貨物を保護するが爲めに徵收したるものにして、英語の「カスタム」(Custom)なる語は習慣の義に相當し、アダム・スミスの説に據れば、是れ蓋し以上の諸項に對する支拂は、遠くの昔より慣習的となり居たる支拂といふ意味より出づるもの如し。是等の税金は或は國境にて之を徵收したること、例へば英國の如き島國にては古來輸出羊毛に課稅したるが如しと雖、概して市の入口の門にて徵收し、又は物品貯藏場其他便宜の場所に於てするを普通とせり。

是等課稅の理由は全く財政上の必要に出でしが、年所を經るに従ひ、國家漸く中央集權となるに従ひ、是等の租稅は國家の政治的及び經濟的發達を阻害するに至りたるを以て、漸次是等の阻害を除却し、課稅統一の方針を取ることとなり、



斯くて最近文明國に於ては兩様の課税制度を生ずるに至れり。即ち國內税及び關稅にして前者は一般の國產税、所得税、印紙税、免許税、營業税、消費税等よりする收入を總稱し、後者は國境を通過する商品に課する税金をいふ。

統一したる國家が關稅を課するに至りしは英國を以て嚆矢となす。特にクロンウエル時代に始まると謂ふべし。ホルベールは當時佛蘭西國內に幾多の地方關稅ありしを改めて、國境にて一纏めとなし、課することとなさんとせしが、佛國大革命時代まで此事はるゝに至らざりき。其他の歐洲諸國にても十八世紀末葉に至り、諸國に同様の企て勃興し來り、獨逸にては一八一八年、普魯西王國の關稅となり、之を先驅として一八三四年の獨逸關稅同盟成立せしは人の知る所なり。米國に於ても關稅の初めは全く地方的なりしが、一七八九年、聯邦の憲法を以て「一切の租稅、輸入税、消費税は合衆國中總て同一なるべし」と規定したる爲め、大に其趣を變ずることとなれり。

關稅の種類 關稅を大別して三種となす。(一)輸入税、即ち國內へ輸入し來る物品に課するもの、(二)輸出税、即ち一國より持ち出さるゝ物品に課する税、(三)通過

税、即ち一外國より他の外國に到るの途中、國內を通過する貨物に課するものは是なり。關稅賦課の標準を物品の價格とし、租稅を其價格の百分の何、千分の何と定むることあり、之を從價税といひ、重量、容積の單位を標準とするもの(封度、噸、打、石等)之を從量税といふ。

次に關稅の目的より之を分類する時は、收入の爲めにするものと、保護の爲めにするものとあり。前者は専ら收入を目的として課し、後者は保護以外、目的なきが如き觀ありと雖、實際より言へば、收入と共に多少保護の意を交へざる關稅は殆ど之なきを以て、其區別は爾く嚴格なるものとは言ふべからず。故に現時の事情に徴すれば、所謂歲入的關稅とは收入を主たる目的とし、偶然の結果として産業を保護するものをいひ、保護税とは主として産業保護の爲めにして、偶然の結果として收入の源泉となるものをいふ。

前章論說せる所によりて明白なるべきが、保護關稅に二種あり。即ち農業の爲めにする、工業の爲めにすると是なり。獨逸の税制は農業の保護に厚く、合衆國のそれは工業に厚し。されど保護政策の特色は農工共に保護するに



ありて、決して其一に偏せず。是れ蓋し國際産業競争の激甚なる結果、農業者、工業者中、利害關係を同じうするものを生じ、其局兩者相結託して保護政策を主張するに至りしに因る。

## 第二節 輸入税論

輸入税の種類 輸入税とは外國より内國へ入り來る貨物に課する税金なるが、其目的は收入を得んとするものと、一國の産業を保護せんとするの二あり。輸入税賦課の目的となるべき貨物は、課税の目的が收入に在ると、保護に在るとによりて異なるのみならず、一國社會上、政治上、經濟上の状態によりて異なるなり。國內に於ける需要大にして而も内國に産せざる貨物に關稅を課する時は其收入大なり。此種の貨物は製造品なることもあるべく、農産物たることもあるべし。例へば、南米諸國の如く、原料品に富みながら、製造工業未だ發達せざる國に在つては、製造品に課税して多大の收入を擧ぐることを得べし。されど一朝斯かる國に工業發達し、資本勞力此處に集まり來らば、收入關稅は變じて保護税と

なるべし。製造業發達したる國家に在りても、單に收入のみの目的を以て製造品に課税することなきにあらず。即ち輸入國が到底其貨物を有利に製造する能はざるを認めたる場合にして、一八九一年以前、合衆國が錫板に課税したるは、蓋し、收入を専らとしたるものなり、同年以前、合衆國には殆ど錫の産出なかりき。同年以後、米國に於ける錫業頓に發達したるが爲め、該關稅は一變して保護となりたるのみ。次に國內に産出せざる原料品に課税するも亦有力なる財源を成す。此種の貨物中二種あり。(一)は食料品にして、例へば穀物、珈琲、茶、砂糖、香料の如き、(二)は即ち原料品にして、綿、羊毛、亞麻、絹、鐵、石炭の如し。此等の輸入は工業の進歩せる國家の特徴なるを以て、此種の課税に反對するものあり。曰く、斯かる課税は直接には原料品の價格を引上げ、又間接には食料品の價格を騰貴せしむるを以て、勞銀の引上を來し、其結果は製造品價格の騰貴となり、國際貿易を阻害するものなりと。

輸入税と歳入 輸入税は關稅中の最も主要なるものにして、近世諸國殆ど之を課せざるはなし。思ふに、國家の歳出は年と共に増加し、内國税を以て之に應



するに堪へざるが爲め、勢ひ輸入税は年と共に重きを致さざるを得ず。但し前述の理由により、國際競争劇甚なる爲め、列國皆原料及び食料品に課税するは努めて之を避くるの傾向あり。

輸入税より得る収入は特に南米諸國に於て著し。同地に在つては關稅收入の少き國に於ても、輸入税は總歲入の六割に、多き國にては輸入税が總歲入の全部に當る。英國は收入の爲めに輸入税を課するの本場なりと雖、其輸入税よりする収入は僅に總歲入の二割五分のみ。其他歐洲諸國に在つては、皆英國より少く、唯獨逸を例外とするのみ。合衆國の輸入税收入を見るに、一八九〇年より一八九七年の八年間には、總歲入の四割二分を占めしが、次の八年間には、國內税其他輸入税以外の収入増加の結果、輸入税收入は全歲入の三割五分に過ぎざることとなれり。思ふに合衆國が其年々増加し來る歳出に應せんとせば、今後は専ら收入の爲めにする輸入税を増加するか、或は消費税、相續税、所得税(憲法上の障礙を避くるを得る)等國內税を増加せざるべからざるに似たり。

租税の轉稼 歐米にて關稅問題の議せらるゝや、租税負擔者は誰なるやの問

題常に争點となれるが、こは國により時により貨物によりて異なるものにして、一定不變の答解を與ふること難し。然れども概して言はゞ全然國內に産せざる貨物に課する輸入税例へば合衆國の如き國へ茶、珈琲等を輸入するが如しは明らかに收入税にして、消費者之を負擔す。例へば今ジャヴァの珈琲の世界に於ける相場は一封度二十五仙にして、合衆國の輸入税五仙なりとせば、米國に於ける相場は(假りに運送其他の費用を算せずとして)一封度凡そ三十仙なるべし。此二者の差なる五仙は、消費者が間接に合衆國國庫へ支拂ふものなり。又米國に於ける砂糖の如く、全部輸入に待つにあらすして、一小部分は内國にて産し、他の大部分を輸入に仰ぐものなる時は、租税額だけ價格を騰貴せしむべきは前の茶の場合と同じく、租税負擔者も亦消費者なるも、前の茶の場合の如く、租税全部が國庫に入るにあらすして、其一部は内國製造業者の懐に入るべきなり。今一九〇三年より一九〇五年間に互る砂糖輸入平均額を見るに、輸入税凡そ五千七百萬弗に上れり。此全額は國庫の收入に歸す。然るに砂糖の輸入額は合衆國に於ける砂糖の總消費額の六割に相當するが故に、殘餘四割は國內にて産せらる。



此四割の砂糖は輸入品が課税の爲め高價となるにつれ、輸入品同様の價となるべく、従つて消費者は内國製の砂糖にも輸入糖同様の増金を拂ふものなり。此増金たるや決して國庫に納まるにあらずして、單に砂糖製造業を益するに止まる。凡そ三千八百萬弗は、斯くの如くして合衆國トラストの收入に歸す。

最後に、國內消費額全部が國內にて産出せらるゝにも拘らず、之に對し輸入税を課することあり。此場合には全然保護税となる。而して此種租税あるが爲めに市價騰貴せば、消費者に對しては一種の租税なりと謂ふべく、唯、之を收入するものは政府にあらずして、内國の製造業者なるのみ。其結果は二あり、輸入税は一時市價を騰貴せしむるも、其産業の基礎鞏固となる時は國內に競争起り、終に價格を低落せしめ、世界の市價と同様まで低落せしむ。此時に至り尙不相變輸入税の課せらるゝあらず、其負擔は外國の製造業者之を負擔し、内國の消費者は之に與らず。之に反し、國內に於ては全く競争なき場合あり。例へば、トラスト其他の産業聯合が製造業を支配せるに當りては、貨物の市價は世界市場の價格に輸入税を加へたるより稍少き所まで騰貴すべし。何となれば國內の價格

が世界の市價に關稅全額を加へたるだけの高さに達せざる限り、外國品を輸入し來るとも、關稅の幾分だけ見すゝ損失になるべきを以て、之が輸入を企つる者なく、外國の輸入を促さざる限りの程度に於てトラストは最高價を貪るべければなり。此場合には騰貴したるだけの金額は消費者の負擔にして、トラストの之を收得すること辯を俟たず。

トラストと國際的投資 近時合衆國に産業聯合が勃興したるは大に輸入税を増加したると時を同じうするは甚だ注意すべき現象なり。又トラストの製造品が内國に在つては世界市場に於ける相場より高きに、外國市場に於ては世界市場に於ける相場より遙か低廉なる價格を以て販賣せらるゝこと珍しからず。斯くの如く格段低廉なる價格を以て外國市場に賣捌き、以て過多なる製産品を外國市場にて處分し、因つて以て内國に於ける價格を高くし置かんとすること之を國際的投資と稱す。斯かる場合に投資せらるゝ相手國の同業者は、到底競争に堪ふること能はずして、其利益を害せらるゝこと尠少ならざるべし。

加奈陀の如きは斯かる物品には、特別税又は投資品輸入税なるものを設け、輸出



の爲めにする賣價と、國內消費の爲めに賣る相當の價格との差を徴することとなし、以て國內工業者の利益を害せらるゝに備ふ。合衆國に於てはトラスト流行し、概ね競争を撤し、國內に於ける價格を騰貴せしむる一方には屢、外國に投賣輸出を試みるが爲め、國內一般にトラストを敵視し、従つてトラストと保護税との關係を論ずるもの多きを加ふるに至れり。概観するに、トラストの製産品に對しては關税を引下ぐべしとは一般の輿論と謂ふべく、就中極端論者の如きは、『關税はトラストの母なり』とてトラスト製産品に對する輸入税を全廢すべしと主張す。

保護的輸入税が大會社勃興を促したること屢なりと雖、トラストの存在は全く保護税の爲めのみなりと斷定し去るは早計と謂はざるべからず。果して然りとせば、英國の如き自由貿易國にトラストの存在するの理由を發見すること難きにあらずや。トラストの存在は大規模經營に伴ふ經濟的利益(主として經費節減の如き)あるに由る。トラスト製産品に課する租税を全廢せば、往々にして工業聯合の發達を阻害すべきや明らかにして、或場合にはトラストをして全

く利益を得る能はざるに至らしむべけれど、概して言はゞ、トラストは唯、其組織の基本を變改するに過ぎざるべし。即ち從來の國內的配合の性質を擴張して萬國的となすに至るべく、以て經濟的獨占の地位を守るに努むべきは一のみ。



第六章 關稅論——輸出稅、通過稅、及禁止

第一節 輸出稅

輸出稅の種類 輸出稅とは一國より他國へ送り出す貨物に課する税金をいふ。往年此種の租稅盛んに行はれしも、近年に至つては餘り重きを爲すものにあらず。重商主義時代に在つては原料品の輸出に課稅し、以て製造業の發達を奨勵すること一般なりき。例へば英國の如き昔より羊毛等或種農産物の輸出に課稅したり。合衆國には憲法上規定あり、「何れの州よりするも、輸出品には租稅を課することなし」と。是れ南部諸州が、其農産物の輸出を阻まれんことを憂ひたる爲めに定められたる規定なりとす。今日、輸出稅に關しては世論略一致せるものの如し。即ち課稅の目的となる品物は獨り當該輸出品に於て生産せられ、他に競争品なき場合は影響なけれども、若し他に競争品ある時は、斯かる課稅を爲す時は其輸出阻害せらるるといふにあり。假りに、各國相約して同一品に同額の輸出額を課するとせんか、其價格は稅金額丈高價となるべく、消費者は少

くも其稅額の大部分を負擔することとなるべし。然れども此種の税金は古來一般に行はれしことなく、必ずや或國にのみに限るものなり。されば外國市場に於ける價格は競争品によりて決せられ、租稅は生産者の負擔に歸するものとす。收入を目的とする輸出稅 多くの場合に於て輸出稅は主として收入を得るを以て目的とす。國により一切の輸出品に從價稅を課するものあり。例へば土耳其及び南阿スターン(共に百分の一を課す)の如し。又波斯、塞耳比、西印度、中央亞米利加、南亞米利加の大部、阿弗利加、及び東南亞細亞に於ける歐洲植民地等産業の發達し居らざる國に在つては、内國に産する物品に從量稅を課す。以前の日本の稅制には多數の從量輸出稅及び從價輸出稅ありしが、改正稅法には之を撤廢したり。時として不時の歳出を補はんが爲め輸出稅を課することあり。南阿戰爭の際、英國が石炭、コークス、及び製造燃料に課稅したるは此類なり。一國が某貨物の産出を獨占せる場合には、之に輸出稅を課して巨額の收入を得ること稀なりとせず。智利の硝石輸出稅の如き其最も著しき一例にして、西班牙、



葡萄牙よりのコルク、バラグイのマテ茶に課税する類亦此種に属す。凡そ輸出税賦課の目的となる主要物品は、珈琲、護謨、砂糖、ラム、糖蜜、煙草、熱帯産果實、木材、堅果、獸皮、以上中米、南米、西印度、護謨、象牙、堅果、木材、海綿、オリョッ(以上阿弗利加阿片、茶、米、絹、錫、煙草、香料、介甲、皮、寶石類、亞細亞等なりとす。

保護輸出税 保護的輸出税は収入を目的とするものの如く多からず。例へば、歐洲諸國の税法を觀れば、紙屑、切れ屑類に課税するもの多し。是れ製紙原料の外國に逸し去らんことを阻まんとする一種の工業保護法なるが、近時製紙には木材を使用すること盛んとなりたるが爲め、紙屑輸出税は復、往年の如く重きを爲さず。或國の如きは全然之を廢止するに至れり。那威、瑞典は其森林及び其林産物を保護せんが爲め、木材に、瑞西は製乳、製革事業を保護せん爲め、牛羊及び皮に輸出税を課す。南米には羊毛業保護の爲め、アンゴラ羊に輸出税を課し、或は駝鳥の羽を獨占業となし置かんが爲め、駝鳥の輸出に百弗を課し、駝鳥の卵に五弗を課するものあり。現に西歐諸國は其石炭と鐵の供給を維持せん爲め、此二品に輸出税を課せんとの議論あれども、未だ事實となるに至らず。

保護的輸出税と極めて相近きものに警察的意義より來る輸出税あり。是れ或難局に處せんが爲めにするものにして、決して久しきに亙ることなし、例へば、凶作の爲め國內に饑饉の虞ある時、穀類の輸出を禁するが如き、牛豚に流行病ありて肉類の供給絶えんとする時、獸類、肉類の輸出を禁するが如き是なり。一八九四年、獨逸の保護國トイゴ島に此事ありき。政府乃ち羊及び玉蜀黍に輸出税を課し、以て食料不足の虞に備へき。

### 第二節 通過税

通過税 貨物が輸出國より輸入國に至るの途上第三國を經由するに當り、課徴する税金を通過税といふ。こは産業制度の進歩したる場合にのみ存するものにして、中世紀に在りては政治經濟組織地方的なりければ、地方々々に於て其地方區域へ出入する貨物に課する税と、道路、橋梁、其他の租税と、今日の所謂通過税との間に殆ど差異を見る能はざりき。重商主義時代となりて、國家組織既に發達したる下にありても、通過税の制度はありたりと雖、之を嚴重に厲行するこ



とは困難なりき。更に近代となりては、鐵道開けたる爲め、列國競うて貨物の運轉を欲し、延いて通過税の廢止となるに至れり。露西亞に唯一つ通過税あり、外國品の露國を経て波斯に入るものに課す。是れ蓋し露國製品をして波斯の市場に優勝の地位を收めしめんとの意に出づるなり。近年に至るまで喜望峯植民地を經、又はデラゴア灣より葡萄牙の領地を經てトランスヴァールに入る物品には通過税を徴し居たりき。

通過税徴收法に就き一言せんに、普通は貨物を保護し、脱税を防ぐに足るべき管理をなして遞送せしむ。時として税關吏貨物と同行することあり。遞送には商品を積換せずして、直接に送付すること、例へば、埃地利の物貨を獨領を經てバルト海沿岸諸國へ送るが如し。或は又途上積卸をなし、荷物の仕譯をし、又は倉庫内に入れたる後、輸入國に入る場合あり。英國品が紐育を經て加奈陀に入るか、又は同國品が北海諸港、地中海諸港を經て瑞西に入る場合の如し。

第三節 禁止

輸出禁止、輸入禁止、及び通過禁止 重商主義時代には諸種の禁止多かりき。

例へば、製造品の輸入を禁止、原料の輸出を禁じたるは既に説きたる所の如くなるが、尙通過をも禁止し、以て内國産業を奨勵して輸出を超過せしめ、正貨の流入を致さんとしたりき。近時進歩したる諸國の商業政策には禁止は従前の如く重きを爲さず、税制は正確なる統計材料と科學的知識を基礎とし、列國産業上の状態に鑑み、國際經濟、法律及び社交的關係を酌量し、従前よりは開明したる思想を以て税制を組織することとなり、従つて禁止の數極めて尠きを致せり。獨逸の如きに在つては、行政命令又は布告を以て禁止することあれども、大抵の國家にては、合衆國、英國共に税法中禁制を一定し、格段の場合に禁止命令を發布するの權を規定せり。

保護的禁止と收入的禁止 或種の禁止は産業保護の目的に出づ。例へば、加奈陀政府が「オリオマーガリン、バター、其他一切の牛酪模造品」の輸入を禁止したるが如き、或は波斯政府が「アニリン、及びアニリン製染料の輸入」を禁止せるが如き即ち是にして、前者は其乳業を保護し、後者は劣種なる染料の入り來る時は



爲めに波斯段通の品位を墜すに至るべきを以て、之に備へんとするものなり。英國は砂糖の製造に補助金を與ふる國より砂糖を輸入するを禁止し居れり。是れ英國植民地の砂糖業及び英本國の砂糖製造業を保護せん爲めなるは辯を俟たず。

英國及び其自治植民地並びに合衆國其他の諸國にては、國內の労働者を保護せんが爲め、監獄署又は救貧院にて製作したる貨物を輸入することを禁止せり。是れ亦保護的禁止といふことを得ん。又國內に於ける版權を侵害すべき出版物、或は總て國內の登録商標を貼附せる商品の輸入を禁止することあり(一八九七年米國關稅法第十一條に此條文あり)。

時として又禁止が収入を目的とすることあり。燐寸、煙草、鹽、骨牌等政府の專賣品となれる物の輸入を禁止し、又は極めて嚴重なる法令の下に輸入を許す場合の如きは是なり。

禁止の目的は保護的と收入的の二種に分つと雖、又衛生上、風教上、公安の爲め等に出づるものあり、現今に於ては寧ろ此種の禁止を多しとなす。

衛生上の理由に基づく禁止 公衆の健康に害ありとする貨物の輸入を禁ずる國多し。此種に屬する禁制品は、牛羊其他獸類の傳染病に罹れるもの、傳染病にて死したる諸獸類、皮、角、蹄、其他の部分、雜せ物を加へて品質を劣惡にしたる茶、葡萄蔓、果樹、偽造酒等是なり。合衆國には法制を以て諸種の禁止を設けあるが上に、大藏大臣にも亦公衆健康保護の爲めに禁止令を布くの權を與へ、其上更に一八九一年の法律を以て大統領に對し廣汎なる權利を附與し、「合衆國人民の健康及び幸福に害ありと認むる貨物は命令を以て輸入を禁止することを得」となせり。

此種の禁止が嘗に一國に止まらず、萬國的なる事あり。一八八三年の頃、葡萄に害蟲發生し、歐洲諸國之に苦しみたるの結果、萬國會議を催し、互に國內へ葡萄蔓及び葡萄酒酵母を輸入することを禁止し、又葡萄の輸入に關しては嚴重なる規則を設けたるが如き此例に屬す。歐洲諸國に於ては一般に或種の米國農産品を排斥す。此事たるや既に一國のみに止まらず、數國に互る禁止なれども、未だ國際條約となりたるを聞かず。



宗教又は道德上の理由に基づく禁止 文明諸國は國民の風致に害ある物品の輸入を禁止す。斯かる禁制は一般關稅法中に規定するを例とすれども、時としては又特別の條例たることもあり。米國關稅法第十六條に禁制を掲げて曰く、「總て猥褻なる書籍、新聞紙、書き物、廣告、引札、印刷物、繪畫、寫眞、其他紙又は其他の材料にて作り、又は其表面に現したる形象、總て善良なる道德に反する函器械、其他の物品、妊娠を防ぎ、不法なる墮胎を爲さしむる藥劑、其他一切同様の效力ある品、一切の富籤札、及び富籤廣告の輸入を禁ず」と。露西亞の輸入禁止品中には、非宗教的、不敬なる、或は神明を侮慢し、冒瀆する不信神なる性質を帯びたる物品を含む、波斯の法律にては總て回教にの教に背反する書畫類一切の輸入を禁じ、ヌダーンの關稅法には「回教及び基督教を侮蔑すと認むべき品物一切」の輸入を禁ず。或は又其種の物品は其國民の身體又は品性を劣惡にすと認むるが爲め、其輸入を禁止せる國多し。日本は阿片の輸入を禁じ、唯政府が藥用として輸入するを除外せり。北米合衆國に於ても、支那國民が阿片を輸入することは禁止せられたり。支那亦自ら其領内へ阿片の入り來るを禁せんとしたるもの當に一

再のみならずと雖、歐洲某々國が之に反對せるが爲め、今日に至るまで功を奏するに至らず。露西亞は玉蜀黍酒及びウヰドカ酒の支那より黒龍江省に輸入するを禁じ、葡萄ブランドの裏海以北の地に輸入するを禁せり。

此種に屬する禁止中、國際的なるものあり。例へば、一八八五年、一八九〇年ブリュッセル會議の結果として阿弗利加奴隸の賣買と阿弗利加土人に酒を賣ることを禁止したるが如き是なり。

公安の爲めにする禁止 阿弗利加中の諸所、西部亞細亞特に土耳其、波斯、東西印度の諸島には銃器、彈藥、其他一般の軍需品の輸入を禁じ居れり。中米、南米の諸國にも類似の規定あり。然れども爾餘の文明國に就いて觀れば、此種の法令一樣ならず。菲律賓關稅法には「爆烈彈、火藥、其他類似の爆發物、一切の銃器、銃器の局部の取離したるもの輸入を禁ず。但し輸入者が知事より發行したる陸揚特別認可狀を呈示する時は此限りにあらず」とあり。此點に於て露國關稅法は頗る極端にして、銃器、彈藥の多くは全然輸入を禁せられ、其許されあるものも雖、大藏大臣の特許を得る場合に限り輸入することを得となせり。茲に又面白



きは英國法上、勅令又は院令を以て輸出を禁止し、又は制限し得る貨物の中に「銃器(鳥獸獵用銃、銃床を含む)彈藥、軍需品、又は變じて陸海軍需品、又は人の食物となし得べき食料品となし、或は食料品の量を増すに用ふることを得べしと認めらるゝもの」を含めること是なり。

多くの國の關稅法は贋造貨幣、劣惡なる貨幣及び偽造度量衡の輸入を禁せり。英國法は「偽造、贋造貨幣、合衆王國の銀貨、又は合衆王國の貨幣と稱するものにして、重量品質の規定に異なるもの、金銀貨を除く外一切外國にて鑄造せられたる貨幣」の輸入を禁ずとし、加奈陀の關稅法にも同様の規定ある上に「叛逆又は擾亂の性質を帯びたる書籍、印刷物、繪畫、寫真、其他一切の表影」をも輸入禁止品と規定せり。他の國にも同様の規定あり、嘗に物品のみならず、人も亦政治上好ましからざる人と看做す時は、入國を許さずとなせるあり。合衆國には主要なる法律ありて、外國移住民の入國を禁止又は制限し居れるが、斯かる法律は合衆國にせよ、其他何れの國にせよ、關稅政策の一部とは言ひ難きものなり。

最後に、同じく公安を理由とすれども、其禁止の一時に止まるものあり。例へ

ば、一八九二年露國は國內に於ける小麥不作の爲め、其輸出を禁じたることあり。同じ原因の爲め翌年獨逸及び埃地利、匈牙利は秣の輸出を禁じたることあり。



第七節 關稅制度 (一)

第一節 輸入稅率表

概說 關稅率表は便宜上、凡百の商品を諸多の部類に分ち、一部類には略、同種類の商品を配し、其中に又小區分を爲して、其品々に適宜稅率を規定す。歐米に於ける商品の配置法は普通二十六文字の順序に由る。稅率は一國政治經濟上の狀態を基礎とし、生産者、消費者の利益に相反するを折衷したるものなり。關稅法は又對外關係の基礎にして、外國との商業關係は之に依りて定めらる。關稅率を定むるには、先づ其目的、奈何を定めざるべからず。即ち保護を主とする、收入を主とするに依りて全く其制を異にすべきなり。收入を主とする場合には課稅品は甚だ尠し、例へば英國の關稅法の如き課稅物品僅に十八種、稅率凡そ四十に過ぎず、優に普通の大きさの紙四五枚あらば、綽々として認めたることを得べし。之に反し、獨逸の保護稅法は十九章より成り、約一千項の稅率を有し、大形の紙三十枚に印刷しあり。

米國の關稅法 米國の關稅法は年處を経るに従つて複雑となり、項目益多くなりぬ。初め一七八九年に制定したる關稅法は條文僅に六、稅率總て八十計りにして、普通の大きさの紙三枚に印刷することも易々たるべき程なりしが、一八九七年、ディングリ條例の如き索引其他說明事項を除くも、印刷したる紙八十頁に上れり。現行法たる一九〇九年のもの亦同じ。斯く法文が複雑となりたるは主として合衆國に於ける保護主義の勃興に因る。扱、今稅制組織を見るに、現行法は課稅品の品種により之をAよりNまでの十四部に大別す。例へば、金屬及び製品をC類とし、木及び其製品をD類とするが如し。次に各類に部を分ち、陶器部と硝子部とを區分するが如し、同一部にありては成るべくABC順により物名を配列す。即ちA字にて始まる物を先づ列記し、次にB字が頭に着く品名、物を列記す。同じA字にて始まる字同士に在つては、第二字に依りて順序を定むること字引にあるが如し。今、稅率表の概要を左に示す。

類

A 化學製品、油類、ペンキ類

一號乃至八三號



B	土、陶磁器、硝子類	八四號乃至一一六號
C	金屬及び同製品	一一七號乃至一九九號
D	木及び同製品	二〇〇號乃至二一五號
E	砂糖、糖蜜、及び同製品	二一六號乃至二一九號
F	煙草及び同製品	二二〇號乃至二二四號
G	農産物及び食料品	二二五號乃至二九九號
H	酒精、葡萄酒、其他飲料品	三〇〇號乃至三一三號
I	綿及び其製品	三一三號乃至三三二號
J	亞麻、麻、黃麻、及び其製品	三三三號乃至三五九號
K	羊毛、及び羊毛製品	三六〇號乃至三九五號
L	絹及び絹製品	三九六號乃至四〇五號
M	パルプ、紙、書籍、	四〇六號乃至四二〇號
N	雜品	四二一號乃至四八一號
	無税品	四八二號乃至七一八號

無税品 英國の關稅法の如きには課税品禁制品を別舉し、記載なきものは無税品となせり。歐洲諸國の稅法には常に課税品、禁制品を列舉せるのみならず、無税品をも記載せるもの多し。加奈陀及び合衆國の如きは、無税品を列舉し、其

他の物品は一定の稅率を課することとす。合衆國關稅法第二條に曰く、本法に規定又は記載なき粗製品又は製造せざる物品を輸入する時は、價格の百分の十、本法に規定なき物品にして全部又は一部の製造品を輸入するに對しては、價格の百分の二十を課すと。或輸入品にして諸種異なる有税品より成り、而も一之を分離し難き時は、其原料中の最高率を全部に適用すること常なり。

第二節 關稅の施行

關稅の制定と施行 關稅法の制定と施行は一國の國體及び憲法によりて異なる。雖、中央政府の權内に屬する事は各國概ね其軌を一にす。北米合衆國の如き亦然り。されど政治的統一完全ならざる國家に在りては、或は關稅法の制定及び施行を中央政府と地方政府と相倚り相俟つべきものとせるなり。例へば、獨逸の如き關稅法制定の權は全く帝國政府に存せりと雖、此稅法を施行し、稅を徵收するは各州之に當り、聯邦政府之を監督す。奧地利、匈牙利にも亦同様の制度あり。又國家によりては名義上關稅法を制定する權を有すれども、此法を



施行するは國際的委員の手に委ぬるものなり。支那即ち是なり。埃及には英國人の財政顧問官あり、其同意を得るにあらざれば財政に係る法律を規定することを得ずとするが爲め、埃及の財政は事實上英國の左右する所なり。波斯、サントドミンゴの如き未開國には之に類似したる制度あるを見る。

關稅法施行地域 普通稅法施行地域は國家の政治的境界と一致すれども、植民地は之を除くものとす。されば合衆王國の關稅法は英蘭、蘇格蘭、愛蘭、ウエールズに行はれ、其他の英國領地には行はれず。北米合衆國にては關稅法は各州及び植民地、島嶼中の一部に行はる。即ち布哇、ボート、トリコを包含すれども、菲律賓其他の群島を包含せず。場合によりては同國內の一部にして、而も連續せる處なるに拘らず關稅法の行はれざることあり。之に反して連續せる地方ならば外國領なるも同稅法を行ふことあり。かの獨逸關稅同盟ツール、フラインには一八八八年に至るまで漢堡、ブレーメンを含み居らず。アドリア海に面せるトリエストとフリウメとは一八九一年に至るまで埃匈關稅同盟に加はり居らざりしが如きは前者の例にして、之に反して、埃地利のユングホルツ及びミッテルベ

ルヒ、並びにルクゼンブルヒ獨立公國は經濟上獨逸に屬するが爲め、獨逸關稅同盟に加入し、リヒテンシュタイン、モナコは共に獨立領なるも、是れ亦經濟的關係の爲め前者は埃匈同盟に、後者は佛國の關稅下に屬し居れり。

關稅變更見越輸入が國家に及ぼす影響 關稅法に變更あるべきこと豫期せらるゝ時は、輸入に影響あるを免れず。例へば合衆國に於て一八九〇年、一八九七年の高率なる稅法が施行せらるゝ前數月間は、見越し輸入甚だ大なりしが、之に反して一八九四年の關稅實施前の如く稅率低減せらるべき時には輸入甚だ小なり。斯くの如きは甚だ商業に害あり。故に一八九七年の佛國法律は此害を少くせんが爲め、穀物、葡萄酒、牛、羊、豚類、及び生肉の輸入に對し、輸入稅引上の法律案提出せらるゝと同時に假りに新稅率を實施し、法案通過せざりし節は増徴稅額を返付することとせり。西班牙、希臘、伊太利、英國皆同様の規定を有す。

### 第三節 輸入稅率制の種類

一般稅率 近世の商業政策上三種の重要なる稅制あり。(一)一般稅率と差別



税率(二)國定税率と協定税率(三)單税率と複税率又は最高最低税率是なり。一般税法は最も簡單なるものにして、何れの國より輸入する物にも同様に適用す。此種の税法は、唯一國立法部の権限のみにて定めらるゝものにして、主として内國産業の利害に着眼す。其外國との貿易關係を酌量するは、唯外國の利害と内國産業の利害とが相一致する場合のみ。近時の諸國は他國に對し、或範圍に關稅を引下げ、其報酬として商業上有利なる條件を得ること多きも、此税法は此種の活用を爲す能はざる爲め、外國貿易の發達を妨ぐるの缺點あり。之に加ふるに、近來國際商業競争愈激烈を加へ來りたる爲め、諸國此種の税制を固守するの不利を悟り、變更を加ふるに至れり。合衆國の税制は憲法史あつて以來、一般税制を採れるも、一八九〇年以來、多少の變更を交ふることとなれり。英國、白耳義、丁抹、和蘭、瑞典等の歐洲諸國並びに産業上後進國に屬するもの、例へば、中、南米諸國の如きに此税制を有するもの多し。

國定税率と協定税率 本法に在つては先づ一般的に國定税率を定め、其後某國と協定し、自國の輸出品に對し、有利なる讓歩を得るに代へて、同國よりの輸入

品に對し、特に低率を課するを約す。國定税率は税率の有効期限定まらず、變更頻繁なる虞あれども、協定税率に至つては、一定の期間、税率を變更せずとし、少くとも税率を引上げざるの規定あり。時として外國よりの讓歩を得んが爲め、自國の税率を引下ぐるの餘地を存せんとし、先づ故意に國定税率を高く定め置くことあり。然れども、税率餘り高きに過ぐる時は、外國は交渉を開く前自らも其税率を高むることあり、或は讓歩を申出づも、斯かる讓歩は更に眞價なきものと看做さるゝことあり。かの一八九七年の米國關税法の如き是なり。殊に當時の米國元老院は斯かる讓歩をすら爲すを屑しとせざりし爲め、全く外國と互惠的協約を爲すこと不可能なりき。之に反して獨逸の税制は甚だ面白きものなり。一八九一年奧地利匈牙利其他の諸國と協約し、一九〇三年十二月三十一日に至るまでは、或種の物品に對し輸入税を或程度に止め、其以上に引上げざるべきを約せり。近年獨逸は新税法を發布したるが、是れ亦國定協定兩法によるものにして、唯一八九一年以後の協定は諸種の輸入品に對し、最高税率を定めたるが、新法は某種の農産物に對し、最低率を定め居れり。現時、國定協定兩率を併用



せるものは、埃地利、匈牙利、伊太利、塞耳比及び日本等なり。

複税率制 本制度は一見、國定税率及び協定税率を併用せると同じきが如きも、實は其異なる所二あり。第一、國定協定税率制に於て高低兩種の税率を規定するは僅少なる貨物のみなれども、複税率制に在つては大抵の有税品に對しては皆多種の税率を規定せること、是れ複税率の名ある所以なり。第二、課税の最少限は協定税率制の場合には行政機關に於て之を制定すること普通なるも、複税率制に在つては立法部に於て最高限を制定すると同時に最少限をも規定す。換言すれば、立法部は一切の貨物に對し二様の税率を規定し、條約を以て規定するは此範圍内に限るものとす。此制度の利益は、行政部の上下し得る限度明らかに定まれる故に、國內の産業安固なるを得ると、行政部の責任輕きこと是なり。されど本制は外國政府が豫め最高最低の限度を知れるの不利あるを免れず。

本制を採用せるは、西班牙、佛蘭西、露西亞其他の數國にして、西班牙は本制採用の率先者なり。一八七七年の同國關税法は税率を二列に列記し、最低率を最惠國約款を有する國家に課し、其他の國には最高率を課せり。幾許もなくして佛

國に害蟲起り、葡萄樹枯死したる爲め、西班牙は此機に乗じ、自國の葡萄酒を佛國市場に賣出さんとし、佛國に對し、最低限以下の特別の讓歩を爲し、以て之に代へて佛國より自國の葡萄酒に對し利益ある讓歩を得たり。後、西班牙は又獨逸、白耳義、伊太利、瑞典、那威、瑞西の爲めに其最低限に變更を加へたるが、是等の特別讓歩は總て最惠國約款ある諸國に及ぶこととなるを以て、結局、一般に最低率を引上げるることとなりたり。一八九〇年頃此有様を改めんと欲し、最惠國約款を廢止せんとしたるが、之が爲め諸國と關稅戰爭を開くに至れり。佛蘭西も亦一八九二年に複税率制を採用したるが、之が爲め眞に瑞西と關稅戰爭を開くに至れり。一八九五年、數種の品に對し最低限規定の税率を引下げざるを得ざることとなれり。斯く一國に與へたる讓歩は同時に最惠國約款を有せる諸國に與へざるべからざりしを以て、其結果は一般に最低率を引下ぐることとなりぬ。之を要するに、佛蘭西の經驗は、西班牙のと同じく複税率制は最惠國約款と兩立せざるを證し、其局成るべく最惠國約款を避けて列國に對し箇々別々に條約を結ばんとするに至れり。



露西亞の複稅率制に於ける經驗亦面白し。一八九三年當時現行の一八九一年稅率を最低限とし、製造品には三割増、半製品には二割増を最高限とし、他の原料品には概して割増を附せざりき。然るに此新法の結果、關稅問題に就き外國と紛擾を生じ、終に三種の稅率を生ずるに至れり。即ち(一)最惠國よりの輸入品に對しては一般的最低稅率を課し、(二)獨逸を筆頭とし、其他二三の國に對しては協定により特に低率を設け、(三)最高率ありて關稅戰爭の性質を帶べるもの是なり。最近修正せられたる關稅法中、加奈陀のは最高最低兩樣稅率の外に英國品に對する別種の稅率を有す。此種の特別稅に就いては後章之を論ずべし。

## 第八章 關稅制度(二)

### 第一節 從價稅と從量稅

緒言 關稅に從價、從量の二種あること曩に述べたる所の如し。前者は貨物の價格に對し、其百分の何程といふ如く價格に對する一定の歩合を以て率とす。合衆國の稅制を見るに、加工せざる眞珠は百分の十の關稅を課せらる、即ち一弗毎に十仙を課するの義にして、從價稅の一例なり。從量稅とは重量又は容積の單位を標準とするものにして、封度、噸、軒、打、クォート等に對して課するものなり。米國關稅法にラードは每一封度二仙の輸入稅を課するが如き此例なり。時として同一貨物に對し、從價、從量兩稅共に課せらるゝことあり。是れ特に米國稅法に多し。例へばサッカリンは每封度一弗五十仙と從價一割の關稅を支拂ふ。列國の關稅法各、其特質を異にすと雖、其最も普通なるは從量稅の多きものなりとす。歐洲諸國中の多數、中米、南米諸國、及び南阿關稅同盟、日本の如き此部類に屬するものなり。之に次ぎては從價稅の多きに居るものにして、南米諸國、加



奈陀、ニューファンドランド、ニュージールランド、埃及、モロッコ、ブルガリア等是なり。合衆國亦實は從價稅多數に傾けるものなるも、特に複合稅多きが爲め、一種獨特の種類を爲すといふことをも得べし。此他小國にして一般的輸出稅及び輸入稅率を定め、悉く又は主として從價稅を採用せるものあり。馬來諸國、蘭領東印度英領北ボルネオ、キプロス、スダーン、土耳其の如き即ち是にして、就中土耳其とスダーンとは輸入には八分の從價稅、輸出には一分の從價稅を課す。之に反して輸出入とも從量稅を主とせる小國あり、波斯、塞耳比、佛領印度、支那の如き是なり。

從價稅の得失 從價稅の主たる長所は、市價の昂低に比例して稅額を増減するの容易なる點にあり。品質佳良にして、價格高き貨物も下等品と同率を課せらるゝを以て、其負擔の割合は等一にして、適用宜しきを得ば負擔の公平を保つことを得べし。之と同時に從價稅の弊も亦尠しとせず。本制度は施行上、困難にして經費を要す。何となれば輸入者は關稅全額を納むるを避けんが爲め、貨物の代價を詐りて安うするに傾き易きを以て、之を看破し防止せん爲めと、又一には種々異なる關稅率を適當に定めん爲めに、熟練なる官吏多數を置かざるべ

からず。單り輸入商のみならず、關稅吏之と結託して非曲を爲すの機會多く、諸國、屢嚴罰を以て之を制せんとしたるも、未だ全く效を收むるに至らず。而して又從價稅に困難とするの一點は適當なる價格の標準を得難きこと是なり。抑、價格とは買入地の價格に依るべきか、積出地の價格に依るべきか、或は又到着地の價格相場に依るべきか等甚だ面倒なる問題を生ず。北米合衆國の法律に據れば、從價稅は合衆國へ輸出する時に於て仕入國の重要市場に行はるゝ現實の卸賣相場に課す。但し紙函、本箱、籠袋、其他一切の包裝及び合衆國の輸出に適する様に爲す爲めに要する一切の費用を含み、總て合衆國へ輸出するものとして賣買する商習慣狀態を標準としたる價格を指す。若し包裝が異常なる時は、中の商品が有稅品たると無稅品たるとを問はず、其包裝に使用したる品が獨立にて輸入さるゝ場合に課すべき稅を課す。

從量稅の得失 從量稅の長所は制度の簡單なると施行に經費を要せざるとに存す。蓋し從量稅徵收の爲めには、稅關吏は唯、國境を通過する貨物の數量を檢查すれば足るを以て、別段商品に關する知識を要せず。従つて費用も掛らず、



不正行為を爲すの餘地に乏しく、而して手續敏速なることを得るを以て、大に商業取引に便なり。然れども本制度の短所は公平を得がたきに在り。粗生品、廉價品は、高價品に比して租税負擔の割合須く少かるべきに、本制度は貨物の品質、奈何に論なく、同種類の貨物は、同額の税を徴するを以て、其負擔高價品に軽く、安價品に少きの不都合を生ず。今木綿一碼に十仙の課税をなすとすれば、一碼の價格五仙の木綿に對しては從價二倍となり、五十仙の木綿に對しては僅に二割となるべし。茲に於て幾分此弊を矯正せんが爲め、同種類の貨物にても、製造の度合に依り、品質の精粗其他の標準に依りて之を區分し、別々の税率を課することとなす。是れ列國關稅に殆ど沿く見る所なり。

從量税に關し、注意すべき重要事は、課税標準たる重量又は容積は荷造のまゝなるや、正味の量を採るやの問題なり。理論上より言はば、課税は素より内容たる貨物のみにつきべきものなれども、之を正確に知らん爲めには荷造を開かざるべからず。斯くては貨物に損傷を加ふるを免れざるべく、時間を費すが爲めに商業取引の妨となるべきを以て、多くの場合には風袋として法律上規定の差引

を爲すを例とす。

## 第二節 關稅の課徵

關稅行政 國家社會の利害を守らん爲め、特に政府の收入を確保し、國內に於ける保護産業の利害を保障する爲め、列國政府は種々の關稅行政法を定め、以て徵稅の正當を期し、並びに關稅に關する爭議を裁決する等の事に従はしむ。北米合衆國に於ては租稅徵收は主として大藏省の任務なるも、外務省亦副として之を助け、司法部亦重大なる任務を有す。米國へ輸入する物にして價格一百弗を超ゆる時は、船積地に於て仕切狀を米國領事に呈示し、其面前にて仕切狀記載事項に何等相違なきことを宣誓すべし。此仕切狀は三通を作り、其一は領事館に止め、一通は合衆國陸揚港の徵稅官へ送付し、他の一通は輸出入受取りて輸入者又は荷受人へ送るものとす。此仕切狀は領事の商業報告、政府の統計、並びに外國駐在合衆國大藏省商務官の報告等と相俟つて、輸入貨物の價格を決定するの基礎となるものなり。合衆國輸入貨物の價格は、先づ輸入地に於ける評價官



之を定む。若し此評價に對し關稅收納官又は輸入者に於て不服ある時は、之を評價長官に訴ふるを得。尙不服ある場合には、三人の評價長官より成る關稅審判局に提出す。同局の判決は課稅標準の評價としては最終の決定にして、何人も異議を申立つるを得ず。次に課稅率及び課稅額の決定は、關稅收納官先づ之に當り、若し輸入者又は荷受主に於て不服ある時は、三人の評價長官より成る關稅審判局の決定を請ふを得。此決定に異議ある時は、政府輸入者孰れも之を合衆國地方裁判所に訴へて事實の審理及び法の適用に關し判決を請ふを得。地方裁判所の判決は最終審と看做さるゝも、若し裁判所又は判事が其争訟を以て重要問題なりとし、特に大審院の判決を求むべきものとなす時は、大審院に移さる。

或國例へば獨逸、西班牙、埃地利の如きには關稅諮問委員會なるものあり。其委員は商業會議所の推薦により商務大臣之を任命し、關稅行政に關し、特に課稅價格に就きて參考として意見を述べ、以て政府の關稅法施行を助く。

關稅納付 一般の原則としては關稅納付は一國の標準貨幣を以てす。然れ

ども貨幣價格の下落せる國にあつては關稅を金貨にて納付すべきことを規定することあり。こは當時の課稅額を引上ぐるに同じきものにして、斯かる令の發せらるゝや、之と商業取引ある條約國より抗議を申込みども其效を見ず。一八七七年、露國が課徵金を金貨にて納むべしとしたるは、事實上三割三分の引上となり、一八七八年、埃地利、匈牙利が同様の法を立てし折は一割五分の引上げとなれり。斯かる法令の結果、金貨準備額を増加することとなり、恰もこれが外國債の利子を支拂ふべき場合に當らば、甚だ都合なり。南北戰爭終るや、合衆國には多くの紙幣あり。其市價は額面價格に満たざりき。茲に於て政府は是等の貨幣は「輸入税以外の一切の租稅」を支拂ふ爲めに使用するを得、又公債の利子以外政府よりの支拂に用ふるを得となせしが、是れ即ち輸入税は硬貨を以て納むべしと規定したるに異ならず。後、一八七九年、合衆國紙幣が金貨と同價格を維持するに至るや、大藏大臣は命令を以て硬貨支拂規定を取消したれば、現今に於ては金銀貨は言ふに及ばず、合衆國紙幣、大藏省券、金貨地金銀、合衆國壹弗銀貨、保管證も、金額に制限なく、額面記載の價格にて「受理せらるべし」。



## 第三節 差別税

船舶及び貨物に對する差別税茲に説かんとする差別税は、外國船及び外國船に搭載したる貨物に重税を課し、自國船及び其搭載荷物に對しては其税率を軽くするものなり。有名なるクロンウールの航海條例は英國の商船又は當該貨物を輸出したる國の商船を以てするにあらざれば、英國へ輸入するを禁じ、以て英國運輸業の發達を計りたるが、後、此禁令を改めて差別税としたり。重商主義時代に於ては此種の差別税盛んに列國に行はれしが、近時大に衰退するに至れり。されど現時にあつても佛蘭西及び西班牙は、第三國を經又は第三國の船舶によりて輸入せらるゝ貨物には重税を課す。稍之に類せる制度は、或國にて水路を經て輸入せられしものには、陸路により輸入せられしものよりも税率を低うすることあり。例へば茶、珈琲の塊地、利牙利へ輸入せらるゝにトリエヌト、フィウーメよりするものは、陸路よりするものよりも輕き税を徵せらる。是れ獨逸諸港の發達を抑へ、自國商港の繁榮に資せんとするの意に出づるものなり。

初め合衆國が獨立政府を組織するや、第一に發布したる法律の一は即ち差別的噸税なりき。我が現行法に據れば、外國船によりて輸入せらるゝ貨物は、普通の關税を支拂ふに加へて一割の附加税を徵收せらるべき規定あれども、別に諸國と締結せる通商條約ありて、締盟國の船舶に依る輸入品は、合衆國の船舶に依るものと同様となり居るが爲め、前記差引税は殆ど有名無實に近し。合衆國に又別の法規あり、合衆國の船舶、又は輸入貨物を生産する國の船舶、又は輸入貨物が普通初めて積出さるゝ國の船舶に依りて輸入せらるゝにあらざれば、之を沒收することあるべしと。されど此法文も亦其實施を見るは稀なり。何となれば、此條文の適用上、亦例外を規定し、第三國が合衆國船舶に對し同様の法令を施行せざる場合には、此條項を適用せずとなせるを以てなり。唯、一つ注意すべき要項あり、曰く合衆國と境土を接せざる國の生産物にして、合衆國と境土を接せる國を經て輸入せらるゝ場合には、關税一割を重うすと。是れ貨物が加奈陀鐵道によりて米國に輸入せらるゝを防がん爲めに外ならず。

特惠税 特殊低率税の目的は、國際間に於ける政治的又は經濟的關係を密接



ならしめんとするにあり、或は政治上には既に聯合せるも、經濟上事情を異にせるが爲め、全然自由通商を實施し難き場合に之を行ふこと、例へば諾威、瑞典の一八九〇年より一八九七年までに於ける關係の如し。或は兩國の間に自由貿易を營むの計畫あれども、直に實行するときは、産業社會に激變を生ずるを以て、之が階段として低率税を施行することあり。合衆國とポルトリッコ及び露國と芬蘭が自由貿易に入りたる經路即ち是なり。或は西班牙、葡萄牙の關係の如き、共に政治上の獨立を維持せりと雖、經濟上の關係に至つては、其關係極めて密接にして、相倚り相俟つて經濟的單位を成せる趣少からず。二國をして全然經濟上に引離れしむる時は、經濟的獨立を弱うするの虞あるが爲め、特殊の關係を保持せるなり。最後に此制度の最好適例は所謂關稅同盟にして、同盟諸國間は無税にて通商し、外國に對しては同盟國は同一の稅法を用ふ。所謂關稅同盟中最も著しきものは、一八三四年に起りたる獨逸の關稅同盟なりとす。又奧地利、匈牙利、濠洲、南阿弗利加、獨逸、加奈陀、合衆國の如き聯邦國は、其實一箇の大關稅同盟と謂ふべし。合衆國の憲法に據るに、聯邦政府は合衆國と外國との商業條約を

締結し、且聯邦相互間の通商を監督するを得とせり。唯、聯邦政府が遵守すべき制限は、一切の租稅及び課徵物は、合衆國內を通じて均一なるべしといふにあるのみ。他の關稅同盟も其規定略之に同じ。斯くの如きは一方には聯邦箇々の主權を減するものなるも、中央集權政治の發達を促すものなり。

植民地特殊低稅 本國と植民地間に於ける政治上、經濟上の關係を密接にせんが爲めに、特殊低率の關稅及び噸稅を課すること、十六世紀の大發見に續きて植民地の勃興したる當時大に流行せり。西班牙は其植民地一切を失ふに至るまで固く此主義を守り、和蘭は一八七二年に至るまで東印度の植民地に對し此主義を實行したり。近年に於て佛蘭西は植民地よりの輸入に對し、外國品よりも低稅を課せり。英國が十六七世紀に採りたる政策は、他の歐洲諸國と略同じかりしも、唯、之を厲行せざりき。然るに英國は十九世紀前半に於て植民地に對する特殊低稅を廢し、爾來、英領植民地との貿易は外國と雖、英國と同様の條件にて從事し得ることとなれり。近年に至り、國際商業競爭劇甚となり來りしに加へて、諸國に保護主義盛んに行はるゝに至りしのみならず、英國の植民地に於て



も保護主義を採るに至り、英國の商業的覇權を危うせんとするものあるより、英國と其植民地間に特殊の低率税を施かんとする議を生ずるに至れり。既に加奈陀、南阿、ニュージラランドの如きは一方に保護制を施き、一方に英國品に對し、特殊低率税を課することとしたるが、今や英國は之に酬いて同様の税制を施くべきや否やを考查しつゝあり。是れジョーゼフ・チェンバレン氏の唱道に係る。米國は近時に得たる植民地に特殊税を施行せるが、ポルトリッコに施きたる特殊税は終に發達して無税制となれり。

打消税 或國家は其生産品の輸出に對し、生産者に補助金を與ふることあり。此結果は往々にして、輸入國に於ける同種貨物の生産を阻害することとなる。假令、輸入國に於て此種産業を保護せん爲め、其輸入に對し關税を課すとすも、其保護税は輸出國の與ふる補助金の爲めに無効となり了るべし。近年に至るまで歐洲諸國には甜菜糖の輸出に補助金を與ふること行はれしかば、合衆國及び英領印度にては此補助金に對する爲め打消税を課し、以て内國の製糖業を保護するに努めたり。合衆國關税法第五條に曰く、

『何れの國、屬國、植民地に於ても、直接又は間接に、其輸出國に補助金を與ふる場合に於て、同品が合衆國關税法により有税品なる時は、斯かる貨物の輸入に當り、右補助金と同額の附加税を課徴すべし』。

報復税 報復税とは普通關税よりも高く、或一定の國より輸入する貨物に對し特殊の場合に課するものとす。例へば、一八八六年乃至一八九三年中、埃地利、匈牙利對ルーマニアの關税戰爭に埃、匈兩國はルーマニアの關税を以て無法に高率なりとし、報復的に高税を課したるが如きことあり。或は一八九三年乃至一八九四年露國對獨逸の關税戰爭に、露國は獨逸が露國品に對し、他國品よりも重税を課すとなし、報復的重税を起したるあり。或は通商條約期限満ちて新條約を結ばんとするも、一方に條約を結ぶ意なきか、或は一方が過當の請求をなすが爲め、條約成立せざる場合に、他方は報復手段に出づることあり。是れ一八八八年乃至一八九二年の佛伊關税戰爭、一八九三年乃至一八九五年の佛國對瑞西關税戰爭、一八九四年乃至一八九五年、獨逸對西班牙の關税戰爭の起りたる所以なり。



報復税課徴の權は法律の規定に依り之を行政部に委任するを普通とす。一八九一年三日發布米國關稅法は規定して曰く、

『大統領は、合衆國の生産物に對し不利益なる差別を附する外國の生産品に對しては其輸入を禁ずるを得』

と。類似の法文は諸外國の法規にあれども、概して行政部の權限は斯くの如く廣汎ならず、兩院又は兩院中の一方が之に參與するか、或は附加税の最高限を制限せり。斯かる法規の標本と見るべき獨逸法は規定して曰く、

『獨逸品又は獨逸船を外國のものよりも不利に取扱ふ國より來る貨物は、現行條約に抵觸せざる限り、關稅を二倍とし、無稅品に對しては、從價二割までを課するを得。斯かる附加税の課徴は聯邦議會の協賛を経たる後、勅令を以て命令す。國會開期中なる時は、遲滞なく勅令を通報すべく、開期中ならざる時は、次期議會開會せらるゝ時、通報すべし。國會の承認を得ざる時は、爾後、此附加税を廢す』

### 第九章 關稅機關

#### 第一節 保稅倉庫

通過港と引取港 關稅徵收に便する爲め、國家は法律を以て貨物が通過して國境内に入り得る港、並びに輸入貨物の引取をなす港の所在を限定するを普通とす。前者は必ず國境又は海岸にありと雖、後者は必ずしも然らず、時には國境内にあることなきにあらず。其孰れにしても所在は政府の指定に依りて定まる。而して苟も貨物の通過搬入を許可しある處に於ては、又必ず輸入手續を了し引取るを得。之に反し、引取をなすを得る地は、内地にあることもあるが故に、引取港は必ず通過港なりとは謂ふべからず。合衆國の法律に據れば、貨物が引取港に到達すれば稅關の鑑定を求め、評價を請ひ、分類を得、算定せられたる關稅を納付したる上にて引取るべく、或は輸入者に於て之を便とせざる場合には各通過港及び多くの引取港にある公私設保稅倉庫に保管を託し置くことをも得べし。



保税倉庫の意義及び效用 保税倉庫とは一旦入り来りたる貨物を外國へ再び輸出するを待つ間又は内國消費に供すべき貨物の引取を待つ間は一定の保管料を徴するのみにて輸入税内國税等を課せず貨物を保管する倉庫をいふ。換言すれば此制度は貨物に對し輸入税又は消費税を納付すべき時期を猶豫するものにして其間政府は當該貨物を擔保として占有し置くものなれば輸入業者又は製造業者は一時に巨額の税金を納付するの不利を免れ資金の運轉を阻止せらるゝを避くるを得るが故に極めて有益重要なものなり。加ふるに此制度は輸入者製造業者をして隨時現品を一覽し見本を取出すことを得しめ且輸入税消費税及び保管料に支拂へば何時にて引取りても國內に販賣するを得べく又國外輸出の爲めに在庫する時は單に保管料のみを支拂へば直に引取る事を得べきが故に荷主の爲めには極めて便利なる設備と謂ふべし。是を以て主要なる商業國は概ね此種の倉庫の設備あらざるはなし。

保税倉庫の取扱物品より觀れば之を大別して二種となすを得。一は輸入品を保管するもの、一は内國製産品を保管するもの是なり。後者に屬するもの

例として著しきは米國にありては酒類及び煙草保管用のものなるが此種のものには外國貿易との關係甚だ間接なるを以て茲に詳説せず。

輸入品用保税倉庫 合衆國が保税倉庫の制度を興したるは一八四六年なり。爾後の法律により漸次修正を加へられたるも其大主意に至つては改まらず。此制度の興りし以前は一般に輸入税の納付を猶豫すること行はれたりしも此法興ると共に此風を廢し保税倉庫に保管する貨物に限り之を猶豫することとしたり。合衆國關稅法に據れば保税倉庫を別つて次の如くす。

- 第一種 官設保税倉庫 政府の所有又は借用する所に係り私設保税倉庫なきか又は不十分なる港に設く。
- 第二種 私設特定保税倉庫 大なる輸入者が其所有又は借入れたる倉庫へ自己輸入の貨物を入れ税關官吏の出張を請ひて保管せしむるものにして出張官吏の報酬は輸入者の負擔とす。
- 第三種 私設一般保税倉庫 一般公衆の輸入品を保管する爲め倉庫業者の經營するものにして政府の監督の下に營業す。合衆國の保税倉庫事業は多く此種に屬す。
- 第四種 嵩高重量品用私設保税倉庫 材木、石炭、糖蜜、砂糖(大樽又は中樽入)、鐵軌、鐵鐵、除鐵等其他の重量品を保管する上屋、又は置場。



第五種 穀物保管用私設保税倉庫 穀物保管用穀物倉、又はエレヴェーター或は建

物中の一部を仕切りて穀物の保管に供する場合。

第六種 製造用私設保税倉庫 全部又は一部輸入品を原料とし、又は消費税を課

せらるべき原料を使用して輸出品を製造し、或は再輸出すべき輸入米を貯

藏し、精選する爲めの倉庫。

第七種 製鐵用私設保税倉庫 輸入鐵礦又は原料を精製し半製品として輸出せ

ん爲め溶解精製する倉庫。

最後に保税貨車なるものあるを一言せざるべからず。大陸に於て各國互に境を接し、甲の國より乙の國に輸送せんとするに當り、其途上丙丁等を鐵道にて通過せざるべからざる場合、又は甲國の一部より他の部に行く間に、乙國の領地を通過する如き場合に、一々國境を通過する毎に關稅を支拂はしむるものとせば、其煩に堪へざるのみか、徒に時日を費し、資金を停滯せしむるの弊あるを以て、諸國は斯かる貨車を保税貨車として取扱ふ。故に斯かる貨車の疾走中は一種の保税倉庫なりといふを得べし。

輸入品保税通則 貨物の預入れ、保管に關する規則は、合衆國に於ては一定し居り、前記官私設其他の種類に依りて之を異にすることなし。先づ發火し易き

物、損敗し易き物の類は保管せず。保管者は保管期間中は一切の費用を支拂ひさへすれば、何時にても貨物を引取るを得。保管期間は三ヶ年と定め、同期間内に引取らざる時は、政府之を賣拂ひ、其代金を以て保管其他の費用に充當し、餘剩あらば之を該貨物の所有者又は輸入者へ交付し、若し不足を生ずる時は之を徵收す。

第二節 自由港及び自由地區

自由港 外國貿易に對し、稅關の監督を加へざるか、或は關稅を徵收せざる海港都市を自由港といふ。斯かる都市にありては商船の貨物積卸、貨物の製造及び賣買に對し、政府徵收官吏の干渉することなし(但し棧橋料、上屋料、倉庫保管料の如き格別の勞務に對する料金の支拂に對し、並びに衛生警察の爲め官憲の干渉あるべきは言を俟たざる所なり)。思ふに、自由港の起原は、近世紀の初めに當り、中央集權の勢未だ成らず、地方市府獨立の形を成し、小邦分立の態を有したる頃に始まり、主として十字軍の結果として興りたるもの、若しくは新大陸及び新



航路發見の結果として勃興し來りたる商業交易を容易にせん爲めに興りしものなり。されば其自然の結果として、自由港の制度を起したるは、當時の最大商業國民たりし伊太利諸都市にして、十六世紀より十七世紀の間に於て、伊太利主要諸市は概ね皆自由港となれり。されど十九世紀後半に於て同國の統一成るや、幾許もなくして一八六五年其自由港は悉く廢止せられたり。佛國にあつては、一六六九年宰相コルベール、此制度をマルセイユ港に敷き、十八世紀中、他の諸港も亦自由港となりしが、大革命の時、總て之を廢止せり。一八一四年、一時復、自由港制度を再興したるも、久しからずして止めり。埃匈國に於ては一七一九年トリエスト及びフィウメを自由港となせしが、一時佛國の勢力下にありし間、トリエストの自由港を廢したるも、一八〇六年に至りて之を復活せり。一八九一年に至り、兩都市共に埃匈國關稅同盟に加へられ、茲に同國自由都市の制度全く止みぬ。獨逸に於ける最初の自由港はアルトナにして、一六六四年の事に屬す。ハンザ同盟市たるリュベック、ブレトメン、漢堡は、數世紀に亙りて獨立國を形成し、事實上、自由港なりしが、一八三四年以來、獨逸國關稅同盟運動盛んに起りリュベ

ベックは一八六七年を以て北獨逸聯合に加盟し、漢堡、ブレトメンの二市は一八八八年を以て獨逸帝國關稅區域に編入せらるゝに至れり。此他白耳義、露西亞、ルーマニアにも亦自由港起りたることあり。英國又一の自由港を有す、阿弗利加北岸なるジブラルター即ち是なり。此外にも歐洲諸國の屬國植民地に自由港を興したるもの罕なりとせず。就中最も著名なるものをアーデン、新嘉坡及び香港となす。

自由地區 以上説く所に依れば、自由都市の存在は國家の統一を妨ぐるを以て、歐洲先進國民の間に在つては概ね廢止せられたるを見るべし。近時、其代りとして生れたるものを保税倉庫制度並びに自由地區の制となす。自由地區とは港内一定の地區を限り、其内にては商業製造等に對し稅關官吏の干渉を爲さず、關稅をも徴せざるをいふ。即ち自由地區は自由港よりも區域狭小にして、規模小なるものなり。以前、歐洲の自由港は其制度を廢すると共に、自由地區を起したり。獨逸の主要なる沿海諸都市概ね皆此制を有し、コーペンハーゲンにも亦之あり。佛蘭西、白耳義、其他の國にも之を興さんとの運動あり。英米二國に



ては此制なく、保税倉庫の制を以て之に代ふ。  
 米國に於ける自由地區案 北米合衆國には歐洲諸國に觀るが如き自由地區なきが故に、之を設くるの要は時々、世の論議に上りたりき。前の大藏大臣シヨール氏は、『輸出品保税地域』なるものを設くべしと主張せる一人なるが、要するに、所謂自由地區と大差なきものにして、頃者、氏の意見の新聞紙に發表せられたる所を見るに、

『試みに保税製造所の代りに、例へば數千エーカーといふ如き一定の限りたる地區を以て保税區域とし、此地域内には如何なる種類の製造工場をも設立するを許し、何等租税を課せず、石炭を初め一切製造に要する材料器械器具類は無税にて此地域内へ搬入するを許し、唯、住宅の建築のみは之を禁ずることとす。之を要するに、此種の地域内は以て米國労働者に職業を與へ、其製品は最も廉價に仕上げられ、以て外國に輸出せられ、他國の品との競争に堪へしめんとす。但し斯かる製造品は輸出に限るものにして、内國に於ける消費の爲めに此地域外に搬出せらるゝに當つては、同種類の輸入品と同様の關税を徴することとすべし。思ふに、此制度は米國民に一害を與ふることなくして、米國の労働者に職を與へ、商工業の繁榮に資すべきなり。余の案に依れば、斯かる一地域を北大西洋岸の商港に置いて以て新

英蘭州全部の利益に供へ、今一つをノリアフォーグ近邊に、第三を墨其西哥灣に設くべし。素より此考案を事實となすまでには、年月を要すべしと雖、此考たるや、今日既に在る保税倉庫、保税工場、及び戻税制度と相背馳するものにあらすして、其例は獨逸の自由港に之を見る。云々。

狹義にいふ國境商業 國の境界は國境地に居住せる人々の經濟的利害關係に基づくよりも、政治上の關係によりて定むること多し。されば個人の所有財產は斯かる境界線の爲めに二分せられ、同一人にして兩國に互り土地を所有するが如き奇觀を生ず。斯かる有様なれば、其以前、關稅行政制度不完全なりし時代には、人爲的國境を潜ることは甚だ容易なりしを以て、國境に於ける關稅通脫は寧ろ通例なりしも、近時、列國產業の發達に伴ひ、國境の取締を嚴重にするに至り、貨物の往復又以前の如く容易なる能はざるに至れり。然れども國境に居住せる人々に對しては特典を附與し、國境の兩側一定の限界内に於て一定の貨物に限り、無税を以て自由に通過するを許せるの例尠しとせず。西部歐洲諸國間の通商條約及び關稅法に此種の規定あるを見る。之を、狹義に於ける國境の商業』となす。之と反對に、『廣義の國境商業』とは國境に許したる特典なりしが、漸次



全國に及ぼさるゝに至れり。

墨其西哥國自由地域 近時廢止せられたる墨其西哥國自由地域は北方國境の全部に亙り、約十二哩半の廣さを有する一帶の地域にして、此地域内に入る貨物は同國普通關稅率の一割一分五厘を徵せられ、同貨物にして若し此地域より更に墨其西哥内地に致さるゝ時は、殘餘の關稅を支拂ふべきものとせり。其起原を按ずるに、素と墨其西哥に於ては、其國稅、地方稅共に合衆國よりも高く、爲めに國境附近に於ける墨其西哥國都市の生活費は之に接近せるテキサス諸市に於けるよりも高く、從つて墨國人は自然合衆國へ移住することとなれり。墨國は之を防がん爲めに一八五八年に北方國境の一部に自由地域を設け、一八八五年之を全部に及ぼしたるなり。其初めは輸入品の此地域内に入るものは國稅及び都市稅を課せらるゝのみにて、關稅を課せざりしかど、合衆國が關稅を引上げたるに從ひ、墨國も漸次引上げて一割一分五厘まで上すこととなれり。是れ既に此地域の人民にとりては一大特典なるに、加ふるに、銀價の下落は此自由地域内に於ても工業を保護するの結果となりたれば、墨國政府は該地區内にて製造

したる貨物が内地に入るに當りては關稅を徵すべしとしたり。茲に於てか、同地域は折角原料品は廉價に得らるゝも、其製造品を輸出せんとせば、北には合衆國の高稅率に妨げられ、南は自然の關稅率に阻まれ、以て原料の廉なることと、恰も相殺せらるゝに至りたるを以て、同地域内の製造業は全く止むに至れり。

### 第三節 開港地

開港地 開港地とは國際條約の效果により外國貿易の爲めに開かれたる商港をいふ。十九世紀中葉以降、幾多の條約により、西洋諸國は日本及び支那兩國に於て通商を許すの開港地を得たり。支那開港地の第一は南京にして、一八四二年の英清條約に因る。其後此種の特許は他の諸國民にも許容せられたり。

一八四四年、米清條約第三條に曰く、

『合衆國國民は廣州、厦門、福州、寧波、上海の五港に來り、家族と共に居住し、商業を營み、任意外國諸港と前五港との間、又は五港の中の一と他との間に船舶を使用し、貨物を運送し、往來することを得』

と。今や支那に於ける條約港は三十を超ゆ。日本亦初め條約港により外國と



通商を開きたるものにして、其最初の條約は一八五四年、合衆國と締結したるものに係り、下田及び函館を開きて米國との通商を許すこととしたり。一八九九年以來、日本は他の開明諸國と對等なりと認められ、同時に全國を開放して外國人の自由に入り來りて通商するに任すに至れり。

## 第十章 内國稅及輸出入獎勵

### 第一節 内國稅

(119)

内國稅 政府の收入を得る所のものは、常に關稅と噸稅とのみに限らざることと已に一言したる所の如し。例へば、英國、普魯西兩國の如きは所得稅を以て有力なる財源となす。合衆國政府は又收入を所得稅に求めんとしたること屢なるが、所得稅は各州政府の財源にして、之を合衆國政府の財源とするは憲法の規定に無き所なるが故に、近時、高等法院にて違憲の判決ありき。然れども同法院判官中、是非兩説あり、此判決に當りても兩派の票決數殆ど相等しき有様なりければ、新しく法を立つれば所得稅を以て合衆國政府の課稅の目的とする様なるべしといふ者多し。此外亦人頭稅、取引稅あり。人頭稅は米國聯邦中施行したるもの甚だ多かりしが、漸次消滅せり。取引稅に至つては、合衆國政府之を非常特別稅として利用したる事あり、即ち南北戰爭の時、米西戰爭の時、爲替手段、株券債券の讓渡、銀行小切手等に印紙の貼用を命じて收入を許したるが如き是な



り。一般國産税を課するは合衆國を通じて遍く行はるゝ所なるも、現今に在りては單に地方的制度にして、中央政府の財源となすべからざるものなり。又消費税即ち醸造酒類、煙草等或種の消費物に課する税金は多くの國に於て重要な財源たり。合衆國に於ては此種の消費税中央政府収入の半ばを占む、即ち一八九〇年乃至一八九七年、並びに一八九八年乃至一九〇五年の各八年間の期間に就いて見るに、此種税金よりの収入は國庫金収入の四割一分、四割七分を占めたり、之を同期間に於ける關稅收入の四割二分、三割五分に比すれば、以て如何に消費税の有力の財源たるかを知るに足らん。

輸入品に課する内國税 國內に於て消費税を課すべき貨物を輸入する時は普通の輸入税を課する上に消費税を徴す。此種消費税に關しては之を一般の關稅法に規定せずと雖、國內に於て同種の物品に課税すると同じ方法を以て徵税するを要す。合衆國に於ては煙草並びに或種の酒精飲料に對する消費税は印紙を以て納付するものなるが故に、輸入品に在りても之を國內の市場に渡す前に必ず印紙を貼付せざるべからざるものとせり。又包裝に關しても同種の

物品の國內市場にて販賣さるゝと同様にすべき旨の規定あり。

輸入品に消費税を課する事は大體國際條約に依りて定めらる。其定め方に就き二方法あり。其一は、條約國互に自國臣民の所有にかゝる同種の物品に課すると同一の租税又は之より高からざる税額に止むべきを約するものにして、其二は、條約國が第三國の臣民の所有物に課する税と同一若しくは之より高からざるべきを約するものなり。前者は開明諸國間の通商條約に普通なるものにして、後者は開明國と未開國との間の通商條約に之を見ること多し。又或は條約により消費税賦課の目的となすべき貨物を制限する事あり、バルカン諸國が埃匈國に對して結べる條約の如き即ち是にして、バルカン諸國は製造又は販賣を獨占せる貨物に課税するに就いては聊か干渉を蒙らざるべき筈なれども、埃匈國に對する通商條約に依り、斯かる課税の目的となるべき商品を制限せり。

輸出すべき内國製産物に對する租税 若し輸出すべき内國製産物に内國税を課する時は、宛も輸出税を課するが如く、件の貨物は高價となり、國際市場に外國品と競争すること困難とならざるを得ず。若し世界的獨占品にして、他國に



は全然産せざるものなる時は、課税も敢て差支なければ、然らざる場合に在つては、此種の租税は國內製産者又は輸出商の負擔に歸し、決して外國輸入者又は消費者の負擔に歸することなし。然るに近世諸國の外國貿易政策は成るべく之を妨害するを避け、進んで之を奨励せんとするにあるを以て、輸出入の内國製産物は普通内國税を課せざるものとす。然れども斯くの如く、或種のもののみ課税を免れしむるは行政上の面倒からず。唯、貨物製産の規模大きく、工業組織も相當に發達し居ること、例へば煙草、麥酒、葡萄酒類の如きにあらずんば到底其費用と手数に堪へざるなり。合衆國關稅の規定に據れば、蒸溜酒及び煙草を直接に輸出する爲め保稅倉庫より取出す場合には、『内國徵稅長官が規定し、大藏大臣の認可を経たる法規に従ひ、指定の書類を認め、證據金、船積證書、其他長官の命令することあるべき保證物を貨物取出地の收稅官に届出づる』時は、内國税を賦課せらるゝことなくして取出すを得とせり。

## 第二節 戻 税

戻税 輸入品を再輸出する場合に曩に納付したる輸入税の全部又は一部を返付するをいふ。再輸出の商品は輸入當時と全然同様の状態なることあるべし。斯くの如きは以前には多々ありしが、今や保稅倉庫制度發達し、運輸通信の便開け、通過貿易に關する關稅制度進歩したるを以て、斯くの如き再輸出は甚だ尠くなり、關稅を仕拂ひたる輸入品を原料として製造したる製品、半製品の輸出に當り、拂戻すこと次第に近時の商工業國に多くなれり。

戻税は輸出貨物に對し内國税を拂戻すと同じく輸出奨勵の效を有す。蓋し内國製造家をして外國製造家と同位國の原料を使用するを得しむるを以てなり。戻税則を施行せんには、必ず輸入當時關稅を納付したる貨物に對して爲すべく、其貨物の相違せざる様努めざるべからず。又輸入より輸出までの時間に制限を附せざれば、或は輸入と輸出との間に甚だしき價格の變動を生じ、再輸出者は不當の利得を獲ること生ずべきなり。されど斯くの如きは行政手續上、甚だ面倒を生ずるを以て、或種の品物に對しては輸入貨物と輸出貨物とは必ずしも同一無二の物たらずとも、同種の品ならば可なりといふまで取扱を寛大に



するに至れるを見る。獨逸國に於ける小麥の如き即ち是なり。此法に據れば、輸入者の關稅を支拂ふ時は、關稅領收書を交付せらる。此領收證は讓渡するを得べく、其持參者は一定の期間内に同種同額の商品輸出すれば、關稅の拂戻を得るものとす。此法は多少、弊害を伴はざるにあらずと雖、歐洲諸國には多少とも行はれつゝあり。

米國の戻稅法 合衆國の法律に據れば、稅金の拂戻を大別して四となす。曰

- (甲) 租稅を支拂ひたる貨物を保税倉庫に預け置き、三年間以内に該倉庫より直に輸出する時は、租稅の拂戻を受くべし。
- (乙) 輸入稅を支拂ひたる原料品を以て製造したる貨物を輸出する場合には、之に使用せる原料に對し、支拂ひたる關稅額より百分の一を控除したる額を拂戻するものとす。若し輸出品の原料の一部が内國生産物を用ひたる場合には、輸入原料又は之を以て作りたる部分が明らかに分り、其分量を算定し得るを必要とす。
- (丙) 輸入鹽を用ひ、合衆國內於て製したる肉類を輸出する場合には、鹽に對して課したる關稅と同額の拂戻をなす。但し初めに納付したる關稅金額が一百弗に満たざる時は、此限にあらず。

(丁) 輸入石炭を米國汽船が、外國への通航又は米國大西洋岸と太平洋岸との通航の爲めに使用する場合には、輸入稅として支拂ひたると同額の拂戻をなす。

### 第三節 輸出獎勵

輸出獎勵金 輸出獎勵金とは、普通政府より或種の貨物の輸出に對し輸出者に下付する金をいふ。されば前述の戻稅と同じく輸出獎勵の効果を有するものにして、重商主義當時に在りては有利なる貿易上の帳尻を得ん爲め、貨物、殊に製造品の輸出を獎勵したるを以て、此種の獎勵金の下付亦盛んなりき。或は又内國市場に在品過多を訴ふる場合に、内國に於ける價格の暴落を防がが爲め、又は幼稚なる産業をして外國市場に販路を拓かしめんが爲め、利用せられたること亦甚だからす。近時に至りては此種の獎勵法は少數貨物に對しては頗る重要な効果を顯したりと雖、概して言はば、此制度は漸次廢れつゝあり。

輸出獎勵金に二種あり。直接即ち公然附與するものと、間接即ち暗々裏に與ふるものと是なり。前者の著しき例は英國の商業政策史上に認むるを得べ



し。一六八九年、英國政府は法律を定め、内國に於ける小麥の賣價が一定額を超えざる限り、小麥輸出に對し、獎勵金を下付すべしとしたり。同法は一八〇四年に至るまで存在したりき。佛蘭西は往年、多くの物品に對し、直接的輸出獎勵金を下付したるが、今や全く廢止せられ、唯、遠洋漁業に對して之を保留せるのみ。濠洲植民地よりする或種の農産物にも亦直接的獎勵金を與へたることあり。十九世紀中に於ける獎勵金の最も著しきものは、歐洲に於て甜菜糖の輸出に對し下付したるものなるが、或は之を直接的に下付し、或は之を間接的に下付したり。一八九一年、獨逸は同品に對し直接税を下付するの法律を制定したるが、同法に據れば、一八九五年には下付の率を低下し、一八九七年には全然廢止すべき等なりしが、砂糖價格の下落したると、他の諸國に獎勵金の流行したるとにより、一八九六年に至り、直接獎勵金額を倍加したり。北米合衆國の史を案するに、建國當時の政治家アレキサンダー・ハミルトン其有名なる『米國産業調査報告書』に於て輸出獎勵金の交付を唱道したるも、曾て法律となるに至らざりき。

間接的輸出獎勵金 間接獎勵金は内國製産物の輸出さるゝに當り、内國税を

還付する額の不正確なるより生ずること多し。即ち政府は正確に還付すべき金額を確むる能はざるが爲め苛酷に失せんよりは寛大に流るゝを良しとし、過大の返付を爲すものにして、甜菜糖に於て最も著しく、ブランドデー亦多少其趣あり。西歐諸國に於ては此兩品共に内國税を課せらるゝものなるが、其課税は、原料又は半製品なる間に於てせらる。故に精製品となりて輸出せらるゝに當り、正に幾何に對して税金を返付すべきやは到底正確に算定すべからず、是れ政府が輸出者に利益ある様推算する所以にして、返付金が過剰となるだけは即ち隱約的獎勵金たるなり。

今其一例を擧げんに、獨逸國に於て内國税は原製品即ち甜菜に對し課せられ、輸出に際し返付さるゝは精製品即ち砂糖に對してなりき。以前獨逸に於ける推定に従へば、砂糖一封度を作るには甜菜二十封度を要すと。故に砂糖商が製品一封度を輸出する時は、甜菜二十封度に對する税金の返還を受くべきなり。斯かる法律の下に在りては、農業進歩して良種の甜菜を産し、二十封度を用ひずして砂糖一封度を作るを得るに至るか、或は製造法改良せられ、同じ二十封度を



用ふるも、一封度以上の製品を得る様にならば、輸出品に對し返付せらるゝ税金は明らかに過大なることは最も略易き道理なり。されば獨逸政府は斷えず此製品一封度に對する原料二十封度なる率を低下し、以て此間に於ける不當利得を除かんと努めたれども、農工業の進歩は常に法制の改正に先んじたる爲め、始終隱約裏に獎勵金の下付あるを免れざりき。一八九一年、政府此制度を改めて斷然直接的輸出獎勵金の利を採るに至れり。

間接的獎勵金は、亦輸入品を使用して製造したる貨物の輸出に當り、曩に原料の仕拂ひたる關稅額よりも多くの額を戻稅として下付することもあり、是れ亦往々行はるゝ所なりとす。

鐵道を國有とせる國家に在りては、輸出品に對し特別低廉なるべき運賃を給し、輸入品に對しては比較的高き運賃を徵すること稀なりとせず。前者は隱約的輸出獎勵金と其性質を同じうし、輸出を獎勵するの效ありて、普魯西の鐵道賃率に特に其著しきを見る。後者は輸入品に高賃率を課するは宛も一種の輸入税の如く、輸入を阻害するの力を有し、佛國鐵道賃率法並びに同國政府の私設鐵

道會社との間の契約に此種の規定あるを見る。

輸出獎勵金は通例政府の支出する所なりと雖、亦一私有又は民設會社の之を支出することなきにあらず。例へば、私有鐵道が輸出品に對し特別低率の運賃を與ふることあり。一八九七年、奧地利國綿絲紡績業組合は、内國に於て製品過多となり、價格暴落せんことを慮り、或期限中綿絲の輸出に對し獎勵金を交付せり。之に似たる制度、獨逸國鋼鐵製造業者の間に存在す。

砂糖輸出獎勵金に關する國際問題 輸出獎勵金の一般の目的は輸出を獎勵するに在り、其結果は内國に於ける其貨物の價格を騰貴せしめ、外國市場に於ける同品の價格を低落せしむるものとす。輸出獎勵金は一方に之と同額若しくはそれ以上の輸入税あるを前提とす、然らずんば其目的を達することを得ず、結果も亦生ぜざるべし。初め歐洲にて砂糖輸出獎勵金を下付したる國少く、砂糖の生産亦消費に應ずるに足らざりし頃は、砂糖生産者は榮え、消費者は特に税の重きに苦しむことなかりしが、甜菜糖製造諸國は悉く相競うてあらゆる方法を以て輸出獎勵金を下付するに至るや、生産は過多となり、價格は常に外國市場に



於てのみならず、内國に於てすら低落するに至り、更に佛蘭西を筆頭とし、其他諸國に於て多量のサッカリンを含有せる砂糖又は最近進歩せる製法により、最少の製産費を以て製造したる砂糖に對し、比較的多額の奨励金を下付するに至りてより、其弊害は一層痛切を加へ來り、嘗に輸出國政府に對し重大なる負擔を負はしむるに至りたるのみならず、内國の砂糖製造業者中、損失を蒙るもの尠からざるに至れり。英國及び其植民地並びに合衆國の消費者は、低廉なる砂糖を得るの利益を得たりと雖、同時に又不利益を蒙ることなきを得ざりき。何となれば英國の精糖業者は英國に於て外國製品の爲め其市場を奪はれ、英領印度、東印度の甘蔗糖は大に甜菜糖の爲めに窘めらるゝこととなりたればなり。茲に於てか、英國政府は前章に述べたる如く、輸出税を下付する諸國より英領印度へ砂糖を輸入する時は、打消税を課することとし、合衆國に於ても同様の規定あること曩に述べたるが如し。扱是等打消税制定の結果として、並びに英國其他或國の反對運動の爲め、一九〇三年に開かれたる國際砂糖會議に於て、歐洲諸國中、多數の國家は事實上、奨励金制度を廢止することとなれり。

#### 第四節 無税輸入

内國製品の無税輸入 近世商工業國の關税法を見るに、概ね或種の内國製産物が元の儘の状態にて返送せらるゝ場合には、無税にて輸入せしむるの規定を存せざるなし。米國の關税法は規定して曰く、

合衆國に生産し、又は製造せられたる貨物が、製造其他の方法により價值を増し、又は品質を精良にすることなくして返付せられたる場合には、關税を徴せずして輸入するを許す。

甲 空の包装 合衆國の法律に據れば、米國生産物を入れて輸出したる米國製産品用の桶、樽、籐籠包、硝子瓶、袋其他の容器の容虛にて送還せらるゝもの、又は空にて輸出し、之に外國生産物を入れて送還する時は、無税にて輸入を許す。

乙 博覽會出品 外國に開催する博覽會に出品する爲め、又は外國に開催する展覽會及び其類似の場所にて販賣する爲め輸出したる内國生産物が賣れざりし場合に、原生産國へ送還せらるれば、無税にて輸入するを得しむ。斯かる法律の目的は、輸出業者が其製品を海外市場に廣告する事を助けんが爲めなり。此種の貨物は輸出前登記し置き、一定の期間内に輸入せらるゝを必要とす。一八九六年五月十八日發布の米國法律は規定して曰く、外國に開催する博覽會、共進會、會議に出陳



し、又は一時使用せん爲め、米國より輸出したる貨物又は動物が、大藏大臣の規定に従ひ、合衆國へ送還せらるゝ場合には、該貨物又は生獸の合衆國內地の生産たる外國産とに論なく、輸入税を支拂ふことなくして國內に入るを許す。但し外國の生産に係る場合は、一旦、合衆國に於て輸入税を納付し、之が戻税を受けざりしものに限り、内國の生産にして内國税賦課の目的たるものに在りては、輸出前に於て内國税を支拂ひ、且、拂戻を受けざりしことを證明するを要す。米國の法律は米國に於て開催する博覽會の爲めにする外國品の無税輸入を許す。

丙 歸國旅行者の手荷物 此種の物品は一定の制限の下に無税輸入を許すこと、一般の法なりとす。此點に關し、米國の法律は規定して曰く、『合衆國に居住する者が外國より歸り來るに當り、携へ來る着類其他一切の所有品は、其所有の證明明確に立つ場合には、其價値の大小如何に論なく、關税と賦課せずして輸入するを得。但し大藏大臣が定むる所の諸規定に従ふことを要し、並びに合衆國居住民が外國に於て買入れたる物品に關しては無税輸入を許すものは、代價百弗以下に限る。』

**修繕加工の爲めに輸入する貨物の無税輸入** 近時の關税法には外國貨物を修繕又は加工の爲め輸入する場合には無税とする、と規定せり。又内國の貨物を變造又は修繕の爲め外國に送り、送還せられたる場合に無税輸入を許せるもの往々にして之あり。這般の規定は國法にて之を定むること普通なれども、時

として國際條約に之を規定することなきにあらず。扱之が實施に當りては、輸入品が輸出せらるゝまでに間違はざる様にするを要す。一例を擧ぐれば、織物を晒白、染色、更紗形置等する爲め輸入するに當りては、官印を押捺するか、印を附する等により輸入品と輸出品との必ず同一にして間違はざるを保せしむるを得べしと雖、鐵を以て機械を作り、穀物を粉にするが如きに在りては、其工程中に貨物の形體を滅失するを以て、必ず保税倉庫等の内にて製造せしむるか、或は精製品として輸出するには政府が同一物なりと認定するを要する等、特別の規定を設くるを必要とす。尙此種の物品は必ず輸入以後一定の時日内に輸出せざるべからざる旨規定すべきは論を俟たざる所にして、該期日中に輸出せられずんば、輸入原料に對し、課徴の途的確に定まり居るを必要とす。

合衆國の例 米國關税法第九條は規定して曰く、

『全部又は一部輸入品を原料とし、或は内國税を課せらるべき物品を原料として輸出品を製造するに當り、輸入税を納付せず、又は内國税印紙の貼用を免れんとする者は、大藏大臣の指定する手續に従ひ、保税倉庫内に於て製造すべし』

と。こは一般の法則なるが、其施行に當つては物品により十分斟酌の餘地を與



へたり。即ち例へば、加奈陀より小麦を輸入して粉となして送還する場合、鐵道用鐵材又は機械にして修繕の爲め輸入したるもの、又は外國の註文により、外國人の爲めにするか、又は外國貿易に使用する目的を以て合衆國にて建造する船舶の材料とし、又は修繕の爲め使用する輸入品に在つては、大藏大臣の命する手續に従ひ、關稅の支拂を要せずして保稅倉庫より取出す事を得るものとせり。

無稅輸入諸品 近時諸國の關稅法を見るに、無稅輸入を許容する品目を列舉せざるものなきは前述せる如くなるが、其中二三は特に誌すの價あるを思ふ。例を合衆國關稅法に採らんに、最も重要なるは、總て動物は無稅にして、殊に種獸に於て然りとなす。是れ國內の獸種を多様に改良せしめんとするの意に出づるや明らかなり。又書籍、地圖、樂譜、木版印刷、寫真、金屬蝕鏤、石版摺、海圖、徽章、紋章、寶石彫刻、彫像、彫刻の見本、又は複製鑄物、其他藝術上の作品にして、適法に成立せる學會協會又は専ら宗教、哲學、教育、理學、文學の爲めに設立せられたる學會協會の使用に供せん爲め、其註文により輸入する場合、又は美術獎勵の爲め又は合衆國內の大學、學院、小中學、又は州、公立圖書館の使用に供せん爲め、其註文

により非賣品として輸入する場合は無稅とす。同様に亦藝術上の作品、並びに米國藝術家にして一時海外に居住せるものの作品を公の團體へ寄附したる時は無稅輸入を許す。此外無稅品中には外國より歸國する米國人の家具、家什にして一年以上使用したるもの、外國新聞紙、雜誌、外國政府發行の公文書、印刷後二十年以上を経たる書籍、地圖、樂譜、木版彫刻、金屬蝕鏤、以上裝禎の有無共海圖、合衆國へ移住し來る者が移住當時現實に所有せる職業用器具等あり。尙又合衆國と外國諸國との交換的條約の上に輕からざる問題となりし無稅品あり、最後に米國法は、米國に來る者の着物、裝飾品、化粧用品、其他類似の物の無稅輸入を認め居れり。然れども此適用を受くるには、是等の物品が旅行者よりも先立ち、又は後れて到着する如きことなく、現實に旅行者に伴ひ、實際使用せられ居り、且、直接旅行用に供し、差當りたる便宜の爲め使用者にとり必要にして又相當なるものに限り、稅關吏が商品なりと認定し、又は他人の爲めにするもの、又は販賣の爲めに携ふるものなりと認むる時は、此限にあらずとす。



## 第十一章 通商條約

## 第一節 通商條約の意義及び變遷

定義 條約とは二箇又は二箇以上の國の間に其權限を附與せられたる人々により取結ばるゝ契約にして、筆録したるものなること普通なり。條約と協約の二語は其意義に於て大差なし。若し其區別を詮索せば、條約とは國際間の重要な約束にして、特に列國會議の決議なる事多く、之に反し、協約は前者程重大ならざる問題に關する契約を稱す。換言すれば、協約とは略式の條約なりとも謂ふを得べし。通商條約とは商業貿易に關する國際間の約束にして、其規定せる所極めて概括的なること、例へば、合衆國初當時に、外國と締結したる通商條約の『通交、商業、航海』に關する條約といへる、又は單に『商業、航海』に關する條約と稱せるものの如きあり、或は又特殊的にして唯一の目的の爲めにし、其名稱も亦之を明らかにするもの、例へば、領事事務條約、商標條約又は協約といふが如きものはなり。

通商條約の沿革 通商條約の淵源は極めて古し。羅馬とカルタゴ間の通商條約は實に紀元前五〇九年の事に屬す。十二世紀の末以來、伊太利諸都市は互に通商條約を結び、並びに地中海沿岸諸港と條約を締結せり。爾來、貿易の隆盛と諸國國權の隆興とに従ひ、通商條約は西歐諸國民間に益、頻繁となれり。一四五三年、コンスタンティノポリスが土耳其人の手に歸してより、土耳其王の許可により基督教國民が土耳其内にて通商するを許すこととなれり。之を土耳其『開城條約』と稱す。是等の古き條約は片務的にして、近時の通商條約の特質たる相互的義務なし。十七世紀中は列國競うて航海條例を發布し、植民地條例を施き、加ふるにルイ十四世の戰爭ありて、列國互に相猜疑し、關稅戰爭を爲すに至りたれば、此間通商條約を見ず。十八世紀に至り、茲に純然たる近代的通商條約の出で來るを見る。一七〇三年、英葡兩國間の條約に於て、葡萄牙は英國羊毛の輸入に對する禁止を撤廢し、英國は之に對し葡萄牙葡萄酒を英國に輸入する爲め特惠稅率を適用すべきを約せり。一七八六年のイーン條約にて、英佛兩國は當時兩國現行の關稅率を引下ぐるを約したり。合衆國政府は獨立宣言に引



續き歐洲諸國と幾多通商條約を締結して、以て商業上、一層親善なる關係に入るの途を開きたるが、稍後れて南米諸國が獨立を宣言してより、之と同様なる通商條約を締結せり。

自由貿易時代の通商條約 十九世紀初葉に當りては、佛國革命に引續きナポレオン戰爭の擾亂により、諸國到底通商條約を顧みるの邊なかりき。戰亂熄むや、列國國權の統一漸く其緒に就き、國內に於ける關稅の障壁撤廢せられ、産業上の革命歐洲諸國に傳播し、其結果として外國貿易の勃興を見、大に通商條約を必要とするに至りしと同時に、其締結に都合好き幾多の事情備はるに至れり。此氣運は一八六〇年の英佛條約となりて現れ、兩國互に稅率を低減したるのみならず、條約國の各一方は對手國以外の國に對すると同様の待遇を對手國に與ふべきを約束したり。之と殆ど同時に、大同小異なる條約西歐諸國間に締結せられしが、世之を呼んで「自由貿易時代の通商條約」又は「西歐諸國の通商條約」といふ。保護時代の通商條約 一八六〇年、英佛間の自由貿易主義を標榜する通商條約締結せられて未だ十年ならざるに、早く既に歐洲大陸には自由主義に對する

反動起り、幾許ならずして此氣運は條約の上に顯れたるを見る。一八九〇年代に當り佛蘭西は殆ど全部に互り關稅率を引上げたる後、既に西班牙に行はれ居たる最高最低稅率法を適用し、此法を基礎として萬國と條約を結ばんとせり。幾許もなくして露西亞は佛國の轡に倣ひ、其他歐洲小國中、此亞流を酌みたるものあり。獨逸亦一八九一年より九四年に互り、奧匈國、瑞西、白耳義、伊太利、其他と條約を結び、或種の貨物に對し最高稅率を規定せり。此等の條約は一九〇三年までの期限なりしが、通常「中部歐洲諸國の通商條約」と稱し、保護主義を帶べるを其特色とす。一九〇二年、獨逸は新關稅法を制定せしが、こは既に述べたるが如く、在來の法と異なり、一層保護の力を強うし、並びに穀物に對しては最高率を定めずして最低率のみを定め、それ以上は何程にても引上げ得ることとせり。是れ素より通商條約に依り他國より讓歩を得んが爲めの一武器なるべく、獨逸は此稅法を基礎として、條約を締結しつゝあり。之を要するに、十九世紀の末葉凡そ二十五年間に出でたる通商條約は之を「保護時代の通商條約」といふことを得べし。



## 第二節 通商條約の締結

通商條約締結國 概して言へば條約を締結し得るは完全なる主權を有せる獨立國に限るものなれど、通商條約に在つては此原則多少破らるゝもの如し。一例を擧ぐれば、埃及の如き、之を嚴格に言はゞ土耳其の一部たるに過ぎざるものなれども、一八七三年、土耳其王に許すに、獨立して外國と通商條約を結ぶの權を以てし、爾來屢、此權を實行したり。バルカン諸國も亦其獨立以前に於て此權利を獲得したり。植民地は自ら獨立して通商條約を結ぶの權なしと雖、一八八六年以來、英國が締結する通商其他の條約の一條を附加し、若し印度並びに英國の自治植民地が條約締結後二年内に斯かる條約に加はらんとせば、該期間内何時にても任意參加することを得とせり。以上の例に反し、獨立國にして條約の權を放棄することなきにあらず。かの獨立國たるリトヒテンスタインが埃甸關稅同盟に加入するや、條約締結權を放棄したるが、ルクセンブルグ獨立公國が獨逸の關稅同盟に加はりたる時亦同様なりき。

通商條約締結者 條約を締結する權は君主國に在つては君主、共和國に在つては大統領が或制限の下に之を有するを普通とす。然れども近來、此權利は大に制限せられ、特に通商條約に於て然りとす。之を合衆國の例に見るに、同國憲法は規定して曰く、大統領は「上院の勸告に従ひ、其同意を得て、條約を締結する事を得。但し上院議員出席者の三分の二が同意することを必要とす」と。然るに憲法には亦「總て國庫の收入を計るべき議案は下院に於て先議せらるべし」とあるを以て、通商條約は概ね關稅法に多少の變化を加ふるものにして、即ち國家の收入に關する法律の變更を意味するものといふことを得るものなるが故に、當然下院に於ても亦議すべきものにあらずやとは多年論争の問題となりたるが、未だ大審院の判決を経たることなし。

通商條約の期間 政治的條約特に平和條約は永久無期限のものとするれども、通商條約に在つては無期限とするは寧ろ例外にして、通常有効期間を某年限間又は某年月日まで限定し、尙條約の廢止に對しては豫め一定の期間内に豫告すべく、若し此種の通牒を發せざるに於ては、條約は依然效力を有するものとす。



故に一八二八年、普魯西が合衆國と締結したる條約に

『本條約は批准交換の日より數へて十三年間有效なるべく、若し該期間満了の十  
二个月前に條約國の孰れもが公文通牒を以て、本條約の效力を止むとの意思を通  
ぜざる時は、期間満了後尙一年間有效なるべく、其期間満了の時に至り、孰れの一方  
も條約廢止の意思あるを通牒せざる時は、又一年間有效なるべく、斯くの如くして、  
何時に至るも斯かる通牒の發せられたる後、十二个月間満了まで效力を有するも  
のとす。』

とあり。爾來、孰れの政府よりも公式通牒を發したることなき爲め、此條約は今  
日猶有效に存在せり。東亞諸國との條約には時々之を改訂すべき旨、規定する  
の常なりしが、一八五八年の日米條約には、一定の期間を経過したる後は、條約國  
の一方の請求により同條約は、雙方の國家より條約改正の爲め加除修正を爲す  
の權限ある委員を任命し、經驗により望ましき改正を爲さしむるものとすとな  
せり。

議定書 條約の締結に先だち條約國互に意見を交換し、論議の要點を書留め  
て大略の草案を作り、以て條約協議の基礎となすことあり。之を議定書といふ。

米西戦争の終、日露戦争の終に當り、平和條約の基礎として議定書作成せられし  
は、猶世人の記憶に存する所なるべし。或は議定書が其儘異議なく、事實上條約  
となりたることあり。一八七四年、土耳其帝國と北米合衆國との間に、外國人が  
土耳其國に於て不動産を所有するの權利に關し規定したるものの如き、即ち此  
類なり。或は議定書が必ずしも條約の準備とならず、却て其附録とし、條約解釋  
上の助けとして作らるゝことあり。一八六八年、合衆國とウルテンベルヒとの  
間に結ばれたる歸化條約に附したる議定書の如き即ち是なり。

以前は條約を佛文にて認むるの普通なりしが、今は漸次廢るゝ氣味にて、唯、西  
洋諸國と東洋諸國又は未開國との間の條約のみに此風を存す。文明國民間の  
條約に在つては二通の條約文を作り、其一通を締盟國一方の國語を以てするを  
常とす。

### 第三節 通商條約の内容

通商條約の内容 は主として締盟國間に於ける商業關係の疎整、輕重、政治關



係の親疎に因りて相違す。舊時の通商條約は極めて一般的のものにして、商業通航の全般に互り、『親交及び通商』といひ、『商業及び航海』といひ、『交誼、商業、並びに航海』と稱へたるもの米國の古き條約に見ること既に述べたる所の如くなるが、漸次、特殊の問題重要となり來り、一般的通商條約の規程にては茫漠として準據し難きに至るに及び、特殊的條約を締結する傾向を生じ來れり。例へば領事に關する條約、登録商標に關するもの如し。

通商條約の種類 通商條約を大別して左の四種となすことを得。

一 關稅率の協定と最惠國約款を定めたる條約 此種に屬する條約は條約國間の商業關係中、最も重要な諸事項に關して詳細なる規定をなせるものなり。之に依り條約國は對手國に對し、第三國に許與すると同様の利益に均霑せしむべきを約するものにして、通例現行稅率よりも低率稅を許與するが、然らざるも現行率を維持し、條約期間中之を引上げざるを約するものなり。是を以て此種の條約を名づけて、『關稅條約』といふ。最惠國約款の定めは斯かる條約に附屬すべきは言を俟たざる所と看做す。此種の條約は最高度の文明を有する國家間に於ける重要な商業關係を律するものなり。十九世紀末に於て獨逸が埃匈國、伊太利其他と締結したるカプリーサイ條約は即ち此通例なり。

二 最惠國約款なき關稅條約 此種條約の例は一八五四年及び一八七六年に北米合衆國が加奈陀及び布哇と結びたる互惠條約の如き之に該當す。一八九七年、制定の米國關稅法第三條に、大統領は或制限の下に、外國より均等なる利益を得るに對し、關稅率を引下ぐる事を得とせるは、即ち此種の條約を結ばんことを豫想したるものなり。

三 單に最惠國約款のみにして、關稅率に關する定めなきもの所謂最惠國民條約と稱するものにして、實に近時に於ける通商條約の大多數を占む。一九〇一年一月現行獨逸國と外國との間の條約三十六中二十八は此種に屬するものなり。米國の所謂商業及び航海條約並びに歐洲諸國、海外諸國との條約の大部は亦之に屬す。

四 關稅規約をも最惠國約款をも含まざる條約 此種の條約は單に條約國相互の間に通商する條約を規定するものにして、開明國と新に外國貿易の爲めに商港を開く國民との間の商業事項を規定する場合に多し。一八五四年、日米の間に締結したる『平和、友愛、並びに商業』條約は此種に屬するものなり。

通商條約に規定する條項 通商條約に規定する條項中重要なものを左に略説す。

一 前文 前文には條約國を代表して條約締結の衝に當りたる者の名を記し、協



約の目的を明らかにす。其目的は概ね「兩國間に存する商業を容易にし發達せしめんが爲め」とするを普通とす。而して最初に兩條約國國境内に於ては互に對手國民に對し、商業航海の自由を許す旨の規定あり。其意味は條約國の臣民は對手國の法律の定むる所に從ひ、對手國の何れの部分へも任意に入込み、旅行し、住居し、商業を營み、動産不動産を獲得し、裁判所に起訴する等一切の點に關し對手國臣民と同等又は對手國が最惠國約款を有する第三國臣民に許與すると同等の權利を有するものとす。此相互的互惠待遇又は最惠國待遇は亦航海にも適用せらる。

互に商業航海の自由を認むといふ以上は、禁止なることはあるべからざる道理なれども、特殊の事に關しては矢張禁止することあり。例へば國家の專賣品(日本に於ける煙草の如き)を輸入し販賣すること、風紀衛生上有害なる物品の輸入販賣は全然禁止又は制限を加へらるゝことあり。又賣藥商、旅行商人の類に對しては國家は特別の取締を爲すの必要あること多く、多少の制限を加ふるを免れず。沿岸航海は普通内國船主の特權とし、外國船主には之を禁すること諸國一般の通則にして、沿岸商業に關しても概ね然りといふを得べし。されど此種禁止又は制限は、條約の規定せる通商の自由なる一般的權利に對する除外なれば、努めて其範圍を限局し、濫りに増大することなき様豫め用意する所なかるべからず。されば米國の締結する條約には普通「兩國は、戰爭の時、又は衛生上の目的の爲めに此種制限禁止を設くる事を得と雖、其他の場合には對手國のみならず、各國民に對して均

しく適用せらるべきものの外、特殊の制限禁止を設くることなきを約す」と規定す。以上は特權の制限に關するものなれども、條約によりては公債其他政府借入金金の強制的應募、兵役強制、或種租税の課徴等負擔に屬するもの免るべきを規定せることあり。扱此種商業及び航海の自由は條約國の全領土に互るものなれども、支那の如きは特定の「開港地」に限り、以前は日本も亦同様なりき。

二 時としては條約國間に協定したる關稅定率表を通商條約の一部とすることあり。合衆國と日本支那の如き東洋諸國との間に締結したる以前の條約は即ち是なり。一八四四年、米清條約には清國五个所の開港地を指定し、之より輸出する貨物を十五類に別ち、輸入品を十七類に別ち、其稅率を規定せり。一八六六年の日米條約亦同様の定めあり。米國の取替むる互惠條約の多數及び米國國定稅率、最高最低稅率を基として締結したる通商條約は皆此類に屬す。

三 近時の通商條約に重要事項として規定せらるゝは運河及び河の通航權なり。世界屈指の大河は國際間の條約に據り、列國の通航を許す事となれり。一七八三年の平和條約は規定して曰く、「ミシシッピ河は其河源より河口に至るまで永久に英美兩國の自由に通航するを得べし」と。セントローレンス河の通航權に關しては多年間、英美兩國間に紛議を醸し居たるが、一八七一年の條約に據り、同河は兩國臣民の商業目的の爲めに永久自由に開放せらるべしと規定し解決せられたり。其他英美間の他の條約によりセントジョン河、コロンビア河、並びに太湖上の航路及



び太湖に存在する運河の通税権を相互に許せり。因とミシシッピ河の兩岸は西班牙領に屬したるを以て、西國は米國民が同河を通航するの權に疑を拂みたりしが、米國政府西班牙よりフロリダ及びルイジアナを購入するに至り、紛議の根を絶てり。南米に在りても合衆國との條約によりラブラダ河、パラナ河、ウルグワイ河通航の權を合衆國に許せり。ライン河、エルベ河、ドナウ河、其他歐洲の大河も亦世界通商の爲めに開放せられあり。一八五七年、丁抹と列強との間に條約成り、列強は丁抹に對し若干の金員を支拂ひ、丁抹は其代りとして、バルト海と北海との間の通航税を撤去せり。世界的大運河は中立を原則とす、例へば、蘇士運河は一八八八年、中立を確認し、巴拿馬運河も完成の曉には中立とし、世界列國民をして平等に之を便用せしむといふ。

四 特殊の紛議に對する仲裁條項 例へば一八七一年の華盛頓條約には、反亂より生じたる合衆國の要求、並びに加奈陀に於ける漁業權に關する英國の要求に關する仲裁條項をも規定しあり。或は政治上、商業上紛議を生ずる場合には之を解決する方法として一般仲裁條項を規定せるものあり。一八四八年、北米合衆國と墨其西哥との間の條約に、今後若し不幸にして兩共和國政府の間に、本條約規定の解釋に關し、或は其他政治商業上の事項に關し意見を異にする事ある場合には、其起りたる紛議を解決し、現今兩國國民が享樂せる親善平和の状態を維持せん爲め互に最も眞摯、熱心なる方法に訴へ、平和なる手段を以て交渉すべきことを、兩國國民の

名に依つて誓約す。而して若し是等の手段により相合意する能はざる場合に於ては、損害を受けたりと思考する政府は平和善隣の心を以て十分熱慮し、此紛議は寧ろ兩國政府が任命する特命仲裁委員又は親善なる第三國政府の任命する仲裁委員の仲裁によりて決する方宜しからざるやと考究したる後にあらざれば、報復、攻撃其他何等敵對行爲に出でざるべし。若し一方の政府が紛議を仲裁に附せんことを申出づる時は、他方の政府は之を容るべきものとす。但し同政府が其紛議の性質上又は當時の情狀が到底、仲裁を容るゝの餘地なしと考ふる場合は此限に



## 第十二章 互惠條約並びに最惠國約款

## 第一節 互惠條約の意義の變遷

互惠條約の意義 個人間にせよ、國民間にせよ、互惠とは交換相酬ゆるを指す。之を通商條約の上に用ふる時は、條約國の一方が其對手國へ何等か特別の利益を許與し、其代りとして自ら同一、又は同様なる讓歩を得るをいふ。互惠條約は商業上一般に互り利益を許與する如き範圍の廣きものあり、若しくは或一部分の事のみ限り、例へば、輸入税、輸出税、噸税、領事事務等のみ締約することあり。

國際間に互惠條約を見るに至りしは近時のことに屬す。舊時の條約は戰爭の結果、優勝國が戰爭の餘威を以て戰敗國より強徴したる讓與たるを常とし、要するに片務的なりき。重商主義時代に入るも、當時の國際貿易に關する思想は一國利益すれば他方必ず損すといふにありしを以て、互惠條約を結ばん如きは對手國に利益を與へ、從つて自國の損失を産み來るべしと考へられ、到底行はるべくもあらず、其反對に報復政策盛んに行はれたり。互惠思想の行はるゝに至

りしは、近時國際法の發達と外國貿易隆興の結果に屬す。而して此互惠條約に種々の意味あることなるが、それには合衆國に於ける此種の條約の變遷を研究すること蓋し最も便利なるべし。

第一期に於ける米國の互惠條約 第一期に於ける米國の互惠條約は其範圍極めて廣汎なるものなりき。合衆國が其初期に於て諸外國との間に締結したる『友交及び通商條約』は商業上一切の事に關し、恰く互惠を主義とせり。一七八五年、合衆國と普魯西との間に成立したる條約の如き此種のもの、の標本ともいふべく、其前文に曰く、

『普魯西國皇帝陛下及び亞米利加合衆國は兩國間に行はるべき交通と商業とを律すべき法則を永久、且、平等に定めんと欲し、之が爲めには最も完全なる平等と互惠となすを以て兩國協約の基礎となすに若かざるを知る』。

第二期に於ける米國の互惠條約 本時期に於ける米國互惠條約は第一期時代のものよりも特殊的にして主として噸税に關係せるものなりき。嘗て述べたるが如く、合衆國建國の初めに發布したる法律の一は所謂米國航海條例にして、即ち米國諸港の入港税は外國船及び外國船搭載の貨物よりも米國船及び米



國船搭載の貨物に輕うすと定めたるものなりしが、一八一五年に至り、同法は始めて制限を加へらるゝこととなれり。即ち同年、合衆國が英國と締結したる暫定條約第二條に據れば、

『英國船(並びに其貨物)は、合衆國の諸港に於て合衆國船(並びに其貨物)に課せらるゝ税金料金を限りとし、其以外のもの又は以上のものを徵せらるゝことなし。合衆國船(又は貨物)は英國皇帝陛下の歐羅巴に於ける屬領地に於て、英國船(又は其貨物)が課せらるゝもの以上、又は以外のものを徵せらるゝことなかるべし』

と。茲に注意すべきは此互惠條約は英米間直輸貿易にのみ適用せられたることにして、合衆國と英領西印度、合衆國と英領北米との間の貿易は、依然米船に利に英船を阻むものなりき。此制限的互惠主義は爾後數年の間に多少の變化を加へ、英國以外の數國に及ぼさるゝに至れり。

第三期に於ける米國の互惠條約 一八一五年より一八二八年に至る間の特色として直接貿易にのみ適用せられたる噸稅互惠主義は、一八二八年三月二十四日の法律により、間接貿易に及ぼさるゝに至れり。これより先き、英國は西印度貿易に於て米國の船舶を遇すること、自國船と均しからざりしを以て、米國政

府は屢、之を打破せんと努めたるが、前掲一八一五年七月三日の英米條約にも其志を達する能はざりしを以て、爾後十年の間に於て種々報復的法律を發したり。其結果として、一八三〇年に至り、英國は米國船に對し自國船同等の税金を徵すべきを條件として、米國船が西印度貿易に従事するを許すこととせり。此直接及び間接貿易に對する互惠の主義は、爾後或は宣言を以て或は他國との假條約により、之を他國に及ぼしたる爲め、爾來、南北戰爭に至るまで合衆國の對外商業主義となれり。

第四期に於ける米國の互惠條約 古代に於ける特殊的互惠條約は、歐羅巴に於ても、將た亞米利加に在りても、主として噸稅に關し、諸國の航海條例の反動として顯れたるものなりき。英國に於ては一八二五年頃より貨物に對する關稅制限に關する互惠主義漸く顯著となり來り、合衆國も亦之に次いで此種の互惠條約を結ぶに至れり。此種の互惠條約は締盟國の一方が對手國より輸入する或種の貨物に對して、第三國より來る同種類の貨物に課するよりも低率の輸入税を課すといふにあり。但し斯くの如き制度は恩惠に與らざる外國をして報



復手段を採らしむること多し。殊に合衆國の如き國定税制を有する國にありては、某品のみを限り、某國より來るものみに對し低率税を適用すといふが如きは、極めて困難なる所に屬す。是を以て合衆國が此種の條約を結ばんとしたること一再のみならずと雖、何れも皆失敗し、僅に成功したるは一八五四年、加奈陀との條約、一八六六年、布哇との條約、一九〇三年、玖馬との條約あるのみ。而も此中布哇と玖馬のは政治上特別の理由に基づくが故に、全く除外例たり。加奈陀との條約のみ此種條約の例と看做すべきものなるが、これすら一八六六年合衆國の方より之を終了したるを以て見れば、此種の互惠約は米國に於て不入望なりしを想はずんばあらざるなり。

第五期に於ける米國の互惠條約は再び噸税に關するものなりき。南北戰爭中再び噸税を起したるが、一八八四年の法律により、中米及び南米貿易の爲めに特例を設けて、當時の噸税が一噸六仙(一年三十仙)を超ゆることなしなりしを、中米及び南米諸港より合衆國に來る船は一噸三仙(一年十五仙)を超ゆることなしとなしたり。但しこは米國船舶が中米及び南米諸港に於て之より高き噸税

を徴せられざる場合に限ることとなせり。然るに此恩惠に浴せざる諸國は直に抗議を提起したるを以て、一八八六年、新法を設け、大統領は宣言を以て「噸税、燈臺税、其他ともに米國船に課するもの以上は之を停止するを得」と改めたり。要するに、米國政府の方針は外國が自國の船舶に對し、同様の取扱をなすに於ては、總て噸税を廢すべしといふにあり。而も大抵の國家は燈臺税、其他の港税を課するを以て、本法の惠に浴するを得る外國船は甚だ稀なり。

第六期に於ける米國の互惠條約一八九〇年及び一八九七年の關税法第三條は米國互惠主義の第六期を示すものなり。前者の規定に據れば、一切の「砂糖、糖蜜、珈琲、茶、未製獸皮」を無税品としたり(但し精糖が輸出獎勵金を交付する國より來る場合には該獎勵金に等しき打消税と一封度半仙の税を課す)。凡そ是等の諸品は砂糖の外、總て多年無税品なりき。一八九〇年に砂糖を無税にしたるは、當時、國庫收入過剩を告げ居たる爲めにして、一方に輸入税を廢し、他方に國內精糖業者に獎勵金を交付し、以て國庫金過剩整理の便法と爲せしなり。然るに同法案の上院に至るや、同院は一條項を附加せり。之に據れば、是等の貨物を輸



出する國に於て、合衆國より來る農作物其他の貨物に對し、合衆國の無税輸入を許可するに較ぶれば、不正不道理と認めらるゝ如き關稅其他の課徵を爲すに於ては、大統領は一片の宣言により前記の貨物に對し、特定の輸入税を課することを得ることとなれり。此條項は一八九四年の關稅法には削除せられしが、一八九七年の法律に復活せられ、之に珈琲、茶、トンカ豆、ヴァニラ豆を附加するに至れり。砂糖は一八九四年の法律にて有税品中に編入せられ、一八九七年の關稅法に於ても亦課税品たりしが、是れ蓋し當時政府の財政上の必要上に依る。されど一八九〇年、關稅法第三條に従ひ、珈琲及び砂糖に關し其產出國との互惠協約締結せられたり。當時、日本、支那、印度等、製茶輸出國並びに熟皮輸出國アルゼンティナよりは何等の讓歩を得ざりしと雖、別段此等の製茶及び熟皮に對し特殊輸入税を課するに至らざりき。此等互惠協約は一八九四年の關稅法を以て廢止せられ、一八九七年の法律に於ても復活するに至らざりき。

第七期に於ける米國の互惠條約 一八九七年、關稅法第三條には前項に述べたる大統領の權限を以て特定の貨物に對し、一定の輸入税を得る旨を定めたる

のみならず、大統領は未製酒品ブランデー、シャンパン、葡萄酒、繪畫、彫像に對し一般税率に規定したる税率よりも特に定めある低き率を適用することを許すを得とせり。タウシグ教授此規定を評して曰く、

『是れ佛國に對して作りたる法律なり。一八九七年の新稅法には、絹の税率を引上げたる爲め特に佛國の不利となるべきを以て、或は佛國をして報復税率を定むるに至らしむるやも知り難かりき。而して一八九二年の佛國最高最低稅法は通商條約により外國より讓歩を贏ち得んとするの目的を以て作られたるものにして、實際之を施行せんと欲したるものにあらず。今、合衆國は佛國の策に倣ひ、豫め讓歩條約を關稅法中に規定したり。されば明らさまに言はゞ、一種の滑稽劇にして、佛國も米國も共に實施せんとするの意志なき稅法を定め、而して自ら眞の讓歩と考へざる讓歩を與へたるなり』

と。そは兎に角、本條項の規定に従ひて、佛國との互惠條約成立し、一八九八年六月一日より施行せらるゝこととなりしが、此條約により佛國は或種の米國品に對し、最低率を課することしたり(此讓歩は一八九〇年の米國關稅法の下に、佛國が米國に與へたる讓歩に同じ)。後、合衆國は葡萄牙、獨逸、伊太利、瑞西、和蘭、土耳其とも同様の條約を結べり。



第八期即ち最後の米國の互惠條約。こは前項に言へる所よりも一層其適用を擴めたる互惠條項なり。即ち一八九七年米國關稅法第四條の規定する所に於て、同條に據れば、大統領は外國と互惠條約により、外國より等一の讓歩を得る時は、之に對し輸入稅率を引下げ(但し百分の二十を越ゆることを得ず)、又は或貨物を無稅品とし、或は無稅の儘とすることを得とせり。同法に據れば、此種の條約は同法制定後二年内に締結すべく、條約有効期間は五年間を超ゆべからず、且、條約が效力を發生する以前に議會の協贊を経るを要すとせり。此法律に従つて佛蘭西、エクワドル、ニカラグ、並びに英國及び丁抹とは西印度領地に關し、それら條約を結び、一八九九年末、上院に提出されたるが、上院の反對に會し、殊に佛國に對する反對強く批准せらるゝに至らずして止めり。然れども砂糖のみに關しては一九〇三年、玖馬との互惠條約により、同國より合衆國に輸入する砂糖に對しては稅率二割を引下ぐべく、同協約の有効期間内には他の國に産したる砂糖は一八九七年七月二十四日制定、合衆國關稅法規定の稅率より低き輸入稅を以て輸入せられざるべし」としたり。

第二節 最惠國約款

最惠條約の意義。初め互惠條約は専ら締盟國間の特約事項のみに限り、他に同種の條約あるも、一々多少づつ相違したるを常とせり。然るに斯かる條約頻出するに至り、互惠條約國の一方が更に第三國に對し前の互惠條項よりも一層有利の條件を與ふるが如きこと出來し、爲めに初めの互惠條約は多少其價値を損せらるゝに至ること尠しとせざるに至れり。斯かる不都合を防がん爲め、互惠條約には其條項中に他日締盟國の一方が第三國に或讓歩を爲すことある時は、締盟國は當然斯かる讓歩恩惠に均霑すべしとの規定を設くること常となれり。之を最惠國約款と稱す。此種の契約ありし形跡は夙に一六五四年、英國と瑞典との間に結ばれたる條約に認めらると雖、最惠國約款が國際通商條約上、重要の一要素となるに至りしは十八世紀以來の事に屬す。

條件附(即ち米國式最惠國約款) 米國の通商條約には其最初より最惠國條款の定めあり。一七七八年、米佛交際通商條約(即ち米國植民地が獨立宣言の發布



後第一に締結したるもの第三條に曰く、

『最も仁慈正義なる皇帝と合衆國とは商業及び航海に關し、他國に對し何等か特別の恩惠を許與する場合に於て、之を無償にて爲したる時は締盟國に對しても無償にて即時同一の恩惠を與ふべく、之を有償にて與へたる時は締盟國よりも亦同一の報償を得て、以て同一の恩惠を與ふべきことを約す』

と。爾後の米國通商條約に用ひらるる辭句は其主義に於て之に異ならず、同國の所謂最惠國約款の意義を明らかに表白したるものなり。

右の規定は決して互惠條約を妨ぐるものにあらず。之ありとも、又別々に互惠條約を結ぶ事は任意なり。要するに米國の解釋に従へば、最惠國約款とは最惠國は合衆國が無償にて第三國に與へたる各恩惠には均霑する事を得るも、合衆國が有償にて第三國に讓歩を爲したる場合には、最惠國は同一若しくは之に等しき報償を與へて始めて其讓歩恩惠に均霑するを得べしと爲すなり。合衆國政府は曾て此解釋を變更したることなく、將た之を守るを怠りたることなし。然るに往々、合衆國を非難して、最惠國約款を破りたりと爲すものあるも、それは合衆國の本約款解釋の意を了せざるに因る。

無條件即ち歐洲式最惠國約款 無條件最惠國約款に據れば締盟各國は對手國に對し、各自第三國に與ふる恩惠は無條件にて之を對手國に與ふべきを約するをいふ。歐洲諸國が本約款に對する態度は時により同一ならざりしと雖、一八六〇年代の自由貿易時代に於ける通商條約より以來は、歐洲各國概ね無條件となすに至れり。一八六〇年、英佛間に締結されしコブデン通商條約第十九條は規定して曰く、

『締盟國の一方が第三國に對し特典又は特權を與へ、或は本條約に記載せる貨物の輸入税を引下ぐる場合に於ては、又之を締盟對手國に許すべきことを約す』

と。一八六五年に締結したる獨逸關稅同盟と白耳義國との通商條約第五條には一層廣汎無制限なる最惠國約款を規定せり、曰く、

『締盟國の一方が第三國に許與する一切の恩惠、一切の免稅、輸出入税の引下げ一切は、總て即刻、無條件にて締盟對手國に及ぼさるべし』

最惠國約款の範圍 最惠國約款の範圍は各國之を異にし、國を同じうするも異なる條約に規定せる所は相同じからず。合衆國の通商條約に於て最惠國約款は「商業及び通商に於ける特別の恩惠一切」に及ぶ事あり、或は領事、外交官、不



動産所有權等の如き特別の問題に關する事あり。或は一八七〇年、獨佛間に結ばれたるフランクフルト條約に據れば、本約款は輸入税、輸出税、通過税共に通關手續にも及べり。商業貿易上、一切の事項に互るものの例としては、一八九六年の日獨通商條約の如き其適例たるべく、特殊の商品にのみ及ぼすものの例としては、一八四一年、英國と獨逸關稅同盟との間に結ばれたる砂糖及び米に對するものの如き、一八四六年、白耳義と和蘭が石炭と鐵とに關し締約したるものを掲ぐるを得べし。

時として特殊の商品を最惠國約款より除外することあり。例へば、一八八一年佛佛間の暫定條約に於て砂糖を除外したるが如し、又適用の範圍を制限したる一例として注目すべきは、獨佛フランクフルト條約第十一條に、締盟國の一方が英吉利、白耳義、和蘭、瑞西、埃地利、及び露西亞へ許與したる特典は、無條件にて締盟對手國へ許與すべきものとせること是なり。

最惠國約款は概ね本國の產物及び船舶のみに適用せられ、植民地のものに及ばず。又一方に、最惠國約款を結び他方に差別的取扱を爲すことも必ずしも矛

盾にあらず。例へば、國境連接せる兩國は國境貿易に關し特殊の取扱を爲すことありと雖、之に對し最惠國は均霑するを得ざるなり。或は又政治上、密接の關係ある爲め特惠條約を生ずること、かの一八七六年に於ける米國布哇間の條約の如きあり。當時、獨逸初め歐洲列國は布哇との最惠國約款に基づき布哇が米國に與へたる特典に均霑せんことを主張したるも能はざりき。

最惠國約款は普通相互的にして、雙方互に恩惠を受くるものなるも、必ずしも常に然らず、特に西洋諸國と東洋諸國間の條約に於て然り。一八五六年、合衆國が暹羅國と結びたる通商條約第十一條に

『米國政府並びに米國臣民は、暹羅政府が外國の政府又は臣民に許與し、又は將來許與することあるべき一切の特典に無償にて均霑すべし』

と規定し、合衆國の方には暹羅國民に對し同様の特典を與ふべき義務を規定せず。



## 第十三章 政府の商業獎勵機關(其二)

## 第一節 立法及び行政機關

總說 苟も政府の處爲施設にして一國の商工業の盛衰に影響せざるものなしと雖、文明國の議會は外國貿易及び通商關係の保護獎勵の爲めに特別の委員を置き、行政部も亦省若しくは局を設けて、専ら之に當らしむるを例とす。例へば、米國の立法部には合衆國の外國貿易に關する事務を見る爲め、上下兩院に常設委員の設けられあるもの甚だ多し。即ち下院に在りては州際及び國際商業委員、外國事項委員、屬領地委員等あり。上院には商業、外國關係、連洋運河、玖馬關係、太平洋諸島及びポートルコ、菲律賓群島、加奈陀關係等各委員あり。此等常設委員の外、特別委員あり。即ち上院に於ける勸業博覽會委員、交通委員、獸肉製品販賣調査委員の如き是なり。

合衆國政府諸省は外國貿易に關する事務に携はるもの多し。就中、國務省管下には通商局、領事局あり。大藏省には課稅評價員會及び稅關あり。商勞務省

管下には統計局、工務局あり。農務省統計局には外國市場部あり、陸軍省管下には屬島事務局あり。

此外、尙、國際的及び國內的委員あり。例へば、全米共和國國際事務局、合衆國産業調査委員、米國互惠條約委員、菲律賓群島委員、巴奈馬運河委員の如き此類に屬するものとす。

合衆國國務省 國務省は大統領の指揮の下に合衆國遣外使臣及び領事との通信に關する事務、並びに外國より合衆國に派遣せられたる外國政府の代表者との通信事務を司る。本省は又外國と締結したる條約を實行するの責を負ひ、米國臣民に旅行免狀を交付し、合衆國駐在の外國領事認可狀を發行し、合衆國國際貿易年報、合衆國條約、其他諸種商事事項に關する出版を司る。

國務省の長官は國務大臣にして、其下に數人の次官あり。第三次官は領事事務を司る。省内數局あり、最も主なるものを通商局及び領事局とし、前者は領事官に對し、商勞務省にて出版せらるべき諸報告材料調査を爲すに指揮を與へ、領事官よりの報告を受け、之を校閲し、或は修正し、而して之を商勞務省其他の當局



に轉達し、又省内の用として商業事項の調査及び報告を編纂す。領事局の職掌は「主として領事官に對し其職務上に關する通信」を司るにあり。

## 第二節 領事

領事事務 領事とは外國に居住し、本國政府の商業上の利益を保護増進する爲めに政府の任命を受けたるものをいふ。外交官は主として政治事項を擔當するを以て、領事官と異にす。換言すれば、前者は政府の政務官にして、後者は商務官なり。但しこは唯法文上、大體の區別に過ぎずして、實際に於ては兩者の區別爾く截然たることを得ず。領事にして時に政治的使命を託せらるゝことなしとせず。特に外交官の駐在なき地に於て然りとす。之に反し、外交官が商業上重要な事件を擔任せしめらるゝこと決して稀なりとせざるなり。

米國領事の職務は多岐に互ると雖、主なるものは關稅法施行を補助する事に於て、殊に原產地買入證明書の發行及び商業事項に關し報告を爲すこと是なり。現時合衆國政府の發行に係る領事報告は、特別報告、年報(一八五六年より以後)月

報(一八八一年創刊及び月報(一八九七年創刊)あり。

公使領事の職を掌る官吏は遠く上古時代にも之ありしことなるが、近世の領事官制度は十字軍時代に伊太利諸都市が勃興し來りし時に始まる。爾來、領事官制度は一般文明國の商業政策として普及するに至れり。領事の權限及び義務は國際公法、通商條約、地方の習慣及び各國法規に據りて定めらるゝが故に、各國各地其事情を異にするに従ひ多少の相違あるを免れず。

領事は通常政府之を任命す。米國に於ては上院の推薦により大統領之を任命し、上院の協贊を得べきものとす。下級の領事館員は外務大臣又は領事に於て之を任免す。文明國に於ては競争試験を執行し、其成績に依りて領事を任命し、過失なき限り在職せしめ、昇進は功勞に依らしむるもの多し。是れ青雲の志ある青年の爲め榮譽ある公職を供するの道として甚だ有效なる所に屬す。合衆國に於ては最近時に至るまで領事の任選は政治上の勢力に因りて左右せられ、候補者は其任用確定して後始めて試験を受け、在職期間は大統領領政治機關選舉の成績に依りたるが爲め其地位甚だ不堅固なりき。



領事は本國の外務大臣より駐在國外務大臣に宛てたる親任狀を交付せらる。而して其任地に就くや、先づ駐在在外務大臣より外國領事認可狀即ち其公務を執るを承認する旨の書面を得るを必要とす。

合衆國領事官制度の改革 米國に於ける領事官任命法は一七五二年に定められ、爾來種々の領事官法制定せられしが、一八五六年に至り、取纏めて改正し、詳細なる領事法を定め、其儘にて最近時に至れり。然るに近年、米國領事制度改革の聲大に世上に起り來りしが、其所謂缺點として指摘せられし所を見るに、(一)領事官人選法の不完全なること、(二)任期の永久的ならざること、(三)報酬の不十分なる爲め一方には過當なる手数料の徴收となり、一方には領事駐在地以外處々に領事代理を設け、以て收入の増加を計るに至ること、(四)領事及び商務官の過多なること、(五)法規施行の不完全なること、特に手数料の金額及び其徴收に關し不正確なりといふにあり。此諸弊を矯めんが爲め領事法改正案屢、議會に提出せられしが、其目的とする所は、(一)俸給額を一定し、且之を十分なる金額とすること、(二)總て法文に規定なき手数料の徴收を廢止し、徴收したる金額は悉く之を合衆國

國庫の收入とすること、(三)新任又は昇進は總て功勞に依ること、(四)任期を確保すること、(五)領事官監督を十分にすること、是なるが、一九〇六年終に法律となり、施行法と相俟つて米國領事制度上、大に改良を加へ、遙に以前よりは満足なるものとなれり。

現在の米國領事法 現在の米國領事官は總領事、副領事、總領事代理、領事、副領事、領事代理、領事代辦員の別あり、此外領事館書記、通辯、及び執行吏を使用す。總領事及び領事の等級左の如し。

總領事				領事			
等級	俸給	人員數	等級	俸給	人員數		
一	11,000	二人	一	8,000	一人		
二	6,000	六	二	6,000	一		
三	6,000	八	三	5,000	八		
四	5,500	二	四	5,000	三		
五	5,500	一六	五	5,000	三		
六	5,500	九	六	5,000	三		
七	5,000	三	七	5,000	七		



合計

至

八

二,五〇〇

〇

合計

二,〇〇〇

〇

新法律は總領事及び領事の任命に關し、何等規定する所なしと雖、憲法の規定に據れば、大統領は上院の推薦に従ひ、其協贊を得て之を任命すべしとあり。總領事、領事以下の任命は普通總領事又は領事の指名により外務大臣之を行ふ。然れども領事の任命は試験を経べきこととなり、其任期は過失なき限り免罷せざることとなれり。(但し現行法にも必要あるときは従前の制度により任命することを得とせり)。

最近制定せられたる法律は大に注意すべきものあり。そは極東に駐在すべき通譯練習生十名に關するものにして、練習生は政黨に關係なき米國臣民にして、十年間在職することを約束するを要す。其職務は極東の公使館、領事館に通譯となる爲め支那語又は日本語を學ぶにあり。

従前に於ける米國領事制度の缺點の一は十分なる監督を缺きたる點にありしが、新法律は無任所總領事と稱する監督官五名を置き、一個年の俸給を五千弗

とし、外に旅費を給す。此種の監督官は領事中經驗に富み、才幹あるものを擢んでて之に充て、外務大臣の指定する領事館を巡視す。新法は各領事館は二年目に一度以上必ず検査を受くべしと規定せり。

米國領事館員にして年俸一千弗に上るものは外國人を使用すべからず。又年俸一千弗以上を受くる總領事、領事、並びに領事代辦員は其管轄地域内に於て商業に従事すべからず。

以前には領事の手數料は一般に其餘録と看做され、手數料收入の方が正規の俸給より多きに上るもの決して稀ならざりしが、後法律を以て公的手數料と私的手數料を區別し、前者は合衆國國庫へ納付すべきこととしたり。此改革たる、領事の收入を減少したるは辯を俟たざる所なるも、之に對し俸給の増額を爲さざりしが爲め、在外領事は其地位に相應はしき程度の生活を爲す能はず、甚だ困難なる事情を生じたるが、現行法は一方に俸給を増し、且、條文を以て規定して曰く、

『領事事務を取扱へる吏員が領事事務に關し爲したる職務の爲め領收したる手



領事任命及び昇進に關する近年の法令 近年種々の領事制度改革案唱へられしが、其何れも領事の任命及び昇進に關しては文官任用令を適用すべきを主張せり。然るに此一點が偶、諸改革案の成功を妨ぐる障壁となりしこそ是非なけれ。蓋し從來の制度に據れば、上院議員は領事任選の實權を握り居たるを以て、改革案を通過せしむる時は、大に自家の選舉區に屬する勢力に關係するが故に、其通過を喜ばざりしに因る。されば現行法は其法案中任命及び昇進に關する項を除き去り、以て漸く通過するを得たるなり。尤も此點に關する缺陷は、近年行政命令並びに「文官の人員を改良せん爲め、大統領が文官を新任するを許す法」なる法律の活用により之を補ひたること尠からず。然れどもこは行政官の手心たるに止まり、其意見次第にて其變更廢止共に自由なるの憾あり。但し近年此點に關し社會の輿論大に喚起せられたるを以て、行政處分に因る新改良が再び退歩して往年の情實的任選法に還るべしとは想はれざる所なり。

數料は、其公的料金なると否とに拘らず一切計上し、之を合衆國國庫に納付すべし。領事事務を取扱ふ吏員の報酬は法律の規定せる俸給のみに限る。

這般健全なる改革の方面に着手したる第一歩は、一八九五年九月二十日附、クローグランド大統領の命令にして、同令に據れば、年額一千弗以上二千五百弗以下を受くる總領事、領事代辨員、商業代辨員の任用は(イ)外務省内の吏員にして、自ら領事事務を知得すべき如き地位に在りし者を轉用又は昇進せしむるか(ロ)現に外務省管下に奉職し居らざるも、以前に外務省に奉職し、自然領事事務に通すべき様の地位を占め、且在職中満足に職を奉じたる者を探るか(ハ)品性、責任、才幹に關し十分の證據を差出したるに基つき大統領の詮衡を経て試験を受くるを許さず、試験の結果所要の職務を採るに堪ふる者と認められたる者よりすべしとせり。此任用令は一九〇五年、ローゼヴェルト大統領の下に、年額一千弗以上の地位に對し總て之を適用すと改められたり。

領事任用現行法 一九〇六年六月二十七日の命令により、領事任用制度は左の如く定めらる、但し總領事及び領事の任用は上院の意見を徴して協賛を経べきものとす。(一)第八等以上の總領事及び領事は其以下の領事より昇進せしむ。(二)第八等及び第九等に缺員を生ずる時は(イ)領事館の下級吏員を昇任せしむる



か(ロ)満足に試験を経たる候補者を新任す。(三)外務省官吏にして年俸二千弗又はそれ以上を受くる者は第八等以上の領事として如何なる地位にも任せらるるを得。(四)より(八)高等文官任用委員又は其指名したる者及び外務省領事局長並びに他の外務省官吏一人を以て領事試験委員を組織し、規定に従ひ試験を執行すべし。志願者は合衆國臣民にして二十一歳以上五十歳以下の者に限り、大統領が試験の上領事官に任用すべしと指定したるものに限る。(九)第八等、第九等の領事官に缺員を生じ、大統領に於て之を補充すべきものと思ふ時は、大統領は参考の爲め試験合格名簿を送達せしむべし。(十)昇進は總て功勞により、(十一)副領事、領事代理、領事代務員、通譯練習生は規定の試験を経るにあらざれば昇進するを得ず。(十二)任命に際して候補者の所屬黨派を問ふことなし。但し各州各地方間に任官數の權衡を保爲め、出身地方に關し注意する事を必要とす。

領事官試験規則 一九〇六年六月二十七日の法令に従ひ、試験委員は一定の試験規則を制定せり。同規則は各等級共通にして、筆記口述亦同じ。口述試験の目的は、事務的才幹、敏捷、現代の世事一般に通じ居るや否や、天性當該職務に適

せるや否や、徳性、知識、體質、品性、風采、一般的教育、並びに英語力を試験するにあり。筆記試験は、佛獨又は西語、又は英語以外の現代外國語一、合衆國の商工地理、合衆國の商業特に合衆國の外國貿易を擴張増加し得る方面に關する事項、經濟學、國際公法、商法及び海商法概要、米國史、米國國法學、政治地理、商業地理、數學、商業統計、關稅の計算、爲替換算、會計等に用ふる類のもの(歐洲及び中南米近時史、一八五〇年以後の東亞史、孰れも特に政治、經濟、商業上の發展に重きを置く)。筆記試験は文章、文法、句點法、綴字法、書法の巧拙をも考査するものとす。尙合衆國が(治外法權を有する地方に於ける領事として任選せられんとするは、右の外更に民法、證據法、民事裁判に關する附加試験を経べきものとす。通譯練習生の試験は他の領事官と同一の試験を受くることなるが、唯、其年齢を制限して十九歳以上二十六歳以下とし、未婚者にして、政府が解雇せざる限り十年間在職すべきことを約せざるべからず。試験は百點を以て滿點とし、平均八十點を得たるものは爾後二年間任命せらるゝの權を有す。

總評 近年に於ける領事制度の改革は概して健全なり。一九〇六年の改革



には領事の等級を改め、非公的手數料を廢し、俸給を増し、監督制を設けたり。之と伴つて行政命令を以て領事官任用及び昇任に關し改革する所ありしも、未だ行政官の意見次第にて變更せらるゝことなしとせず。領事官が政黨の勢力によりて任免せらるゝの情弊は一八九五年の行政命令にも、一九〇五年の行政命令にも殆ど改正せられず。試験の制度は之ありしと雖、その任命決定後に執行せらるゝものにして、殆ど形式に止まり、苟も試験を受くるを許さるゝ者にして不合格となるは甚だ稀なりき。一九〇七年の改革は、大に此點に、斧鉞を加へたるものにして、受験者は、假令、試験に合格するも、果して任用せらるゝや否やを確知する能はざるの状態にあり。而して假令任用せらるゝとも、従前の如く一躍して高級官に任用せらるゝことなし。然りと雖、一步進んで之を觀れば、現行制度は未だ決して完全なりといふべからず。何となれば現時の受験者は、大統領が試験の上領事官に任用すべしと指定したるものに限るとなせるが故に、大統領の指定を決するに政黨上の考慮が混入することなしとは保證し難ければなり。將た大統領が之を指定する手加減は如何、即ち大に門戸を開放して沿く天

下の青年の受験を歓迎するや、或は成るべく制限主義を採り、志望者を淘汰して受験せしむるやは毫も規定せられあらざるなり。一般の法規及び命令より察するに、大統領及び外務省は制限主義を採るもの如し。果して然らば世上一般に、新法により大に天下の人材を得べしと期待せる所は水泡に歸するの外なきなり。一層弱點を擧ぐれば、今日の法と雖、實際上に於ては志望者は先づ其出身の州又は地方の上院議員の同意後援を得るにあらずんば受験候補者たるの指名を得んこと難く、斯くて試験に合格したる上に於て任用せらるゝ保證奈何といふに、通常受験者は甚だしく領事官缺員數よりも多きを以て、任用するや否やは甚だ不得實なるが故に、青雲の志ある青年が相競うて此方面に進み來らんこと之を望むべくもあらざるべし。



## 第十四條 政府の商業獎勵機關(其二)

## 第一節 公使館附商務官

公使の職務は主として政治に關し、領事は主として商業に關す。然れども公使は領事に比して一層外國の政府と密接の關係あるを以て、商業問題と雖、領事よりも公使の手を経るを便とする如きもの頻々として續出す。茲に於てか二三の國にては公使館附商務官なるものを置き、以て本國と外國政府との間に起る商事關係問題を管掌せしむ。現に英、露兩國之を置き、獨逸は農務官なるものを用ふ。此制度は一八八〇年、英國の創むる所に係り、現在同國には七名の商務官あり。

公使館附商務官の利害 近年、米國に公使館附商務官なるものを設くるの利害に就き論議せられたることあり。一九〇四年、政府は各地の米國公使及び領事に對し、此件に關する意見を徴したるが、其答申は概して之を贊成したり。尤も多少の反對なきにあらずして、其重なる點は(一)公使の職務と商業上の事件と

を餘り密接ならしむる爲め、大使公使の威嚴を損すべし、(二)公使と領事との争を惹起し、領事は不熱心となり、自ら進んで本國民の商業的利益を開拓するが如き舉に出づることなきに至るべし、又(三)政府の支出は増加する一方に果して十分の效果利益ありや否や明らかならずといふにありき。されど兎に角、大勢は之を可としたるを以て、此諮詢に基づき一法案提出せられたり。之に據れば、外務省管下に六人の特別外交官を設け、之を公使館附商務官と稱し、成るべく領事中心より大統領之を任命して大使館、公使館に屬せしめ、又は特定の商業地區に駐在を命じ、或は外務大臣が必要と思考する臨時的任務に服せしめ、外務大臣の意見により駐在地を變更す。商務官は又各領事館の検査を蒙り、十分の俸給を支給せられ、在職期間は過失なき限り終身とせり。此法案贊成者の主張に據れば(一)此種の官吏は領事に比すれば外國政府との關係一層密接にして、爲めに領事官にては往々知り難き事項を知るを得べし。(二)彼等はまた大使公使をして一層よく商業上、重要事項に通せしめ置くことなるべく、(三)新法案に據れば領事中心より拔擢して商務官を任命するの利なると、並びに商務官として領事を監督せし